

議案第27号

木津町・加茂町・山城町 新市基本計画の変更について

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第6条第6項の規定に基づき、新市基本計画の一部を変更することについて議会の議決を求める。

令和4年2月24日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

令和3年度改正の地方債同意等基準（令和3年総務省告示第147号）において、合併推進債は、合併が行われた年度に続く15か年度に新市基本計画に基づく事業の実施設計に着手した事業も含め、対象とされることとなったことに伴い、合併後16年目となる令和4年度も合併推進債を活用するため、計画期間の延長などの必要最低限の変更を行うものです。

木津町・加茂町・山城町 新市基本計画の変更（案）

木津町・加茂町・山城町 新市基本計画の一部を次のように変更する。

表紙中「平成28年12月」を「令和4年3月」に改める。

I 序論 1. 新市基本計画策定の方針 （3）計画の期間中「15カ年」を「16カ年」に改める。

VIII 新市の財政計画 【前提条件】中「15年間（平成19年度から平成33年度まで）」を「16年間（平成19年度から令和4年度まで）」に改める。

VIII 新市の財政計画中「15年度間」を「16年度間」に改める。

VIII 新市の財政計画「財政計画（普通会計）」の表を次のように改める。

財政計画（普通会計）

（単位：百万円）

項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
歳入	地方税	8599	8945	8760	8732	8792	8676	8757	9055	9234	9325	9704	9830	10028	10261	10014	10031
	地方譲与税	233	224	212	206	203	204	194	190	203	211	215	219	222	225	226	228
	各種交付金	967	942	904	914	911	852	943	1036	1616	1460	1536	1539	1686	1798	1902	1836
	地方交付税	4771	4625	4704	5286	5738	5943	5796	5763	5798	5600	5557	5558	5641	5918	6077	5990
	分担金・負担金	70	273	197	322	261	207	204	228	714	959	1295	116	70	85	84	100
	国・府支出金	2298	3128	4899	4639	4613	5182	5580	4843	6506	6431	7005	5650	6090	15980	8596	7329
	繰入金	506	970	879	11	41	54	86	1413	614	1329	571	1,159	773	344	776	1276
	地方債	2858	2782	4779	2456	1,714	3,754	3,503	1,824	3,715	3,254	3,654	3,141	2,606	2,238	3,330	3,452
	その他	1,157	1,315	1,827	2,086	2,179	2,003	2,133	1,578	2,176	1,646	2,066	1,775	1,353	1,801	1,529	1,047
	合計	21459	23204	27161	24662	24452	26875	27196	25960	30576	30415	31603	28987	28469	38650	32534	31289

項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
歳出	人件費	4191	4071	4103	4102	4204	4116	3982	4119	4197	4157	4220	4079	4012	4725	4902	4630
	物件費	2951	2977	2994	3169	3496	3354	3378	3672	3854	3898	4027	3647	3894	3814	4133	3628
	扶助費	2312	2673	2886	4030	4412	4694	4824	5181	5200	5558	5668	5723	6135	6543	6348	6126
	補助費等	2595	2727	3859	2993	3383	3247	3315	3387	3757	3659	4420	4663	4698	13362	6434	5823
	公債費	2420	2532	2503	2719	2780	2937	2820	2911	2820	2978	2716	3266	2842	2949	3258	3280
	積立金	450	269	259	669	439	543	1,129	1,082	1,019	482	753	559	320	1,091	108	240
	繰出金	2140	2258	2339	2656	2461	2465	2407	2588	2773	3024	2106	2093	2162	2207	2249	2317
	投資的経費	3886	5116	7344	3336	2468	4717	4663	2144	6078	5889	6921	4117	3385	2834	4287	4420
	その他	182	172	156	177	188	172	195	220	276	308	432	376	373	381	548	536
	合計	21,127	22,795	26,452	23,911	23,831	26,245	26,713	25,304	29,974	29,953	31,253	28,523	27,821	37,906	32,267	31,000

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
基金残高	10331	9723	9144	9812	10248	10762	11824	11523	11975	11159	11391	10865	10457	11263	10653	9670

※端数整理のため、基金残高と繰入金・積立金との差引が一致しない場合があります。

附 則

この変更は、議決の日から適用する。

参考資料（議案第27号）

木津町・加茂町・山城町 新市基本計画の変更（案）新旧対照表

(新)

表紙
木津町・加茂町・山城町
新市基本計画
水・緑・歴史が薫る文化創造都市
～ひとが耀き ともに創る 豊かな未来～
木津町・加茂町・山城町合併協議会
令和4年3月木津川市改定

目次（略）

I 序論

1. 新市基本計画策定の方針

(1)・(2)（略）

(3) 計画の期間

本計画の対象期間は、合併の行われた日の属する年度及びこれに続く16カ年の計画とし、新しいまちづくりを計画的に進

(旧)

表紙
木津町・加茂町・山城町
新市基本計画
水・緑・歴史が薫る文化創造都市
～ひとが耀き ともに創る 豊かな未来～
木津町・加茂町・山城町合併協議会
平成28年12月木津川市改定

目次（略）

I 序論

1. 新市基本計画策定の方針

(1)・(2)（略）

(3) 計画の期間

本計画の対象期間は、合併の行われた日の属する年度及びこれに続く15カ年の計画とし、新しいまちづくりを計画的に進

めます。

(4) (略)

2. (略)

II～VII (略)

VIII 新市の財政計画

【前提条件】

- ・財政計画は、健全な財政運営を行うことを基本として、合併後の16年間（平成19年度から令和4年度まで）について、歳入・歳出の項目ごとに現行の財政制度等を参考に、普通会計をベースに将来の歳入・歳出について推計したものです。
- ・策定にあたっては、合併協議会において決定された事務事業の調整方針や新市基本計画の主要施策等を反映させ、合併に対する国の財政支援措置や合併による歳出の削減効果等を考慮し作成しています。

なお、費目ごとの前提条件は次のとおりです。

1. 歳入 (略)

2. 歳出 (略)

※財政計画は、歳入歳出の各項目別に、過去の決算・直近の決算見込みの状況や現行の財政制度等を勘案し、合併後16年度間の歳入・歳出について普通会計ベースで推計したものであり、個別

めます。

(4) (略)

2. (略)

II～VII (略)

VIII 新市の財政計画

【前提条件】

- ・財政計画は、健全な財政運営を行うことを基本として、合併後の15年間（平成19年度から平成33年度まで）について、歳入・歳出の項目ごとに現行の財政制度等を参考に、普通会計をベースに将来の歳入・歳出について推計したものです。
- ・策定にあたっては、合併協議会において決定された事務事業の調整方針や新市基本計画の主要施策等を反映させ、合併に対する国の財政支援措置や合併による歳出の削減効果等を考慮し作成しています。

なお、費目ごとの前提条件は次のとおりです。

1. 歳入 (略)

2. 歳出 (略)

※財政計画は、歳入歳出の各項目別に、過去の決算・直近の決算見込みの状況や現行の財政制度等を勘案し、合併後15年度間の歳入・歳出について普通会計ベースで推計したものであり、個別

の事業を積み上げて算出する単年度の予算とは、算出方法が異なるものです。また、事業費は概算であり、将来の社会経済情勢の変化等に伴い変動する場合があります。

財政計画（普通会計）

(単位：百万円)

項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
地 方 税	8,599	8,945	8,760	8,732	8,792	8,676	8,757	9,055	9,234	9,525	9,704	9,830	10,028	10,261	10,014	10,031
地 方 課 与 税	233	224	212	206	203	204	194	190	203	211	215	219	222	225	226	228
各 種 交 付 金	967	942	904	914	911	852	943	1,066	1,616	1,450	1,536	1,539	1,686	1,798	1,902	1,836
地 方 交 付 税	4,771	4,625	4,704	5,286	5,738	5,943	5,796	5,763	5,798	5,600	5,557	5,558	5,641	5,918	6,077	5,990
分 担 金・費 担 金	70	273	197	322	261	207	204	228	714	959	1,296	116	70	85	84	100
国・府支出金	2,298	3,128	4,899	4,639	4,613	5,182	5,580	4,843	6,506	6,431	7,005	5,650	6,050	15,980	8,596	7,326
繰 入 金	506	970	879	11	41	54	86	1,413	614	1,329	571	1,159	773	344	776	1,276
地 方 債	2,858	2,782	4,779	2,456	1,714	3,754	3,503	1,824	3,715	3,254	3,654	3,141	2,606	2,238	3,330	3,452
そ の 他	1,157	1,315	1,827	2,086	2,179	2,003	2,133	1,578	2,176	1,646	2,056	1,775	1,353	1,801	1,529	1,047
合 計	21,459	23,204	27,161	24,652	24,452	26,875	27,196	25,960	30,576	30,415	31,603	28,987	26,469	38,650	32,534	31,289

項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
人 件 費	4,191	4,071	4,103	4,102	4,204	4,116	3,982	4,119	4,197	4,157	4,220	4,079	4,012	4,725	4,902	4,630
物 件 費	2,951	2,977	2,994	3,169	3,496	3,354	3,378	3,672	3,854	3,898	4,027	3,647	3,894	3,814	4,133	3,628
扶 助 費	2,312	2,673	2,895	4,030	4,412	4,694	4,824	5,181	5,200	5,558	5,658	5,723	6,135	6,543	6,348	6,126
補 助 費 等	2,595	2,727	3,859	2,993	3,383	3,247	3,315	3,387	3,757	3,659	4,420	4,663	4,698	13,362	6,434	5,823
公 債 費	2,420	2,532	2,503	2,719	2,780	2,937	2,820	2,911	2,820	2,978	2,716	3,266	2,842	2,949	3,256	3,280
積 立 金	450	269	259	669	439	543	1,129	1,082	1,019	482	753	559	320	1,091	108	240
繰 出 金	2,140	2,258	2,339	2,656	2,461	2,465	2,407	2,588	2,773	3,024	2,106	2,063	2,162	2,207	2,249	2,317
投 資 的 経 費	3,886	5,116	7,344	3,396	2,468	4,717	4,663	2,144	6,078	5,889	6,921	4,117	3,385	2,834	4,287	4,420
そ の 他	182	172	156	177	188	172	195	220	276	308	432	376	373	381	548	536
合 計	21,127	22,795	26,452	23,911	23,831	26,245	26,713	25,304	29,974	29,953	31,253	28,523	27,821	37,906	32,267	31,000

基金残高	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
基金残高	10,331	9,723	9,144	9,812	10,248	10,762	11,824	11,523	11,975	11,159	11,391	10,865	10,457	11,263	10,653	9,670

※端数整理のため、基金残高と繰入金・積立金との差引が一致しない場合があります。

IX (略)

の事業を積み上げて算出する単年度の予算とは、算出方法が異なるものです。また、事業費は概算であり、将来の社会経済情勢の変化等に伴い変動する場合があります。

財政計画（普通会計）

(単位：百万円)

項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
地 方 税	8,599	8,945	8,760	8,732	8,792	8,676	8,757	9,055	9,234	9,339	9,444	9,405	9,472	9,576	9,540
地 方 課 与 税	233	224	212	206	203	204	194	190	203	198	198	198	198	198	198
各 種 交 付 金	967	942	904	914	911	852	943	1,066	1,616	1,622	1,622	1,622	1,646	1,731	1,974
地 方 交 付 税	4,771	4,625	4,704	5,286	5,738	5,943	5,796	5,763	5,798	5,613	5,375	5,297	5,116	4,779	4,590
分 担 金・費 担 金	70	273	197	322	261	207	204	228	714	1,432	809	328	229	229	229
国・府支出金	2,298	3,128	4,899	4,639	4,613	5,182	5,580	4,843	6,506	7,181	5,741	5,689	5,490	5,504	5,466
繰 入 金	506	970	879	11	41	54	86	1,413	614	1,350	1,050	1,400	1,780	2,250	2,450
地 方 債	2,858	2,782	4,779	2,456	1,714	3,754	3,503	1,824	3,715	4,294	2,442	2,188	2,664	2,154	1,688
そ の 他	1,157	1,315	1,827	2,086	2,179	2,003	2,133	1,578	2,176	1,608	1,202	1,141	1,166	1,152	1,148
合 計	21,459	23,204	27,161	24,652	24,452	26,875	27,196	25,960	30,576	32,647	27,883	27,266	27,761	27,573	27,293

項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
人 件 費	4,191	4,071	4,103	4,102	4,204	4,116	3,982	4,119	4,197	4,065	4,034	3,963	3,917	3,877	3,821
物 件 費	2,951	2,977	2,994	3,169	3,496	3,354	3,378	3,672	3,854	3,870	4,044	4,176	4,291	4,440	4,581
扶 助 費	2,312	2,673	2,895	4,030	4,412	4,694	4,824	5,181	5,200	5,337	5,451	5,574	5,708	5,841	5,982
補 助 費 等	2,595	2,727	3,859	2,993	3,383	3,247	3,315	3,387	3,757	3,662	4,071	4,128	4,157	4,171	4,180
公 債 費	2,420	2,532	2,503	2,719	2,780	2,937	2,820	2,911	2,820	2,989	2,728	2,750	2,913	3,117	3,204
積 立 金	450	269	259	669	439	543	1,129	1,082	1,019	350	185	149	162	155	153
繰 出 金	2,140	2,258	2,339	2,656	2,461	2,465	2,407	2,588	2,773	2,873	2,883	2,965	3,058	3,123	3,208
投 資 的 経 費	3,886	5,116	7,344	3,396	2,468	4,717	4,663	2,144	6,078	5,569	3,846	2,982	2,982	2,278	1,589
そ の 他	182	172	156	177	188	172	195	220	276	335	406	320	326	328	328
合 計	21,127	22,795	26,452	23,911	23,831	26,245	26,713	25,304	29,974	32,350	27,648	27,007	27,514	27,330	27,046

基金残高	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
基金残高	10,331	9,723	9,144	9,812	10,248	10,762	11,824	11,523	11,975	10,865	10,120	8,869	7,251	5,156	2,849

※端数整理のため、基金残高と繰入金・積立金との差引が一致しない場合があります。

IX (略)

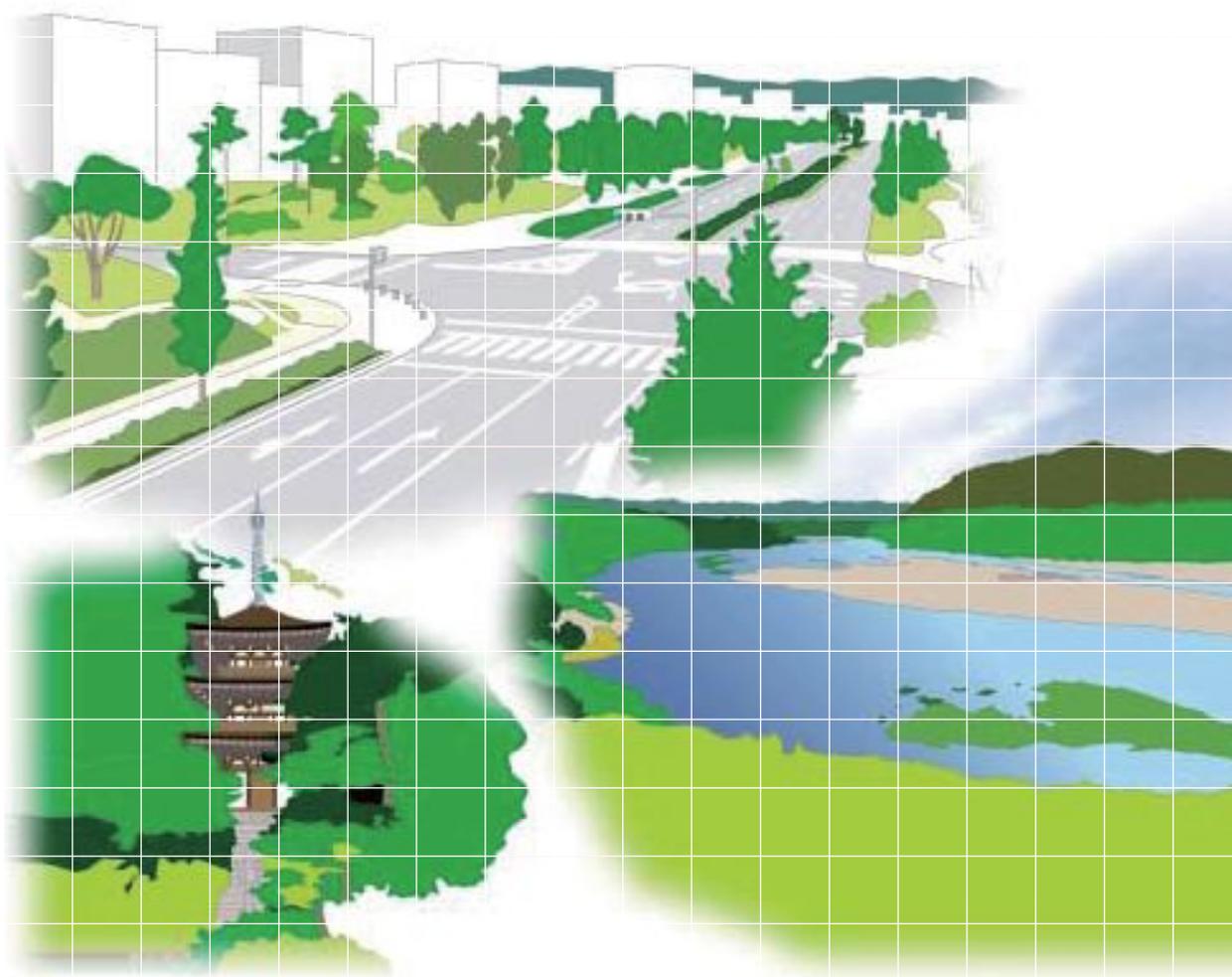
政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第27号 木津町・加茂町・山城町 新市基本計画の変更について
政策等の区分	<input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> その他（新市基本計画）
担 当 課	財政課 財政係
提案事項の概要等 （必要性、効果等）	令和3年度改正の地方債同意等基準（令和3年総務省告示第147号）において、合併推進債は、合併が行われた年度に続く15か年度に新市基本計画に基づく事業の実施設計に着手した事業も含め、対象とされることとなったことに伴い、合併後16年目となる令和4年度も合併推進債を活用するため、計画期間の延長などの必要最低限の変更を行うものです。
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府との事前協議（1月17日） ・本協議（1月28日）
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
市総合計画の位置付け	基本方針7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり 政策分野17 行財政運営 施策③ 財政基盤の確立
概算事業費 （単位：千円）	<input type="checkbox"/> 単年度（ 年度） <input type="checkbox"/> 複数年度（ 年度）
将来にわたる効果及び経費の状況	新市基本計画の期間を令和4年度まで延長させることにより、この計画に掲げる事業について、比較的有利な財源である合併推進債を引き続き活用することが可能となります。

木津町・加茂町・山城町

新市基本計画

水・緑・歴史が薫る文化創造都市
～ひとが耀き ともに創る 豊かな未来～



木津町・加茂町・山城町合併協議会

令和4年3月木津川市改定

目 次

I	序論	
	1. 新市基本計画策定の方針	1
	2. 合併の必要性と効果	4
II	3町の現況と住民意向の概要	
	1. 3町の現況	7
	2. 地域の特筆すべき特性	23
	3. 住民意向の概要	26
III	主要指標の見通し	
	1. 人口	41
	2. 世帯数	44
IV	新市の将来像	
	1. まちづくりの基本理念・将来像	46
	2. まちづくりの基本方針	49
V	新市の主要施策	
	1. 個性を活かした魅力ある地域文化の創造	52
	2. 地域力を活かした産業・事業の創造	55
	3. 誰もが安心して暮らせる安心・健康・福祉都市の創造	58
	4. 豊かな心を育む教育・文化の創造	63
	5. 連携を強め地域を支えるネットワークの創造	67
	6. まちづくりへの参画と協働の創造	72
VI	新市における京都府事業等の推進	75
VII	公共的施設の統合整備	76
VIII	新市の財政計画	77
IX	新市基本計画の推進	81

I 序論

1. 新市基本計画策定の方針

我が国は、今、大きな時代的転換期を迎え、国や都市の再生を図るための観光立国や美しい国づくり等の新たな目標像の設定、景観法の制定やビジットジャパンの推進、新産業創出のための様々な計画等が進められています。

その一方で、住民の生活や企業の経済活動は、現在の市町村の枠組みがほぼ形成された昭和 30 年代とは異なり、道路・交通の進展や情報技術の発展などにより、行政区域を越えて拡大しています。また、本格的な地方分権時代の到来のもと、少子高齢化、介護等の福祉施策、環境問題、産業振興等をはじめとする各種の行政課題が急速に増えており、基礎的自治体である市町村の市民ニーズはますます多様化・高度化しています。こうした行政課題に対応するため、地域が一体となり効率的な行政運営に取り組む時代となっています。

木津町・加茂町・山城町域は、木津川流域の豊かな自然環境とともに享受し、古くからの長い歴史に培われた地域を形成してきました。特に平安京・平城京に近接する地域であることから、古来より、同じ文化の影響を受けながら、多くの人・もの・情報が行きかい、歴史・文化を築いてきました。

また、近年、関西文化学術研究都市をはじめとする都市開発も進められ、京阪神大都市圏の中でも特徴のある地域として位置づけられるとともに、京都、奈良、大阪方面に通勤・通学する数多くの転入者を迎え入れ、新たな活力に満ちた地域が形成されつつあります。

新しいまちづくりを推進するにあたっては、各地域が育んできた豊かな自然・歴史・文化の蓄積を尊重することが大切です。また、これら自然・歴史・文化に根ざした広域的なつながりを活かすことで、多様な歴史、文化、自然、産業、人的な資源が確保・拡大され、これらの資源の相乗効果により、さらに魅力的なまちづくりを進めることができます。

加えて、これからのまちづくりの推進にあたっては、基本的な課題として、地

域住民が安心して暮らせる安全なまちづくりが、改めて問われています。同時に、住民のまちづくりに対する意識の高まりやNPO等による主体的なまちづくり活動の進展等を受けて、市民と行政とが協働してまちづくりを進めていくことがますます重要になっています。とりわけ当地域は、旧来から居住する人々に加えて新たに各地域から転入してきた人々や企業が「共住」する地域社会を形成してきており、多様で多彩な英知を結集して、市民一人ひとりが誇りと愛着の持てるまちを創り上げていくことが求められています。

このようなことから、次の方針に基づき、新市基本計画を策定します。

(1) 計画策定の目的

新市基本計画は、木津町、加茂町、山城町の合併に際し、市民に対して合併後の新市の将来ビジョンを示すとともに、新市の速やかな一体性の促進、地域バランスのとれた発展、地域環境や住民福祉の向上を目指すためのマスタープランとしての役割を果たすものとして策定します。

なお、新市が取り組むべき施策・事業の詳細については、新市においてこの新市基本計画に基づいて策定される総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）に委ねられるものとします。

(2) 計画の構成

本計画の構成は、市町村の合併の特例等に関する法律第6条第1項で掲げられた事項を踏まえ、以下のとおりとします。

- | | |
|------|-----------------|
| I | 序論 |
| II | 3町の現況と住民意向の概要 |
| III | 主要指標の見通し |
| IV | 新市の将来像 |
| V | 新市の主要施策 |
| VI | 新市における京都府事業等の推進 |
| VII | 公共的施設の統合整備 |
| VIII | 新市の財政計画 |
| IX | 新市基本計画の推進 |

(3) 計画の期間

本計画の対象期間は、合併の行われた日の属する年度及びこれに続く16カ年の計画とし、新しいまちづくりを計画的に進めます。

(4) 計画の視点

本計画は、次の基本的な考え方に基づいています。

①【総合的な視点】計画内容は、3町の地域の歴史・文化・自然環境やこれまでのまちづくりを尊重するとともに、既存の各町の行政区域にとらわれることなく、新しく生まれるまちに求められる姿・機能に留意し、長期的・総合的な視点から検討することとする。また、施策・事業の検討にあたっては、特に単にハード面の整備だけでなく、ソフト事業、市民と行政との協働によるまちづくりの推進などに留意する。

②【実現性の確保】計画内容は、実現可能なもので、かつ、真に新市のまちづくりに必要な事業を選択するなど、合理的で健全な行財政運営に裏付けられたものとする。また、計画に示す具体的方策については、3町の総合計画の実施計画等を基に各種施策の整合性を図る一方、合併により新たに実施する施策や統合したうえで継続する施策については取捨選択を行い、実現性の確保に努める。

なお、財政計画の検討にあたっては、地方交付税、国や府の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、健全な財政運営が行われるよう十分留意する。

③【一体性の確立】新市における旧3町意識を早期に解消し、新しいまちづくりを進めるための推進方策を確立する。

④【均衡ある発展】公共施設の統合整備については、新たなまちの誕生に伴う行政区域の拡大によって生じる市民サービスの低下や行政機関の遠隔化・疎遠化に対する住民の不安を考慮しつつ将来を展望した長期的視野に立って策定する。

⑤【行政改革の推進】計画の実施が住民の生活水準・文化水準を高める役割を担うとともに、行政組織及び行政運営の効率化・合理化に資するものになるよう策定する。

2. 合併の必要性と効果

(1) 合併の必要性

市町村合併の必要性については、次のような諸点が挙げられます。

本格的な地方分権化の進展に伴う行政運営にかかる企画・推進力等の向上

我が国では、今、国を挙げて行財政改革に取り組んでいます。その一環として平成12年4月に地方分権一括法が施行され、本格的な地方分権化が進んでいます。これにより、市町村へ権限が委譲され、市町村事務が拡大しています。住民生活に密着したより多くの業務に対応するため、これまで以上にその責任もますます重くなっています。

また、社会経済状況も大きく変化し、「美しい国づくり」や「住んでよし、訪れてよしの国づくり（観光立国づくり）」「世界に通用する産業クラスターづくり」等の新しい国づくり・都市づくりが進められつつあり、より自主的で創造的なまちづくりを進めていくことが求められています。

このような状況を踏まえて、市町村においては、時代ニーズに対応し得る組織体制の強化や再編成を行い、専門的な知識を持つ職員の育成、配置等に取り組み、行政運営に係る企画・推進力等を飛躍的に高めていく必要があります。

財政基盤の強化・効率化の必要性の増大

財務省によると、国と地方を合わせた長期債務残高が平成17年度末には約774兆円に達する見込みとなっており、財政状況は極めて厳しい状況に置かれています。特に市町村においては、少子高齢化の進行、景気回復度合の地域格差、三位一体改革による地方交付税制度の見直しなどにより、財政運営がますます厳しくなる状況にあり、3町もその例外ではありません。

このような状況の中で、今後、さらに多様化する市民サービスを提供するためには、行政評価手法などを用い、更なる行政運営の強化・効率化や自治体規模の拡大によるスケールメリットを活用した行政運営のコスト削減が求められています。

市民ニーズの多様化・高度化に対応したより魅力的なまちづくりの推進

社会変化の影響を受けて、住民の生活や価値観が多様化し、保健・福祉・教育・文化・生活環境等市民サービスに対するニーズも多様化・高度化しています。

とりわけ少子高齢化は、税負担者の減少と税消費者の増大傾向を顕著なものにしつつあり、近い将来の保健・福祉等の分野に多様なニーズの発生を予測させるとともに、将来に対する不安を高めています。

そのような状況の中で、既に一部には、NPO等を組織して、自らの力で新たな時代に対応する自主的な取り組みがはじめられています。3町域では、関西文化学術研究都市など都市化が進んでおり、市民ニーズが多様化・高度化するとともに、住民の中には自主的な活動に積極的に参画されています。

このような動向に的確に対応していくためには、自然的・歴史的・文化的共通性の高い3町が地域連携を強め、地域資源を共有のものとして有効に活用しながら、世界に誇れる魅力的なまちづくりを進め、地域に対する誇りや愛着を一層高めていく必要があります。

(2) 合併の効果

市町村合併の効果については、次のような諸点が挙げられます。

行財政の効率化による多様化・高度化する市民ニーズへの対応

合併に伴って、行政組織が強化され、多様化・高度化する市民ニーズに、より的確に対応するための部局の設置や専門職員の配置等が行なわれることや、環境対策や高齢者・障害者介護、産業振興等3町の区域を越えて一体的・広域的に対応すべき行政課題に対応することが可能となります。

また、財政基盤が強化され、効率的な運用が図られることによって、一つの町では実現できなかった市民サービスの提供やその水準の向上はもとより、安全で安心して暮らせる快適な環境の整備・充実が期待できます。

広域的な視点に立った魅力的なまちづくりの展開

当地域は、優れた歴史・文化や豊かな自然環境を有しており、大都市とは異なる特有の魅力を持っています。特に、奈良時代の木津川水運による発展の歴史や恭仁京の造営、奈良から宇治・大津方面に抜ける奈良街道沿線の発展等、我が国

の歴史上でも貴重な歴史文化性は、世界に誇れる地域資源です。また、我が国においても重要な役割を果たす関西文化学術研究都市の建設も進められており、他の地域とは異なる魅力的なまちづくりを進めていく素材が数多くあります。

これらの諸条件を最大限に活用し、地域が一体となり“きらりと光る世界都市”を創出していくことが期待されます。

また、広域化した住民生活や企業活動を支える道路・交通網のバランスを考慮した整備や情報ネットワーク基盤の進展により、生活の利便性が一層高まり、地域内のコミュニケーションを促進する効果が期待されます。

市民と行政の協働による総合的な活力の強化

まちづくりにおいて、その主役となる市民の活力、創造、工夫を活かせる機会を拡充し、市民と行政がそれぞれの役割分担や相互理解のもと、それぞれの責任と良好な協働による取り組みが求められています。

そのために、新市に住み、働き、学ぶすべての人々、新市に存する地域組織、NPO その他団体、市内に事務所又は事業所を有する企業等のまちづくりへの参加、協力を促進し、地域の発展のための連携・協働体制を確立していくことが必要です。

新市においては、市民と行政の協働による活力と合併により拡大する人的資源やノウハウにより、将来の社会経済等の環境変化に対応できる総合的な活力を強化し、自律と創造性のある都市づくりを進めることが可能です。

特に、世界に発信できる魅力的なまちづくりを推進していくには、行政だけの取り組みでは不十分であり、地域の歴史や文化に詳しい住民、関西文化学術研究都市に立地する各種の研究開発機関・企業やそこに従事する人々等の多彩なパワーを結集することが必要です。

新市においては、組織体制も整えられ、市民と行政との協働による各種の取り組みが大きく前進することが期待されます。

II 3町の現況と住民意向の概要

1. 3町の現況

3町のまちづくりを検討するにあたり、3町を取巻く最近の広域的な動向と関連計画の概要は次のとおりです。

(1) 広域的な動向

構造改革と地方分権、都市や地域の再生

●構造改革と地方分権

経済活動が低迷する中で、国・地方を通じた厳しい財政状況を背景としつつ、様々な構造改革が国を挙げて進められています。そうした中で、平成7年の地方分権推進法を皮切りとして、平成12年の地方分権一括法による事務権限の地方への委譲、「平成の大合併」の取り組み、国と地方の役割分担の再構築に向けた税源配分の見直し等の「三位一体の改革」など、「地方分権」に向けた動きが顕著になっています。

●都市や地域の再生

地方分権が進展する一方、我が国の各地域では、グローバルに進む経済活動の影響による経済基盤の弱体化などにより、都市や地域の「再生」が進められています。

厳しい国際間競争、都市間競争が続く中で、地域住民の創意工夫による「再生」が求められ、この点からも地方自治体や地域住民の果たすべき「役割」が大きく変化しつつあります。「自律（自らの責任で決め、行動する）」を基本視点とした戦略的な都市経営の観点が極めて重要な時代になってきたといえます。

新しい国づくりの展開

●「観光立国」「美しい国づくり」の展開

我が国は、戦後、製造業を中心に経済発展を遂げ、西欧型の生活文化を採り入れて成熟化してきましたが、なかなか心の充足が得られないということから、国や都市の再生を目指して「新たな国づくり」の方向が検討されてきました。

その新しい国づくりの方向として、「観光立国～住んでよし、訪れてよしの国づくり～」が掲げられ、「美しい国づくり政策大綱」や「景観法」等が制定されました。

観光は、交流時代の中核的な産業としても位置づけられ、海外からの誘客を積極的に推進する「ビジットジャパン」等の取り組みも進められています。

●「技術立国」の新たな展開

ものづくりを中心とする「技術立国」としての新たな取り組みも進められており、経済産業省や文部科学省を中心に「産業クラスター計画」や「知的クラスター創成事業」が展開されています。世界に通用する産業や新事業を創出し、次々と事業展開されるクラスターを各地域に創出していこうとするもので、既に全国的な取り組みとして積極的に推進されています。

関西文化学術研究都市は、「知的クラスター」の一つとして、また国の科学技術基本計画にも我が国を代表する国際研究開発拠点として位置づけられており、先端的な研究開発機能の一層の集積が期待されるとともに、世界に開かれた都市づくりが期待されています

国民のライフスタイルの変化

●新しい福祉社会像の摸索とスローライフ指向

市民生活もまた、大きな変化を遂げつつあります。高齢化が進むなか、的確な福祉サービスの確保とともに、高齢者が元気に活躍する地域社会の構築が必要となっています。

また、環境への関心は大きな高まりを見せ、個別課題への関心から、「スローライフ」「エコライフ」といった、新しい価値軸を持つライフスタイルとして広がりがつつあります。さらに、インターネットの急速な普及など情報技術は市民生活に深く浸透しつつあり、情報発信力の高い、様々な分野の市民活動が生まれつつあります。

●協働のまちづくりの進展

平成 10 年に NPO 法が施行され、「市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動」を行う団体に法人格取得の道が開かれました。

このこともあって福祉、環境、地域産業振興等、様々な分野での市民活動が進展し、NPO 等との協働によるまちづくりの取り組みが全国各地で進められています。

(2) 関連広域計画

上記のような広域的な動向を受けて、「近畿圏基本整備計画」及び「京都地区近郊整備区域建設計画」のほか、京都府等において、次に示す新たな展望と新しい施策づくりなどが行われています。

① 「近畿の将来の姿～社会資本の着実な整備に向けて～」

(関西広域連携協議会・近畿広域戦略会議(平成16年7月))

「近畿の将来の姿」は、今後の近畿の目指すべき地域づくりの指針として活用するため、平成16年7月、「関西広域連携協議会」と「近畿広域戦略会議」が共同で取りまとめたものです。

近畿の社会資本整備に係る長期ビジョンとして、「近畿はひとつ」の理念のもと、連携・協働しながら、都市の再生、身近な自然との共生、国際交流の伝統を活かした多文化との共生を図り、文化の香り高く、にぎわい、活力にあふれる地域の実現に向けた取り組みを推進していくことを目指しています。

【近畿の現状と課題】

○産業再生・都市再生による著しい経済活力の低下からの回復

近畿は、2,400万人を超える人口やカナダ一に匹敵する経済規模を有する一方で、全国水準を上回る高い失業率に象徴される著しい経済活力の低下に見舞われました。

このため、学術研究・産学官連携・民の創意など豊かな創造性の気風を活かし、ライフサイエンスや次世代ロボットをはじめ国際競争力のある産業の創出を進めるとともに、中心市街地の活性化、国際物流拠点や広域交通ネットワークの整備などを通じ、地方都市を含めた都市の再生と地域連携による経済活力の回復を進める必要があります。

○歴史的文化資産や国際交流の伝統を活かした魅力ある街づくりと観光振興

我が国随一の歴史的文化資産の集積やアジアを中心に我が国の国際交流をリードしてきた伝統をより一層活用するため、魅力あるまちづくりと観光振興などにより国内・海外との交流拡大を図り、人々が集いにぎわう地域づくりを進める必要があります。

○東南海・南海地震等様々な災害や危機に備えた防災・危機管理対策

低平地に人口・資産が高密度に集積しているなど災害に対して脆弱な地域であることや、東南海・南海地震等の危険性を踏まえ、阪神・淡路大震災の教訓を活かしつつ、府県を越えた広域防災への取組みを推進するとともに、風水害・雪害など様々な災害に強いまちづくり、地域づくりを進める必要があります。また、様々な危機に対応するため、危機管理体制の強化を図るとともに、住民の危機意識の向上を図る必要があります。

○環境の時代をリードし、身近な自然と共生した美しい地域づくり

地球温暖化防止京都会議(COP3)や世界水フォーラム等の国際会議開催の実績を活かし、環境分野で世界をリードする地域を目指すとともに、地域レベルでの環境意識の高まりを踏まえ、身近な自然と共生した持続可能で美しい地域づくりを進める必要があります。



【近畿の目指すべき将来の姿】

長らく日本の政治・経済・文化の中核圏域として蓄積してきた歴史、文化、伝統を活かしつつ、それぞれが特有の個性を持つ地域で構成されている近畿を、「近畿はひとつ」の理念のもとに結集して総合力を発揮し、都市の再生、身近な自然との共生、国際交流の伝統を活かした多文化との共生を図りながら、文化の香り高く、にぎわい、活力にあふれる地域として再生することを目指します。

②京都府の諸計画

京都府においては、平成13年に21世紀の京都づくりの基本的な指針とする「新京都府総合計画」（計画期間平成13年～22年）を策定し、平成17年3月にはこの計画の実現のための中期ビジョン『「人・間中心」の京都づくり 5つのビジョン』を策定しています。これらの計画・ビジョンに基づき施策を展開しています。

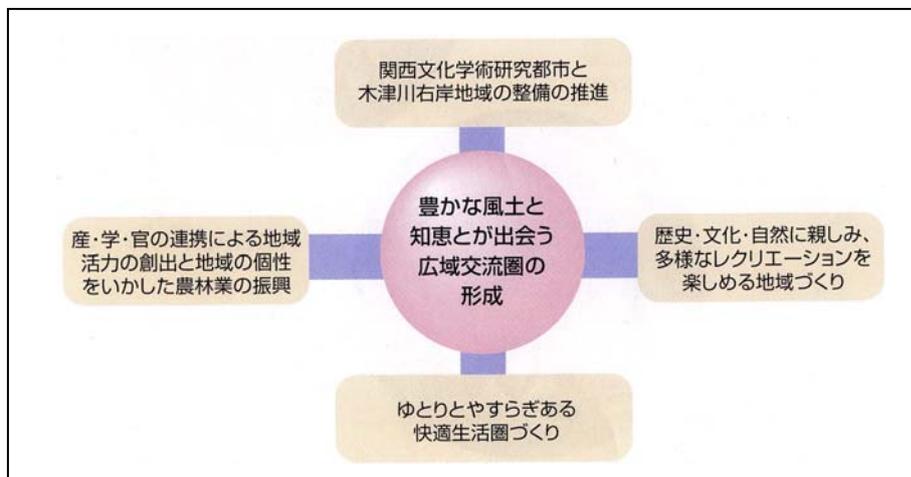


●新京都府総合計画（京都府 平成13年1月）、同関連計画

新京都府総合計画では、新市を含む相楽地区は、「豊かな風土と知恵とが出会う広域交流圏の形成」が地域整備の基本方向として掲げられています。

主要施策としては、「関西文化学術研究都市と木津川右岸地域の整備の推進」「産・学・官の連携による地域活力の創出と地域の個性をいかした農林業の振興」「ゆとりとやすらぎある快適生活圏づくり」「歴史・文化・自然に親しみ、多様なレクリエーションを楽しめる地域づくり」が掲げられています。

また、主要な課題としては、「関西文化学術研究都市の整備推進と木津川右岸地域との一体的圏域の形成」「新産業の創出と特色ある地域産業の育成」「快適に暮らせる生活環境づくり」「豊かな自然環境の保全と活用」の4点が挙げられています。



●山城地域振興計画（京都府山城広域振興局 平成17年3月）

地方振興局再編後の山城広域振興局が策定した山城地域振興計画では、地域の将来像として「ともに創る活力とやすらぎの山城交流圏」が掲げられ、次のような具体的施策が挙げられています。

【将来像】 ともに創る活力とやすらぎの山城交流圏

○「やましろ観光」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「やましろ観光 探検・体験・再発見」の取組 ・テーマ性のある観光コース等の設定、コースを巡る旅の実施 ・観光情報の発信、広域観光連携推進体制の整備等
○「宇治茶の郷づくり」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「宇治茶の郷づくり」構想の策定、推進 ・水田転換等による茶園造成の推進、急傾斜地茶園・荒廃茶園の再整備の推進、茶園管理の機械化や茶工場の再編
○企業誘致用地の確保と立地促進	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致用地の確保、関西文化学術研究都市への産業機能導入促進 ・企業懇談会の開催等による地元定着、流出防止
○放置竹林の拡大防止と竹の利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・放置竹林拡大防止策の推進 ・モデル竹林の整備、竹の利活用の促進
○地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者と消費者の交流会の開催 ・市町村、JA等関係団体による推進体制の整備 ・学校給食への地元農産物の利用促進、地域食材を活用した伝統料理等の企画開発と普及
○地域文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等による文化情報の発信等 ・地域の芸術家等による体験型・参加型授業の検討 ・文化関連施設の共同企画や無料公開等の促進 ・歴史的資源を活かしたまちづくりの促進・支援
○道路の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国道163号等の幹線軸、加茂駅前線等の支援軸、枚方山城線、木津信楽線等の地域軸の整備
○自然災害からの安心・安全と うるおいのある環境空間の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・治水上重要な河川や砂防施設の整備等 ・防災情報の提供、避難体制の整備等の支援 ・地域の河川のうるおいある水辺環境の整備等
○住民との協働による施設整備 ・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・快適で地域の独自性を活かした歩行空間の確保 ・住民とのパートナーシップによる道路・河川の管理、環境保全
○郷土を愛し、世界にはばたく 子どもの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・学力の充実・向上を図る学生パワー活用や、小中学校間のカリキュラム連携の推進 ・科学好き・ものづくり好きの子どもの育成を図る「京のエジソンプログラム」や関西文化学術研究都市との連携の推進等

(3)まちづくりの動向

◇各町の総合計画の概要

各町では、町が進めるまちづくりの指針となる総合計画が定められています。
総合計画は、各町の現状や時代潮流を踏まえて作成されており、その概要は以下のとおりです。

	木津町	加茂町	山城町
策定年月次 (基本構想)	平成11年3月 平成20年	平成13年3月 平成22年	平成9年2月 平成18年
計画策定当時のまちの状況	<ul style="list-style-type: none"> ニュータウン開発による人口増加 旧集落での人口減少と高齢化の進行 都市部のベタタウンとしての強い性格を持つ 新旧市街地での自治区の運用面での差の発生 古代遺跡や社寺等が数多く分布 広域的な医療機関である公立山城病院が立地 産業別就業者は、第3次が増加、第1次が減少 学研都市の開発が進行中 JR木津駅の土地区画整理事業、再開発事業の検討中 	<ul style="list-style-type: none"> 人口急増から減少への転化 少子化の進行、若年層の人口流出、周辺町村から流入 農家、農地の減少 地場産業の低迷 中心商店街の衰退 中心市街地にながざわしい商業にざわい空間の形成 恵まれた自然のなかでの都市基盤の集積 	<ul style="list-style-type: none"> 人口の微減傾向が定着し、高齢化現象が顕著 ほ場整備による荒廃農地の解消及び営農の効率化 学研都市と連携した東部丘陵地の開発検討 防災行政無線配備など災害に強いまちづくりの確立 複合文化施設開設による文化交流の活発化 公共下水道の供用開始など生活環境の改善 JR奈良線複線高速化事業への強化
まちづくりの課題	<ul style="list-style-type: none"> 関西文化学術研究都市の推進 木津町個性的な市街地の形成 環境と共生するまちづくり 豊かで実りある暮らしづくり 住民相互、住民と行政の交流と連携によるまちづくり 計画的な行財政の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 人口の減少と高齢化への対応 産業基盤の強化 ひっ迫する財政状況 まちづくりの進捗とその成果・課題 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な生活環境におけるおのの創出 のどかな田園風景や歴史文化遺産の活用 レクリエーション・スポーツなどの余暇対応 自然環境の保全 バランスのとれた産業振興 緑化・環境美化・リサイクル活動への参加意欲の受け皿づくり
まちづくりの基本理念・基本的方向	<ul style="list-style-type: none"> 木の津の個性豊かなまちづくり 環境と共生する安全で安心なまちづくり 地域で支え合ういきいきとした生涯健康のまちづくり 自由で創造的な生涯学習のまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな緑を活かしたアメニティの高いまちづくり 調和のとれたまちづくり 人間性を大切にすまちづくり 住民の知恵と力を活かすまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 共生都市をめざして 循環都市をめざして 交流都市をめざして
まちの将来像	木の津のいきいき 未来をひらく	文化が薫る暮らしよいまち	人と自然がめぐり、輝くエコポリス やましろパストロシー宣言
人口の見通し	平成20年度目標50,000人 まちづくりの目標人口80,000人	平成22年度目標18,000人 まちづくりの目標人口23,000人	平成18年目標常住人口12,000人

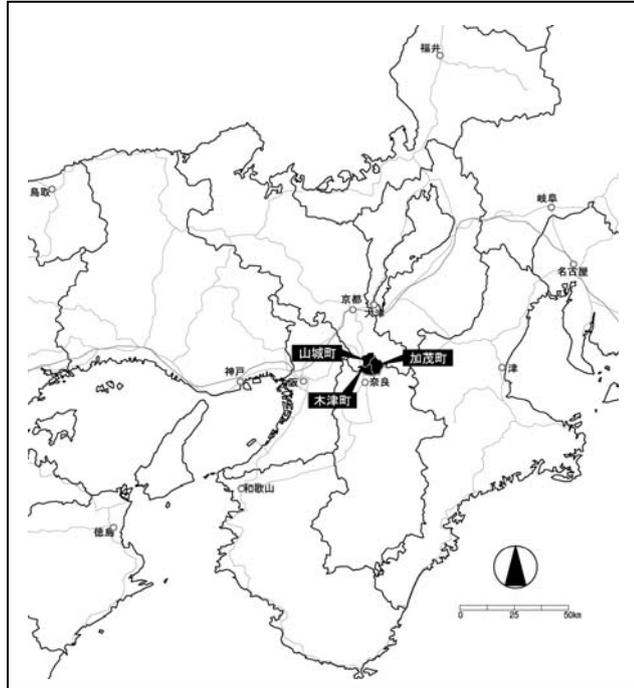
施策の大綱	木津町	加茂町	山城町
	<p>木津町の個性豊かなまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個性ある市街地の整備 ・うにやさしい交通体系の整理 ・うるおいのある河川整備 ・安定的な上水の供給 ・下水道の整備 <p>○環境と共生する安全で安心なまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住み続けられる住宅の整備 ・多自然型都市の形成 ・生活環境の保全 ・安全・安心な環境づくり <p>○地域で支え合ういきいきとした生涯健康のまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防と健康づくりの推進 ・安心な医療の充実 ・社会福祉の充実 ・すこやかな子育ての支援 ・長寿社会への対応 <p>○自由で創造的な生涯学習のまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育の充実 ・生涯学習活動の支援 ・「木の津文化」の振興 ・スポーツレクリエーション活動の振興 <p>○木の津の活力を生み出すまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市近郊農業の振興 ・工業の振興 ・商業の振興 ・地元雇用の促進 <p>○住民の自立とふれあいのまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重のまちづくり ・男女共同参画型社会の実現 ・住民自治とコミュニティの推進 ・国際交流の推進 <p>○まちづくりの推進のために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民と行政のパートナーシップのまちづくり ・行政運営 ・財政運営 ・広域行政の推進 	<p>○自然と歴史を生かした美しいまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化・緑地 ・公園・緑地 ○思いやりと心のうるおいのあるまちづくり ・町民福祉 ・子供の福祉 ・高齢者の福祉 ・心身障害者(児)の福祉 <p>○安全で健康なまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療 ・保険・年金 ○環境衛生・環境保全 ・消防・防災 ・治山・治水 ・交通安全 <p>○便利で快適なまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地の整備 ・住宅 ・交通 ・水道 ・下水道 <p>○豊かな心と人の和を広げるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重 ・学校教育 ・生涯学習 ・男女共同参画型社会の形成 <p>○活力とゆとりあるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業振興 ○暮らしよいコミュニティづくり ・コミュニティ ・行財政運営の効率化 ・住民参加のまちづくり 	<p>山城町</p> <p>○さわやかな都市空間学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活力とやさしさが調和する市街地形成 ・人と車が調和する快適な道づくり ・調和を支える情報ネットワーク <p>○うるおい生活空間学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生命が豊かな輝く生活環境 ・生命と暮らしを守る安全システム ・生命にやさしいリサイクルシステム <p>○たのしい活力産業学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然と人の活力が調和する農林業 ・まちに活力を呼び込む商工業 ・人とまちの活力が交流する観光ネットワーク <p>○いきいき健康生活学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつまでも元気で暮らせる高齢社会 ・だれもがすこやかに元気に暮らし ・元気を支える福祉ネットワーク <p>○とぎめ文化創造学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世代を超えるやましろパストロロジーの実践 ・共汗で生きるスポーツライフの実践 ・時空を超えるやましろパストロロジーの実践

(4)地域の概況と動向

①位置と地勢

当地域は、近畿のほぼ中央、京都府南部の山城地域に位置し、北は井手町、和束町、東は笠置町、西は精華町、南は奈良県奈良市と接しています。京都・大阪の中心部から30 km圏内にあります。

当地域の北側と南東側に細やかなやさしい稜線を持った山地が広がり、その山地の間をぬって、市域の中心部を東から西に、そして市域の西端部で大きくカーブし、北へ向かって木津川が流れており、木津川に沿った地域に平野部が広がっています。



②面積

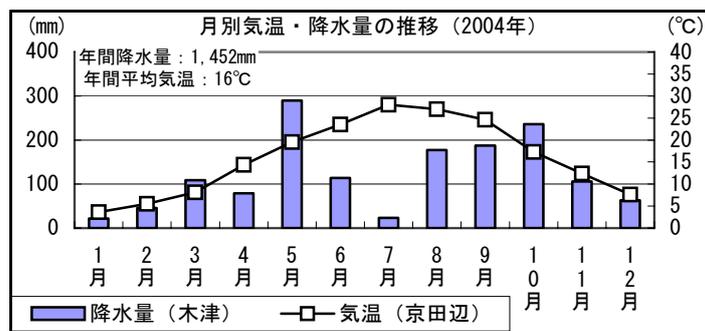
3町の総面積は85.12 km²となっています。

	木津町	加茂町	山城町	3町
面積 (km ²)	23.62	36.97	24.53	85.12

③気候

当地域は、四季を通じて穏やかな気候となっていますが、盆地型の地形のため、寒暖の差が大きいという特徴も併せ持っています。

降水量は年間1,500mm程度で、比較的少ないですが、夏期に雷雨が発生しやすく、局地的な集中豪雨に見舞われることがあります。



④歴史的背景

この地域では、3世紀ごろから木津川が交通路として利用され、淀川を通り大和と瀬戸内を結ぶ航路の起点にありました。奈良時代には、木津が平城京等の都城建設の木材の陸揚げ港として栄えました。「木津」という地名は、それが由来となっています。

天平12年（西暦740年）12月には、聖武天皇が平城京から現在の加茂町の恭仁京に都を遷し、5年にわたり日本の首都となりました。

都と関連の深い地域として発展した当地域は、近郊農業の地として発展する素地を築きました。

その後、この地域は奈良や京都、伊勢・伊賀等を結ぶ街道の宿場町等として発展するとともに、宇治茶やタケノコ等の主産地としての名声を高め、引き続き優良な農業地域として栄えました。また、江戸時代には木津川の治水事業や農地の拡大等が進められ、集落の発展も見られ、現在のまちの姿に近いものとなりました。

明治時代になると木津川の水運としての役割は小さくなり、鉄道や道路の交通網の整備が進められました。また、茶の栽培や大都市近郊の立地条件を生かした近郊農業が盛んになりました。

昭和26年に木津町と加茂町が現在のかたちとなりました。昭和31年には山城町が誕生し、現在に至ります。

（3町のこれまでの経緯）

年	木津町	加茂町	山城町
明治26年	木津村が木津町となる		
昭和3年		加茂村が加茂町となる	
昭和26年	木津町、 <small>さぎなか</small> 相楽村の1町1村が合併し、現在の木津町となる	加茂町、 <small>みかのほら</small> 瓶原村、 <small>とうの</small> 当尾村の1町2村が合併し現在の加茂町となる	
昭和31年			<small>かみこま</small> 上狛町、 <small>こうらい</small> 高麗村、 <small>たなくら</small> 棚倉村の1町2村が合併して、現在の山城町となる

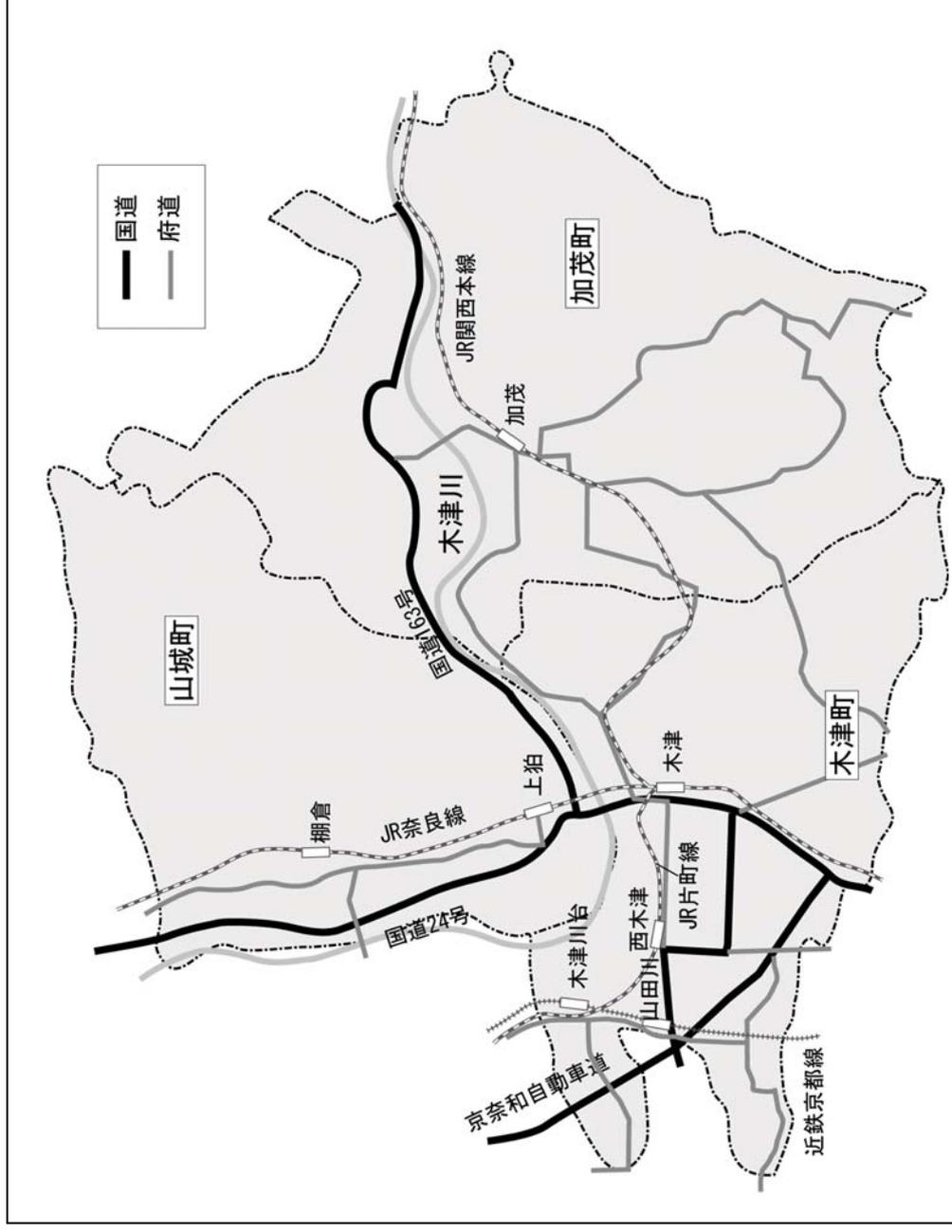
⑤ まちの現状

【鉄道・道路】

鉄道は、JRが木津駅を中心に奈良線、関西本線、片町線が通っており京都、大阪、奈良、三重方面と結ばれています。また、近鉄が木津町の西部を南北に通っており、奈良、京都方面と結ばれています。

道路は、国道24号が地域の南北、国道163号が東西に通っており、それぞれ当地域と京都・奈良、大阪・三重方面を連携する広域幹線道路として位置づけられています。平成12年に京奈道路の木津インターチェンジが完成し全線開通しました。京奈道路は、京都・奈良・和歌山を結ぶ高規格幹線道路京奈和自動車道の一部を構成する延長17kmの道路で、国道24号、国道163号の交通混雑の緩和と、関西文化学術研究都市間のアクセスの向上が図られています。

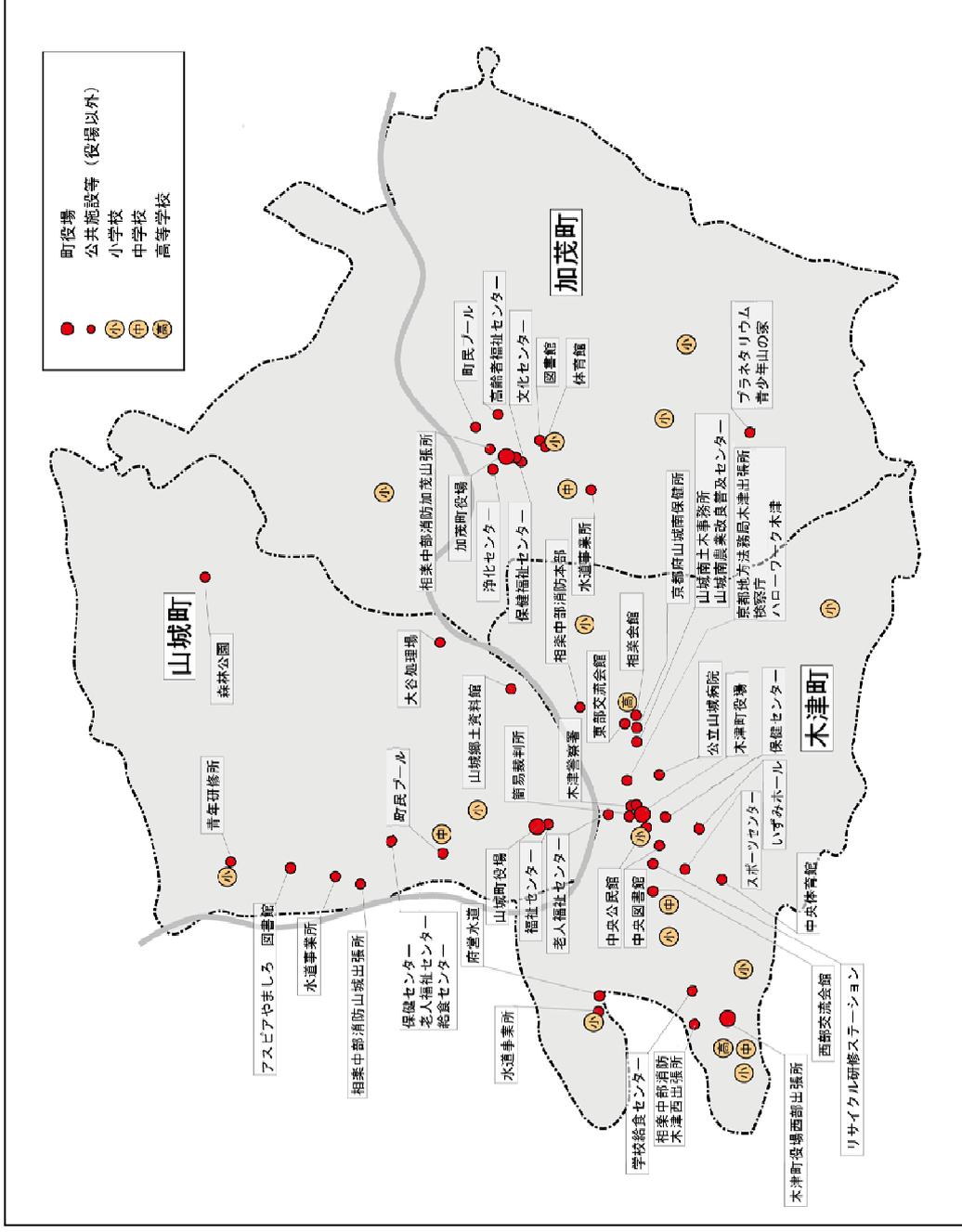
また、地域内や近隣市町を結ぶ道路として主要地方道等が整備されています。



【その他公共施設】

町役場などの官公庁、福祉・保健施設、学校等の主な公共施設の分布は図のとおりです。

JR木津駅周辺に、国や京都府の公共施設等が集中しており、広域的なシビック拠点としての役割を担っています。

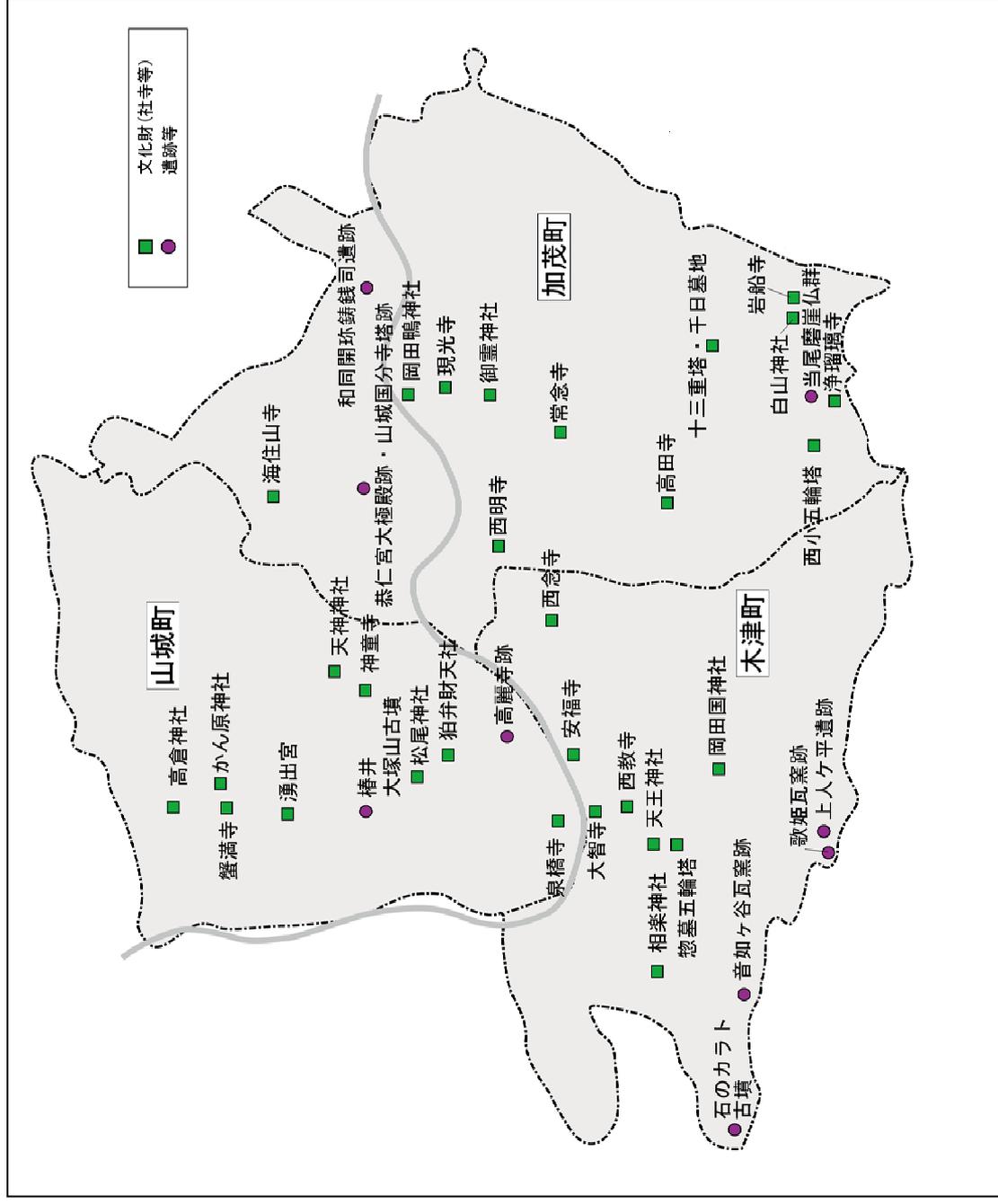


【歴史的・文化遺産】

3町には、それぞれ神社仏閣や史跡などの歴史的・文化遺産が数多くあります。これらは、この地域のかけがえのない財産であり、地域の魅力的な要素のひとつとなっています。

主な国宝や重要文化財等については、図に示すとおりです。

これらは、3町全域に広く分布しています。



⑥人口・世帯

全国的に人口減少が懸念される中、3町の人口は、平成12年（国勢調査）で58,809人、平成17年（住民基本台帳及び外国人登録）で64,519人となっています。町別に見ると、木津町では関西文化学術研究都市の進展により増加の傾向が続いています。

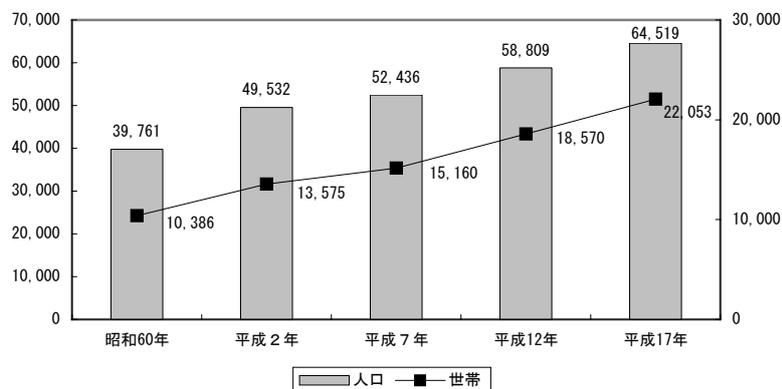
加茂町では平成2年頃をピークに減少しましたが、役場及び加茂駅周辺における土地区画整理事業等により、近年では、ほぼ横ばいとなっています。

また、山城町では、わずかに人口減少が見られますが、ほぼ横ばいの傾向が続いています。

世帯数については増加の傾向が続いていますが、一世帯当りの世帯人員は減少を続けており、平成17年（住民基本台帳及び外国人登録）では、世帯数が22,053世帯、一世帯当り人員は2.93人と3人を割り込みました。

年齢別の人口構成比を見ると、15～64歳の生産年齢人口は、ほぼ横ばいですが、0～14歳の年少人口は、平成7年より減少に転じ、また、65歳以上の老年人口については増加が続いており、少子高齢化の傾向がうかがえます。

■ 3町の人口・世帯数の推移

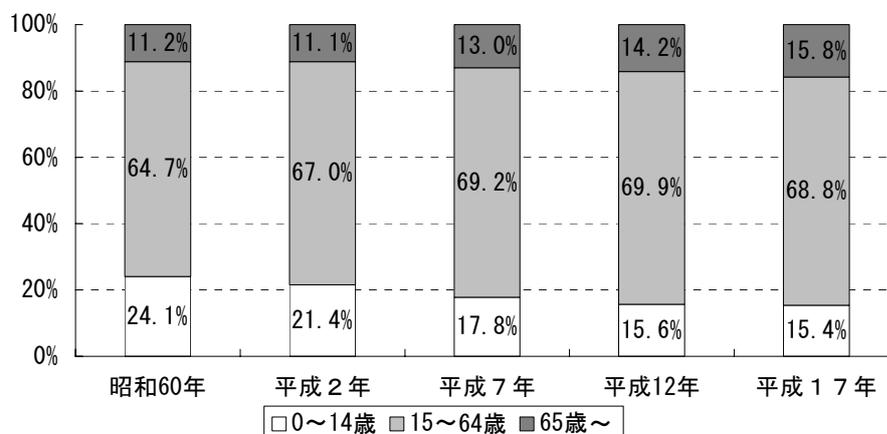


	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
木津町					
人口 (人)	16,508	23,263	26,560	33,683	39,391
世帯 (世帯)	4,417	6,744	8,107	11,190	13,788
1世帯当り人員 (人)	3.74	3.45	3.28	3.01	2.86
加茂町					
人口 (人)	13,759	16,950	16,666	16,004	16,078
世帯 (世帯)	3,562	4,427	4,577	4,731	5,495
1世帯当り人員 (人)	3.86	3.83	3.64	3.38	2.93
山城町					
人口 (人)	9,494	9,319	9,210	9,122	9,050
世帯 (世帯)	2,407	2,404	2,476	2,649	2,770
1世帯当り人員 (人)	3.94	3.88	3.72	3.44	3.27
3町					
人口 (人)	39,761	49,532	52,436	58,809	64,519
世帯 (世帯)	10,386	13,575	15,160	18,570	22,053
1世帯当り人員 (人)	3.83	3.65	3.46	3.17	2.93

資料：国勢調査

※平成17年は10月末（住民基本台帳及び外国人登録）人口

■年齢別人口の推移



		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
木津町	総人口	16,508	23,263	26,560	33,683	39,391
	年少人口	3,895	4,952	5,037	5,963	7,007
	(0~14歳)	23.6%	21.3%	19.0%	17.7%	17.8%
	生産年齢人口	10,915	15,852	18,584	23,742	27,359
	(15~64歳)	66.1%	68.1%	70.0%	70.5%	69.4%
	老年人口	1,698	2,265	2,931	3,881	5,025
	(65~歳)	10.3%	9.7%	11.0%	11.5%	12.8%
加茂町	総人口	13,759	16,950	16,666	16,004	16,078
	年少人口	3,630	4,065	2,946	1,996	1,741
	(0~14歳)	26.4%	24.0%	17.7%	12.5%	10.8%
	生産年齢人口	8,619	11,026	11,479	11,346	11,248
	(15~64歳)	62.6%	65.1%	68.9%	70.9%	70.0%
	老年人口	1,510	1,859	2,226	2,651	3,089
	(65~歳)	11.0%	11.0%	13.4%	16.6%	19.2%
山城町	総人口	9,494	9,319	9,210	9,122	9,050
	年少人口	2,050	1,600	1,327	1,230	1,189
	(0~14歳)	21.6%	17.2%	14.4%	13.5%	13.1%
	生産年齢人口	6,194	6,322	6,242	6,035	5,811
	(15~64歳)	65.2%	67.8%	67.8%	66.2%	64.2%
	老年人口	1,250	1,387	1,641	1,791	2,050
	(65~歳)	13.2%	14.9%	17.8%	19.6%	22.7%
3町	総人口	39,761	49,532	52,436	58,809	64,519
	年少人口	9,575	10,617	9,310	9,189	9,937
	(0~14歳)	24.1%	21.4%	17.8%	15.6%	15.4%
	生産年齢人口	25,728	33,200	36,305	41,123	44,418
	(15~64歳)	64.7%	67.0%	69.2%	69.9%	68.8%
	老年人口	4,458	5,511	6,798	8,323	10,164
	(65~歳)	11.2%	11.1%	13.0%	14.2%	15.8%

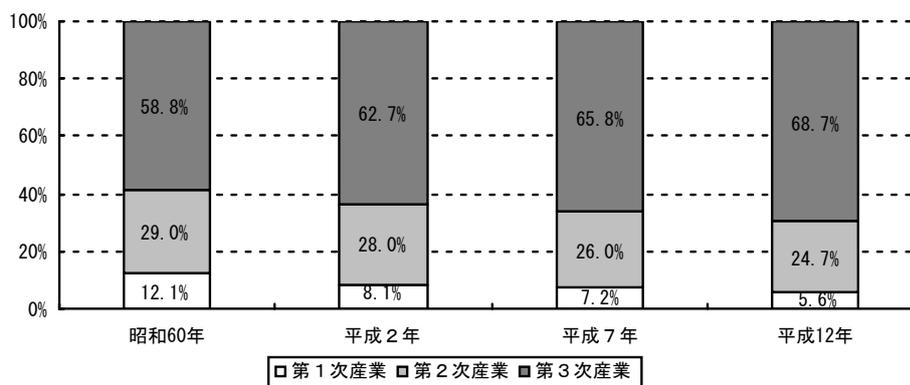
資料：国勢調査総(人口に年齢不詳を含む)
平成17年は10月末(住民基本台帳及び外国人登録)人口

⑦就業人口

就業人口は、昭和60年からの推移では増加が続いていますが、総人口に占める割合は減少、増加を繰り返し、平成12年では47.5%となっています。

産業別人口を見ると、第1次産業の就業者は減少が続き、平成12年では1,560人で、全就業者の5.6%となっています。第2次、第3次産業の就業者はいずれも増加が続き、就業者数はそれぞれ6,887人、19,179人となっており、全就業者に占める割合はそれぞれ24.7%、68.7%となっています。

■産業別人口の推移



		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
木津町	就業人口 (対総人口)	7,453 45.1%	10,301 44.3%	12,590 47.4%	15,732 46.7%
	第1次産業	740 9.9%	564 5.5%	604 4.8%	569 3.6%
	第2次産業	2,101 28.2%	2,748 26.7%	3,050 24.2%	3,684 23.4%
	第3次産業	4,610 61.9%	6,793 65.9%	8,792 69.8%	11,373 72.3%
加茂町	就業人口 (対総人口)	6,232 45.3%	7,428 43.8%	7,784 46.7%	7,697 48.1%
	第1次産業	878 14.1%	744 10.0%	699 9.0%	626 8.1%
	第2次産業	1,671 26.8%	2,019 27.2%	2,004 25.7%	1,880 24.4%
	第3次産業	3,671 58.9%	4,606 62.0%	4,996 64.2%	5,108 66.4%
山城町	就業人口 (対総人口)	4,566 48.1%	4,545 48.8%	4,683 50.8%	4,481 49.1%
	第1次産業	583 12.8%	489 10.8%	492 10.5%	365 8.1%
	第2次産業	1,523 33.4%	1,475 32.5%	1,461 31.2%	1,323 29.5%
	第3次産業	2,459 53.9%	2,569 56.5%	2,704 57.7%	2,698 60.2%
3町	就業人口 (対総人口)	18,251 45.9%	22,274 45.0%	25,057 47.8%	27,910 47.5%
	第1次産業	2,201 12.1%	1,797 8.1%	1,795 7.2%	1,560 5.6%
	第2次産業	5,295 29.0%	6,242 28.0%	6,515 26.0%	6,887 24.7%
	第3次産業	10,740 58.8%	13,968 62.7%	16,492 65.8%	19,179 68.7%

※就業人口に分類不能の産業を含む。就業人口下段は総人口に占める就業人口の割合 資料：国勢調査

2. 地域の特筆すべき特性

木津町・加茂町・山城町の3町からなる地域は、他の大都市近郊地域と異なり、特有の歴史的背景から次のような他の地域に見られない特性を有しています。

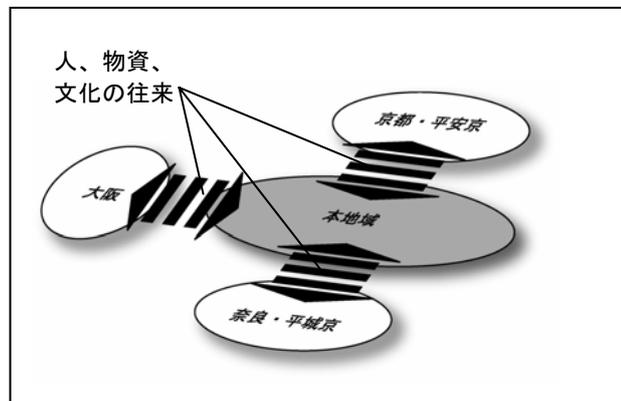
京都と奈良を結ぶ歴史文化軸上に立地

木津町・加茂町・山城町の3町は、奈良市の北郊にあって、山城地域の中でも古くより開けたところであり、奈良の平城京に都があった頃は、木津川水運による交通の要衝として、あるいは平城京を中心とする官道の沿線地域として発展しました。

特に、木津町は、平城京の外港として整備され、物資の集散地であるとともに、瀬戸内・淀川・木津川を通じて大陸文化の大和入りの玄関口として、大いに発展しました。また、加茂町には、一時期、恭仁京に都が移転されました。

このように、当地域は、都と関連の深い地域として発展し、今日の礎を築きました。その後、都が奈良から京都に移された後も、京都と奈良を結ぶ軸上にあって、両古都をつなぐ回廊の一角を形成する地域として、特有の個性をもち続けてきました。

近年、主として大阪方面からの都市化によって、大阪経済圏の影響が強まりつつありますが、京都と奈良をつなぐ文化の通路としての性格は、今も色濃く残っています。



古代以来より近郊田園地域として発展

奈良に都があった頃より、当地域一帯は「都の近郊」として、近郊農業が発達しました。その後も京都や大阪等の大都市の近郊地域として位置づけられたことから、古来より近郊農業地域として発展してきました。

そのため、商品作物の導入も早く、我が国の他の近郊農業地域に先駆けて発展してきたという歴史を有しています。

その後、一部都市化したものの、木津川やその流域の田園や丘陵地等からなる、優れた自然的・田園的環境の地として発展し、その良好な環境を活用した都市との交流も盛んに行なわれています。



関西文化学術研究都市の主要地区

近年、主として大阪経済圏の拡大に伴う大規模住宅開発等により、人口の流入・増加傾向が続いており、特に関西文化学術研究都市が国家プロジェクトとして建設されており、研究機関・大学等の立地が進み、我が国の新時代を創造する文化・学術・研究の拠点としての役割を担う地域として発展しています。

このため、当地域一帯は、京阪神大都市圏の近郊地域の中でも、特色ある広域的役割を果たす地域として位置づけられています。特に、木津町は、関西文化学術研究都市の「精華・西木津地区」、「平城・相楽地区」、「木津地区」を含み、主要な開発地区として位置づけられ、研究開発機能等の立地が進んでいます。

本格的な都市建設から11年が経過し、研究機関等の知の集積を活用し、世界に発信する新たな学術・産業創出都市として、一層の充実が期待されています。



隣接する奈良市・大阪市・京都市等の影響を受ける地域

当地域は、京都府域の南端部に位置し、平城京以来、京都、奈良との関連が強く、現在も日常的な生活文化に強く影響を受けています。加えて、近年では大都市住民を主対象とした大規模宅地開発も行われてきたことから、大阪等の大都市の影響も受けるようになっていきます。

一方、関西文化学術研究都市の建設で国際的な人の交流も見られるようになっていきます。

このような経緯の中で、多様・多彩な市民が生活・活動する地域が形成され

てきており、市民の英知を結集して、より魅力的なまちづくりを進めていくことが求められています。

3. 住民意向の概要

(1) 住民意識調査の概要

①調査の目的

木津町・加茂町・山城町の合併協議や新市基本計画の策定にあたり、新市のまちづくりへの期待・不安等や重点施策・事業について住民の意向を把握するために実施しました。

②調査対象

木津町・加茂町・山城町の3町に在住する18歳以上の居住者のおよそ1割にあたる5,200人を対象としました。各町への調査票の配分は人口按分としました。

③調査項目

調査項目は、回答者の基本属性、各地域の現状評価、合併への期待、不安、新市の将来イメージ、新市のまちづくりの重要施策などとしてしました。

④調査方法

郵送による配布、回収としました。

⑤回収状況

回収数は、2,028票、回収率は39.0%でした。

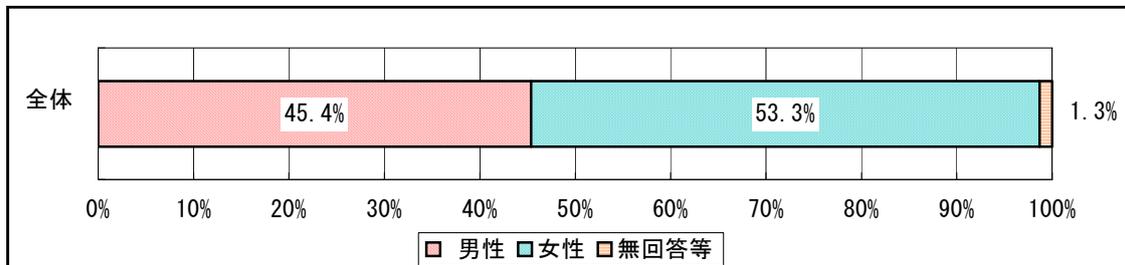
なお、町別の回収数、回収率は以下のとおりです。

町名	配布数	回収数	回収率
木津町	3,056	1,122	36.7%
加茂町	1,382	538	38.9%
山城町	762	361	47.4%
合計	5,200	※ 2,028	39.0%

※ 町名不明の7票を含む

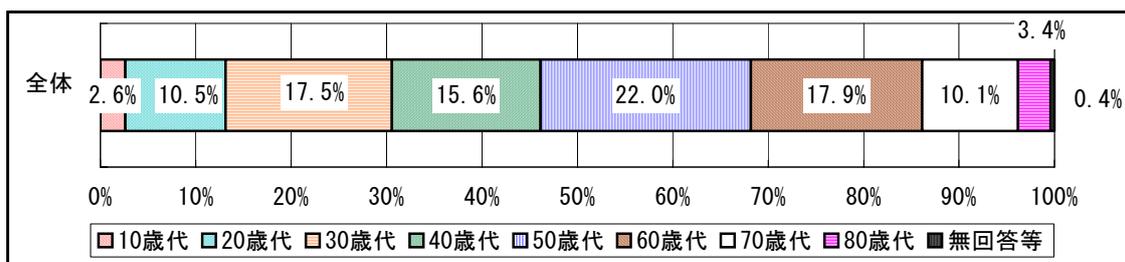
(2)調査結果

問1 あなたの性別はどちらですか。(一つ回答)



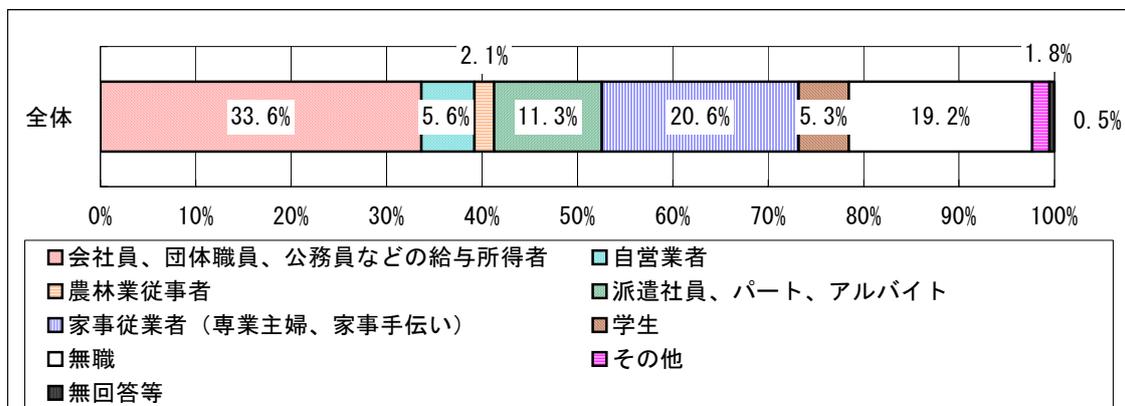
○回答者の性別は、「男性」が45.4%、「女性」が53.3%となっている。

問2 あなたは何歳ですか。(一つ回答)



○回答者の年齢は、「50歳代」が22.0%と最も多く、以下、「60歳代」が17.9%、「30歳代」が17.5%、「40歳代」が15.6%、「20歳代」が10.5%、「70歳代」が10.1%と続いている。さらに、「80歳以上」は3.4%、「10歳代」は2.6%となっている。

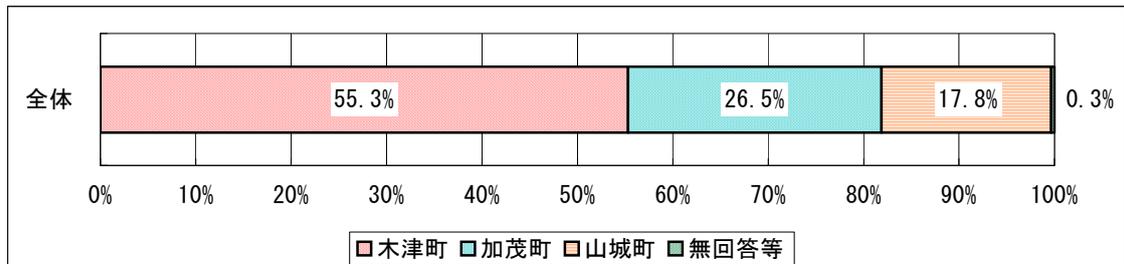
問3 あなたのご職業はなんですか。(一つ回答)



○回答者の職業は、「会社員、団体職員、公務員などの給与所得者」が33.6%と最も多く、以下、「家事従事者（専業主婦、家事手伝い）」が20.6%、「無職」が19.2%、

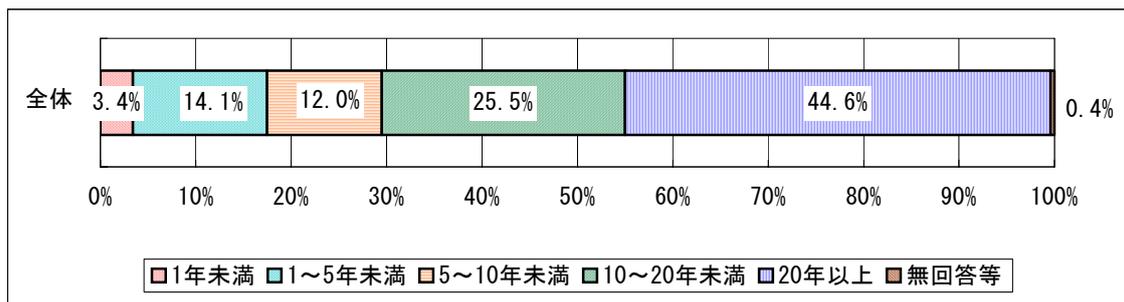
「派遣社員、パート、アルバイト」が 11.3%、「自営業者」が 5.6%、「学生」が 5.3%、「農林業従事者」が 2.1%などとなっている。

問4 あなたのお住まいはどちらですか。(一つ回答)



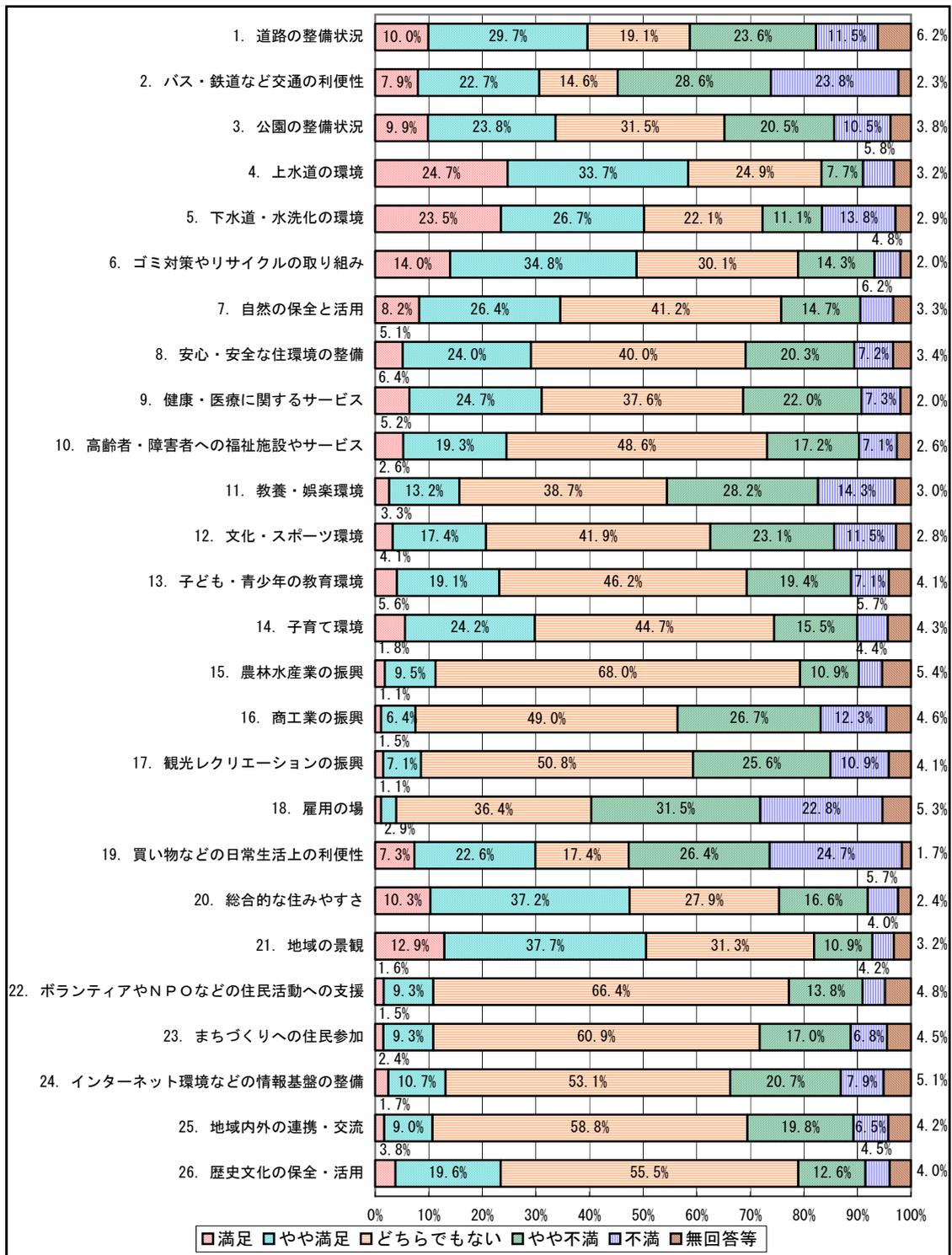
○回答者の居住地は、「木津町」が 55.3%、「加茂町」が 26.5%、「山城町」が 17.8%となっている。

問5 あなたは現在の町にお住まいになって何年になりますか。(一つ回答)



○回答者の居住歴は、「20年以上」が 44.6%と最も多く、以下、「10~20年未満」が 25.5%、「1~5年未満」が 14.1%、「5~10年未満」が 12.0%、「1年未満」が 3.4%となっている。

問6 あなたの住むまちの現状をどのように評価しますか。(5段階評価)

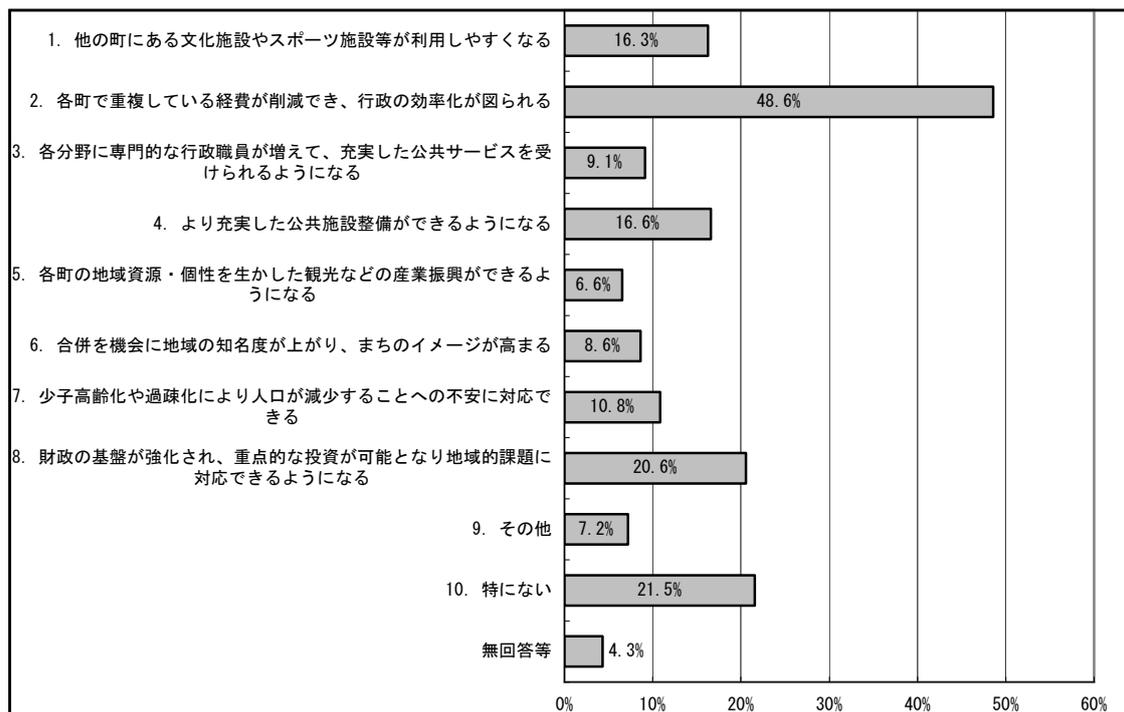


○評価が高いのは、「上水道の環境」「下水道・水洗化の環境」、「ゴミ対策やリサイクルの取り組み」、「総合的な住みやすさ」、「地域の景観」といった項目で、「満足」と「やや満足」の合計が40%を超えている。住環境に関しては満足度が高い項目が多いと

いえる。

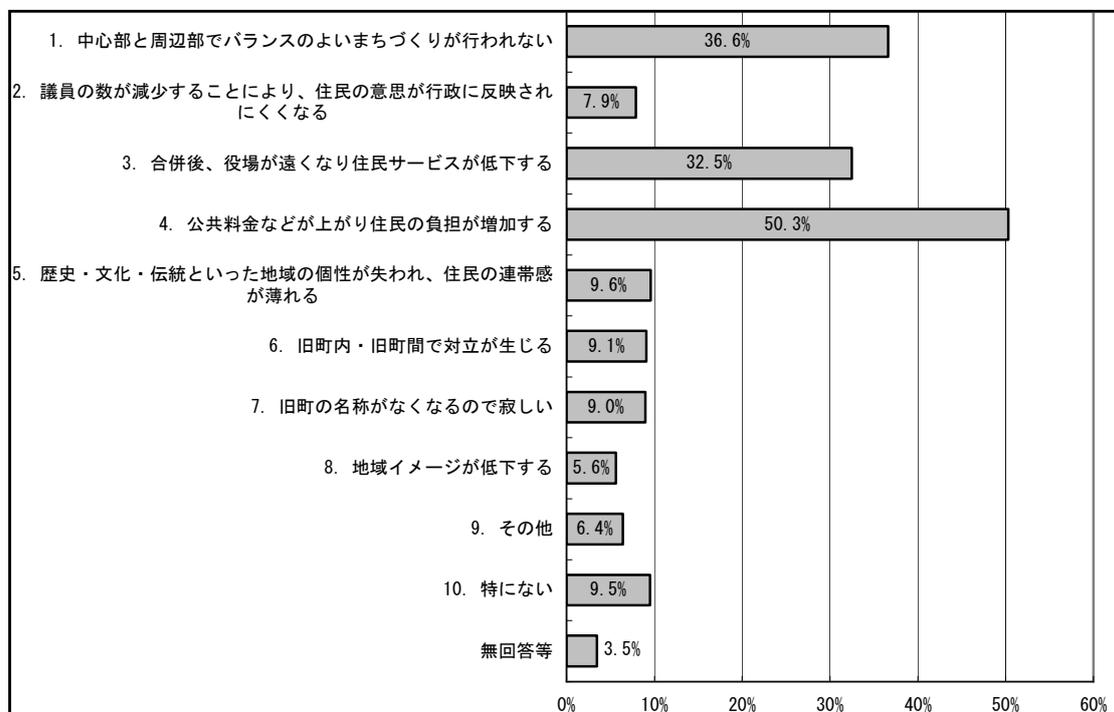
○逆に、「バス・鉄道など交通の利便性」、「教養・娯楽環境」、「買い物などの日常生活上の利便性」、「雇用の場」といった項目では、「不満」と「やや不満」の合計が40%を超えており、評価が低い結果となっている。

問7 合併にともなって、どのような効果を期待されますか。(2つまで回答)



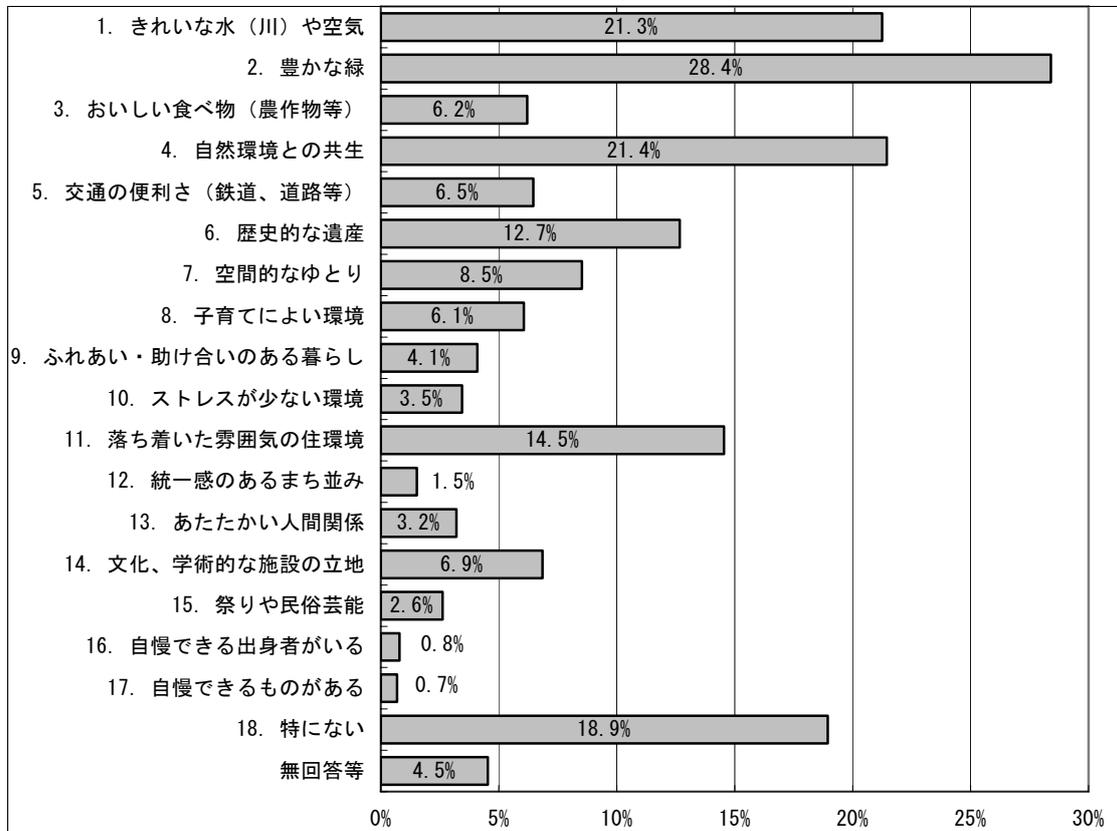
○合併に伴い期待される効果については、「各町で重複している経費が削減でき、行政の効率化が図られる」が48.6%と半数近くの方が答えており、次いで「特にない」が21.5%、「財政の基盤が強化され、重点的な投資が可能となり地域的課題に対応できるようになる」が20.6%、「より充実した公共施設整備ができるようになる」が16.6%、「他の町にある文化施設やスポーツ施設などが利用しやすくなる」が16.3%と続いている。行財政の効率化に対する効果への期待が高くなっている。

問8 合併にともなって、あなたはどのようなことを不安に思われますか。(2つまで回答)



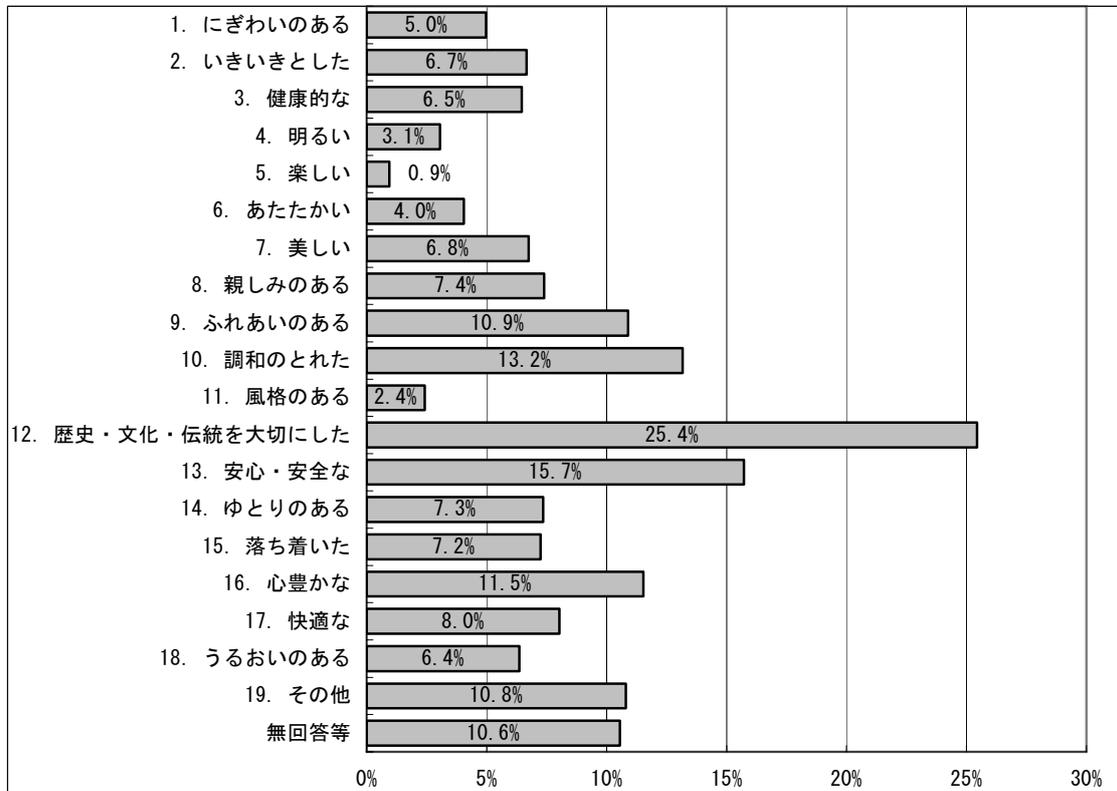
○合併に伴う不安については、「公共料金などが上がり住民の負担が増加する」が50.3%と過半数を超えて最も多く、以下、「中心部と周辺部でバランスのよいまちづくりが行われない」が36.6%、「合併後、役場が遠くなり、住民サービスが低下する」が32.5%と続いている。住民負担の増大や地域間での不公平感が生じることが懸念されている。

問9 3町の新しく生まれるまちについて、例えば他の地域からのお客さんに対してあなたはどのようなことを誇りに思い、自慢しますか。(2つまで回答)



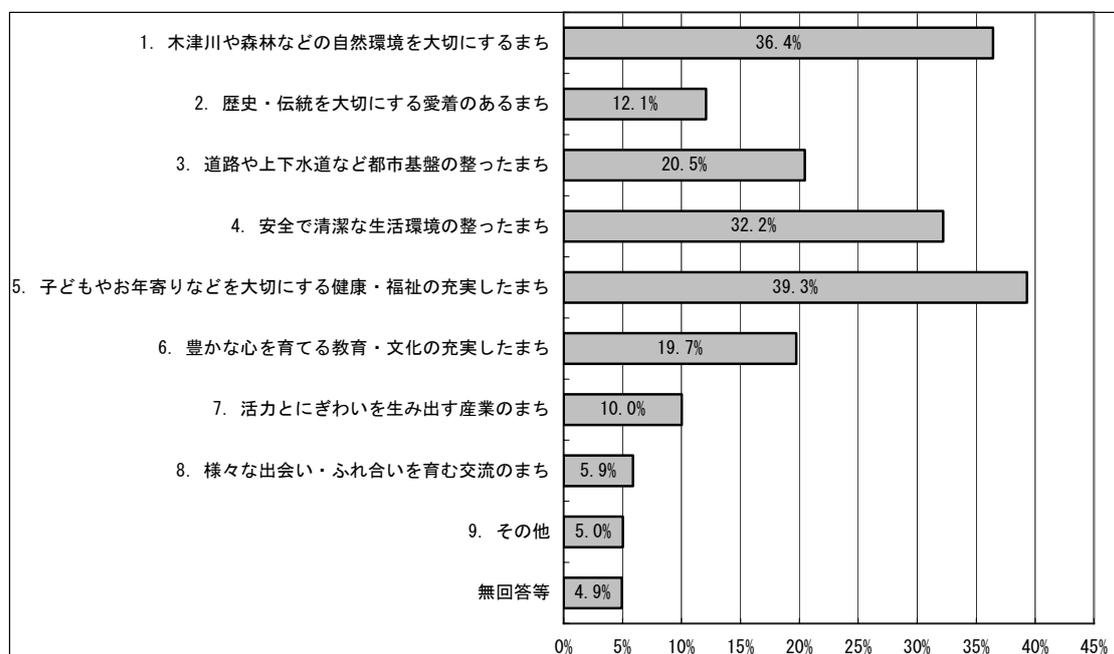
○新しいまちの誇り、自慢については、「豊かな緑」が28.4%と最も多く、「自然環境との共生」が21.4%、「きれいな水（川）や空気」が21.3%と、自然的な要素が多く支持されている。以下、「落ち着いた雰囲気の住環境」が14.5%、「歴史的な遺産」が12.7%と続いている。

問10 3町の新しく生まれるまちの将来のイメージについて、どのような言葉があてはまるとお考えですか。(2つまで回答)



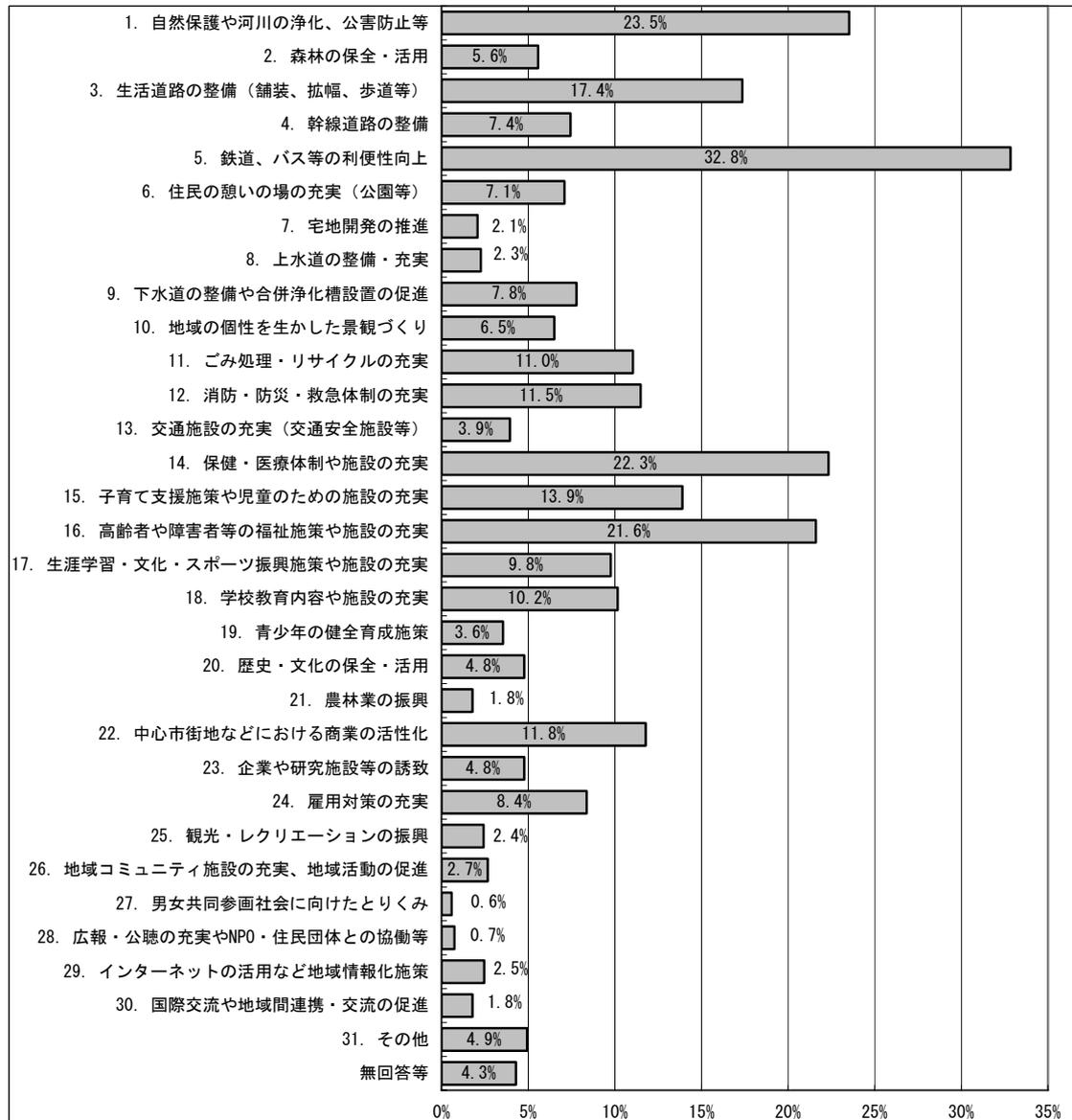
○3町の新しく生まれるまちの将来のイメージについては、「歴史・文化・伝統を大切にしたい」が25.4%と最も多く、以下、「安心・安全な」が15.7%、「調和のとれた」が13.2%、「心豊かな」が11.5%、と続いている。

問11 あなたは、3町の新しく生まれるまちについて、どのような方向のまちづくりに力を入れていくべきだとお考えですか。(2つまで回答)



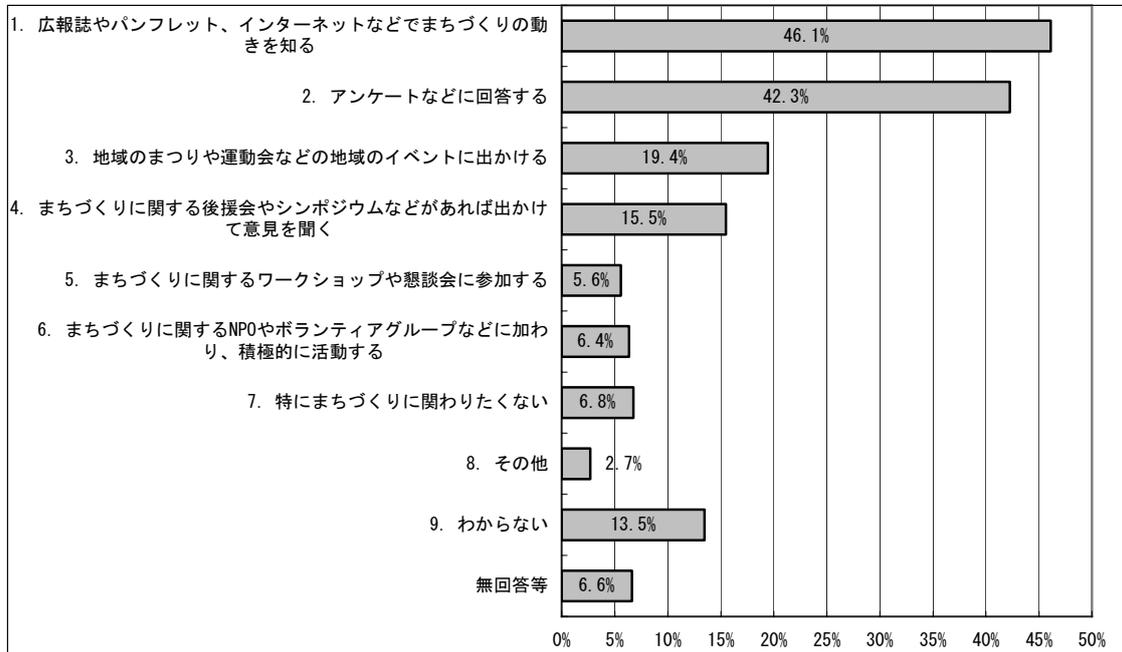
○新しく生まれるまちに関し、力を入れていくべきまちづくりの方向については、「子どもやお年寄りなどを大切にする健康・福祉の充実したまち」39.3%と最も多く、以下、「木津川や森林などの自然環境を大切にするまち」が36.4%、「安全で清潔な生活環境の整ったまち」32.2%、「道路や上下水道など都市基盤の整ったまち」が20.5%、「豊かな心を育てる教育・文化の充実したまち」が19.7%と続いている。

問12 3町の新しく生まれるまちにおいて、優先的に取り組んでほしい施策などはどれですか。(3つまで回答)



○3町の新しく生まれるまちにおいて、優先的に取り組んでほしい施策については、「鉄道、バスなどの利便性向上」が32.8%と最も多く、以下、「自然保護や河川の浄化、公害防止など」が23.5%、「保健・医療体制や施設の充実」が22.3%、「高齢者や障害者などの福祉施策や施設の充実」が21.6%、生活道路の整備（舗装、拡幅、歩道など）が17.4%と続いている。

問13 あなたは、これからのまちづくりにどのように参加したいと思いますか。(2つまで回答)



○まちづくりへの参加については、「広報誌やパンフレット、インターネットなどでまちづくりの動きを知る」が46.1%と最も多く、以下、「アンケートなどに回答する」が42.3%、「地域のまつりや運動会などの地域のイベントに出かける」が19.4%、「まちづくりに関する後援会やシンポジウムなどがあれば出かけて意見を聞く」が15.5%と続いている。

問 3町のこれまでのまちづくりの取り組みの中で、新市のまちづくりにぜひとも活かすべき、まちづくりの視点・基本目標や施策などがございましたら、ご自由にお書き下さい。

新しいまちづくりの考え方などに関する意見（抜粋）

- ・無理して地域活性をするのではなく、都会・都市部に無い、田舎的な恒久的な住みたくなる町作りを目指して欲しい。
- ・歴史ある3町を意味ある町として残し、その中での交通の利便性など考慮しながら1つの町としてわけへだて無く統一できる総合的な町づくりをしてほしい。
- ・3町合併による利益メリットは3町平などに平均して受けられるものでないといけない。
- ・誰もが住みやすい町とは、お年寄り、障害者、子供にやさしい町であり、住民が「心やさしく」なれる町ではないでしょうか。
- ・ただ単に隣町というだけの3町が一緒にやっっていく、ひとつになるということは何か関連性を見出し、一体感が出る町作りが必要に思われる。
- ・個性のある地域社会づくり。人と人が幸せに暮らしていけるような支えあい、心の豊かなふれあいのあるコミュニティを作ってほしい。協力できることはする。
- ・住民、企業、行政が協働するまちづくり
- ・文化学術研究都市を担うまちとして今後より一層の国際交流や学術活動を通してより開かれた活気のあるまちづくりを希望します。

都市基盤に関する意見（抜粋）

- ・3町に行き来するのに交通の便が悪く、バス・電車は1時間に1本しか利用できず、車の運転の出来ない人には不便である。交通の便をもっと考えて欲しい。
- ・都市圏からの交通の利便性及び3町の道路の充実。
- ・木津町を走っている100円バスは3町の新しく生まれるまちでも継続してほしい。
- ・高齢者が増えますので道路の整備（歩行者道路、バリアフリー）を望みます。
- ・どの町からも公共の物を利用する距離が同じように図書や役場など考えて建設してほしい。

自然、生活環境に関する意見（抜粋）

- ・3町とも関連の深い木津川・自然とふれあえる「やさしい町」「うるおいのある町」を目指してほしい。
- ・ごみなどの不法投棄の無い美しい町、住み良い町作りやそういった環境の整備。
- ・子供達が安心して通学できる、通学路や変な事件（子供達を守る）が多いので治安維持をしっかりと考えてほしい。
- ・若い世代が町に移り、定住できるまちづくりを希望します。

教育、文化・歴史に関する意見（抜粋）

- ・南山城地域の歴史、伝統、自然環境を第一に考える市作りを願う。
- ・それぞれの町の伝統、文化、歴史的遺産をどう活用し、調和の取れた「新市」の誕生が必要と考えます。
- ・古き伝統的なものを活かし、新しい市民が自由に参加しここに住んでよかったと思える行事などを生んでほしいと思います。
- ・行政としては、ハードウェアが優先で文化教養面のソフトが遅れがち。内面の充実に視点を方向づける様なことが少ない様に思われた。幼児教育に力を。
- ・文化や伝統を大切に。特に新興地に住む若い世帯と旧村に住む地の人々双方の意見や想いを大切にしたい町作りをしてもらいたいです。

産業に関する意見（抜粋）

- ・工業団地を作り民間企業を誘地する。
- ・日本でも有数のニュービジネス、ハイテク産業、新エネルギー（太陽光、風力、バイオ）を研究開発し、活用する未来都市を目指す。世界的レベルで模範となるような都市化構想と実践
- ・歴史的な寺院などを保全して観光化に力を入れ、国内外から多くの人が集まる町づくりを目指してほしい。
- ・木津川河川敷の有効利用、筍、お茶など農産物の観光を利用した産業復興。歴史・文化をアピールすることでの観光復興。
- ・農林業の振興。

保健・医療・福祉に関する意見（抜粋）

- ・これから高齢化になる人が多いので、福祉に力を入れて欲しい。長生きしても不自由なく、楽しく暮らせるように取り組んで欲しい。
- ・高齢者の介護施設や老人ホームを増やし安く利用できるようにして欲しい
- ・高齢化に対応して高齢者に優しい町にしてほしい。
- ・高齢者や障害者の人達が安心して生活できる町にしてほしい。
- ・社会福祉の進んだ町。日本一を目指して欲しい。リタイヤ（60～65才以上）して、余力のある人達は、何らかのボランティア活動を出来るよう環境を整えて欲しい。
- ・育児支援(成人まで)を中心とし年齢の若い住民を新しく迎える様な施策を充実して欲しい。
- ・3町は老人が多いけれど、若い者のことも考えて欲しい。
- ・新市内の病院と診療所、保健所、高齢者施設などをネットでつなぎ、医療サービスの充実をはかる。

雇用に関する意見（抜粋）

- ・3町住民の雇用の優先を充実させて欲しい。

問 3町の新たなまちづくりに関するご意見がございましたら、ご自由にお書き下さい。

新しいまちづくりの考え方などに関する意見（抜粋）

- ・それぞれ継続してきた町づくりについては、出来るだけ引き継いでほしい。3町が一体感を感じることができるよう何か仕掛けがあれば面白いと思います。
- ・3町のよい所が合わさって、何か特徴のある新市へ！滋賀県の栗東の様に住みやすい街 No.1 を目指して！
- ・新しい町づくりということで、新しい施設や整備を進められると思うが、それ以上に今まで大切にしてきた古い町並や、文化財、自然の保全、活用にも目を向け、それぞれの町の良さ・個性を大切にしてほしい。
- ・基本理念ののっとり住民に支持されるまちづくりを進めてほしい。
- ・子供から高齢者まで住みごこちのよい町づくりをしてほしいです。
- ・住民の声を聞く場を多く作って弱い者の立場を考えて、大きな町になっても、新旧の差をなるべくなくしてほしい
- ・公務員が作る町作りでなく、住民参加の町作りしてほしい。
- ・合併しても3町が一体となってコミュニケーションを図れるようであれば意味が無い。木津町の住民から見れば山城町は川向こうになる一方、加茂町はちょっとした山越えとなるなど条件的に悪い。現行のローカルバスの巡回をより充実し容易に交流できるよう期待する。

まちづくりの重点分野などに関する意見（抜粋）

- ・現在優先されている旧市街地での行政サービスの充実ではなく都市全体のバランスを考え、最も利用者が多く新市街地からも利便性の良い場所に公共施設などの充実を図ってほしい。
- ・これから開発が進む中央地区を3町合併後の新拠点として新庁舎、総合的文化施設を造っていただきたい。泉大橋の交通渋滞解消と中央地区への乗り入れのための163号線バイパスの早期建設を要望します。
- ・ゴミ（道に）だらけの町では誰も住みたくないし住んでも心はすさむばかりである。良い環境で子供は大きく変わる筈です。とにかく美しい町にしましょう。
- ・ごみ処理・リサイクルの充実
- ・今までの文化や歴史を大切に町づくりをしてほしい。
- ・第一次産業を活かした街作り建設や開発でなく既存産業を活性化させる施策をして下さい。
- ・公立の小・中・高の教育に力を入れ、若い住人を増やしてほしい。公立学校では自国の文化や習慣について学べるようカリキュラムを組んでほしい。
- ・お年寄りや身体の不自由な人にやさしい、バリアフリーなどそれが普通の事の様に思える町にみんなであつってゆきたい。

合併の進め方、合併への期待、不安などに関する意見（抜粋）

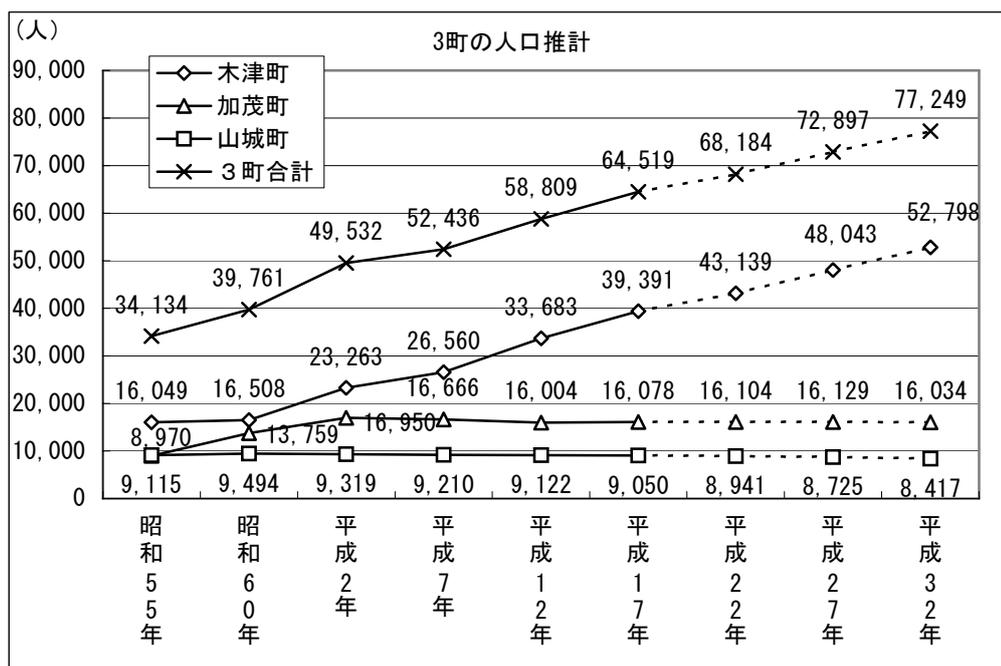
- ・3町が合併することで、どの町にももっと今以上に住みやすくなるようにしてほしい。多くの方が便利に住みやすくなっても、どこかで不便になり合併しなければよかったと思う人がでてくるようならば合併するべきでないと思う。住民の声をしっかりと聞いた新たなまちづくりを期待している。
- ・合併でも各3町の特徴が残り、当然のことですがお互いに利益になるような政策であってほしい。各町が上下の関係でなく、お互いに譲り合うところは譲り、協力できる形であってほしい。3町、誇るべきものは持っているので合併して利益になることは、多いと思う。ただ、財政の詳細はわからないので現実のところ心配でもある。
- ・人口がへってきているので無駄な公共投資を少なくし、既存の利用目的の価値の低下している施設をリフォームして、例えば24時間保育やNPO施設などに転換してほしい。バラマキはもう要らない。
- ・広域行政で無駄な重複を省き、民間で出来ることは民間に仕事をさせ行政にも経営感覚が必要だと思います。また、住民に対して財政状況から出来ないことは出来ないとはっきりと言い、媚びる姿勢は必要ないですよ。大変な仕事ですが頑張ってください
- ・3町の住民が全て合併して良かった！！と思えるようにすすめて頂きたい。地域的に大きくなって、視点は今まで以上に住民本位に高齢者や子育て中の人たちなど、きめ細かく小さな声も届く行政であって欲しい。
- ・税金の無駄使いのない行政を目指してほしい。施設の縮小、職員のリストラなど、徹底した経費の削減を行って欲しい。
- ・議員と職員数をへらすべし。ムダなものはすべてけずりスマートな形で合併すべし。
- ・合併後、役場が遠くなり住民サービスが低下する様に思います。又、公共料金などが上がり住民の負担が増加しない様、最善を尽くして下さい。
- ・3町のまちづくりをすれば、こんな点がよくなる、こんな点は少し不自由になるが、こうすれば改善できるので、改善していくというような内容のことをもっとアピールして欲しい。
- ・合併協議がどんどん進んでいるようですが、もっと木津町の人意見も必要と思います。
- ・合併に反対する意見が多いので慎重に取り組んで欲しい。結果を急がず、十分住民と話し合って納得してから進めて欲しい
- ・3町の合併はなぜしないといけないのか疑問がある。もっと住民の意見を聞いた方が良いと思う（投票など…）。
- ・広域行政になれば住民への細かな行届いたサービスが低下して行くのではないかと心配します。
- ・合併することにより金銭面の負担が増大するのではないかと不安に思います。行政サービスなどで便利になるのはありがたいことかもしれませんが、やはり住民にとっては金銭面の負担が一番の関心事だと思います。現在、全国的に合併の動きが見られますが、その流れに乗ろうと焦って合併の話を進めようとしているようにも思えますので、どうか慎重にと願います。
- ・役場が遠くなると困ります。合併して場所が変わるのであれば駅前やニュータウンなどに支所を作ってください。
- ・このアンケートはもはや、合併合意を前提に調査されているように思われますが、近き将来合併は確定されているのでしょうか？（素朴な質問で申し訳ありませんが）まだ疑問です。賛否両論、おありでしょうが、いずれにしましても住みよいまちづくりと願っております。
- ・この合併で、木津町にメリットがあると思えない、なぜ精華町と合併できないのか。
- ・今一番木津町が開発の最中、資金（予算）がたくさん流れる恐れがあるので、合併は木津町のためにするような気がする。心配。
- ・木津町だけでも体力のある町だとは思いません。加茂町・山城町と対等合併するのは木津町の体力が衰えていくと考えます。

III 主要指標の見通し

1. 人口

日本の総人口は、戦後一貫して増加してきましたが、平成 17 年国勢調査（速報値）によると、既に平成 16 年でピークに達しており、減少局面に入りつつあると見られています。

一方、3町における人口は、平成 7 年及び平成 12 年の国勢調査、並びに平成 17 年の住民基本台帳に基づき、社会移動趨勢型人口推計により、推計しますと、平成 22 年に 68,184 人、平成 27 年に 72,897 人、平成 32 年に 77,249 人になる見通しです。



※各年国勢調査（平成 17 年は 10 月末現在の住民基本台帳及び外国人登録による）及び社会移動趨勢型人口推計結果による

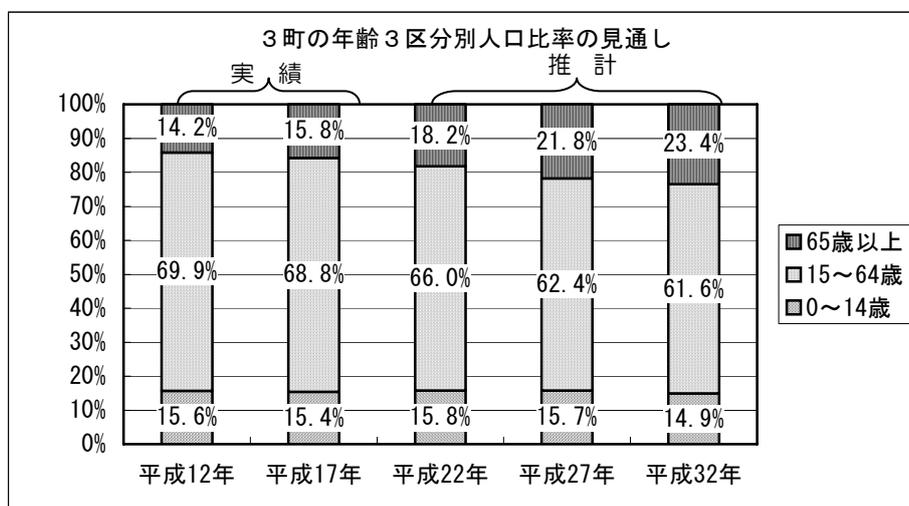
※社会移動趨勢型人口推計

経年的な増減の傾向を将来に延長して将来人口を推計するコーホート法のひとつで、人口の社会移動による各コーホート（男女別・5歳階級別の人口のまとまり）の推移率を将来とも同じと仮定した将来人口推計。出生数は、出産年齢の女性人口の各5歳コーホート（15歳～50歳）に合計特殊出生率（地域補正を行ったもの）を乗じて求める。直線又は曲線回帰式による推計方法と異なり、人口の年齢構造や社会動態を反映した推計となる。

年齢別の人口構成は、年少人口（0～14歳）に及び生産年齢人口（15～64歳）は増加傾向にあるものの、総人口に対する構成比は低下することが予想されています。

一方、老年人口（65歳以上）は総数が増加するとともに、構成比も高まることが予想され、平成27年には平成17年の約1.6倍となる1万6千人に近づき、構成比も15.8%から21.8%まで高まる見通しになっています。

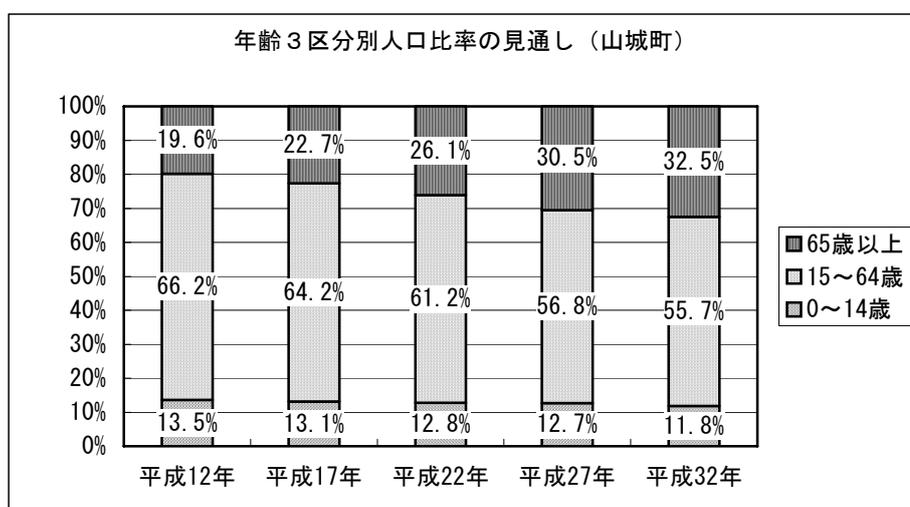
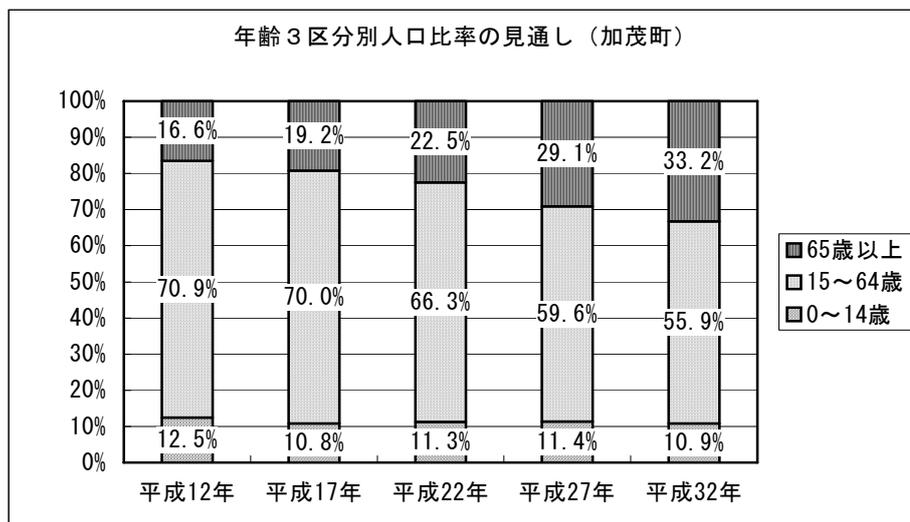
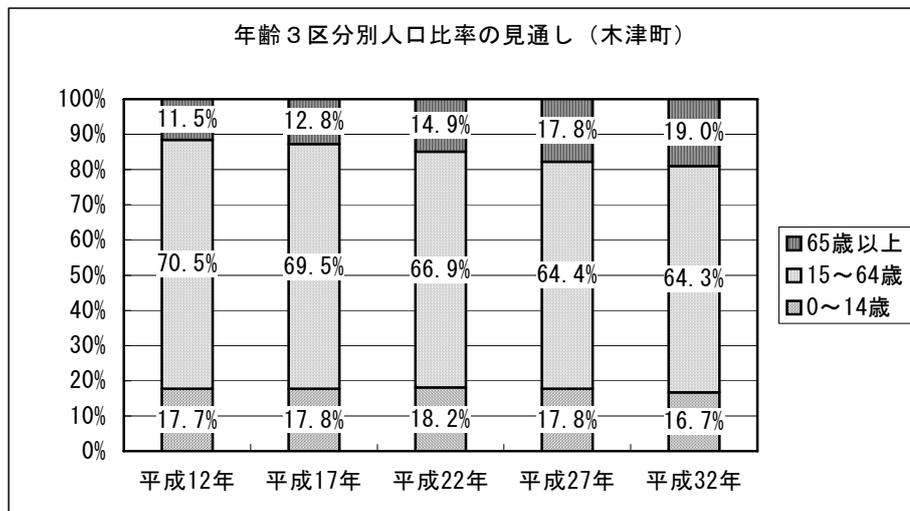
実人口	実績		推計		
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
0～14歳	9,189	9,937	10,784	11,472	11,536
15～64歳	41,123	44,418	45,001	45,516	47,604
65歳以上	8,323	10,164	12,399	15,909	18,109
合計	58,809	64,519	68,184	72,897	77,249
構成比	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
0～14歳	15.6%	15.4%	15.8%	15.7%	14.9%
15～64歳	69.9%	68.8%	66.0%	62.4%	61.6%
65歳以上	14.2%	15.8%	18.2%	21.8%	23.4%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



※各年国勢調査（平成17年は10月末の住民基本台帳及び外国人登録による）及び社会移動趨勢型人口推計結果による

（実人口の合計は年齢不詳含む。構成比の合計には年齢不詳を除く。）

(町別年齢3区分別人口比率の見通し)



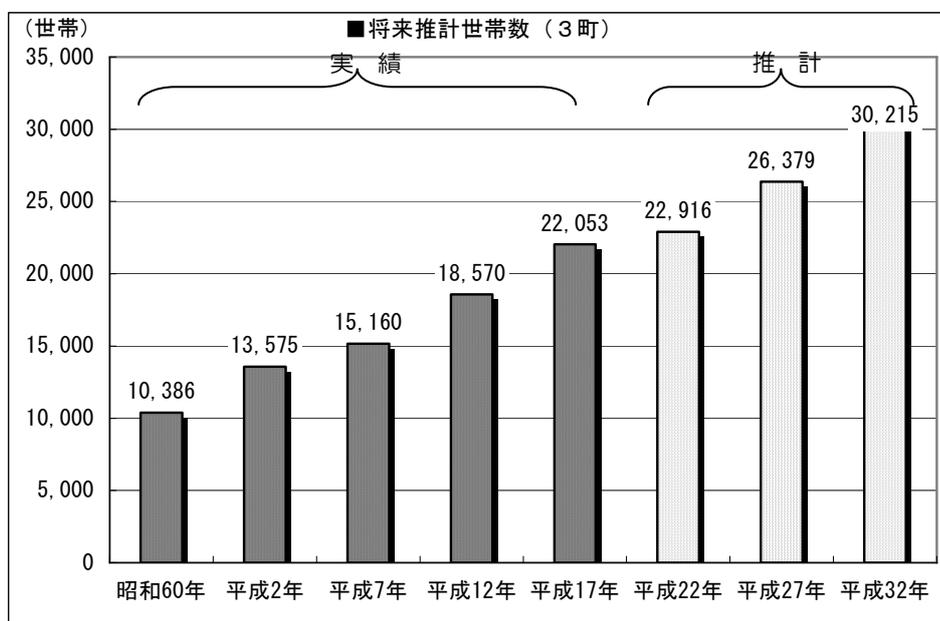
2. 世帯数

世帯数は人口の伸び率を上回る伸びを示しており、このままの傾向が続くとすると、平成32年には3万世帯を超える見通しです。

これに伴い、世帯当たり人員は平成17年の1世帯当たり2.93人から平成27年には2.76人まで減少する見通しで、単身世帯の増加や多世代世帯の減少などが進むと予想されます。

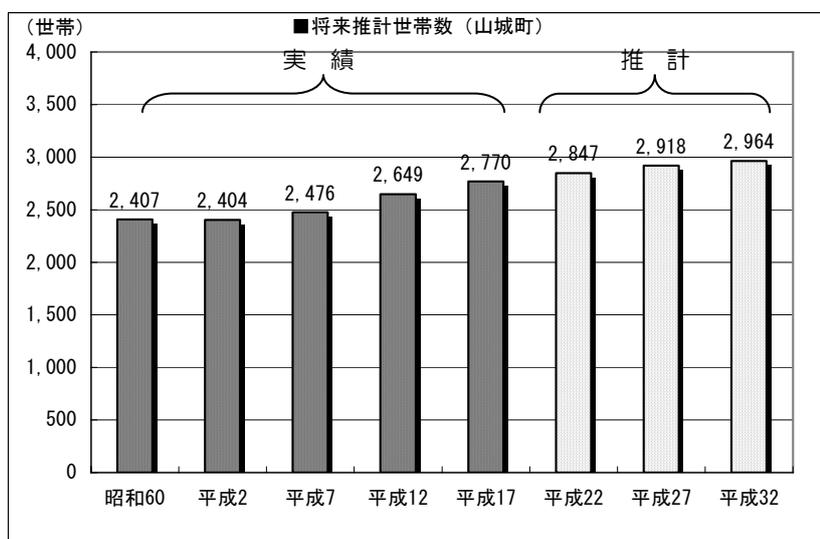
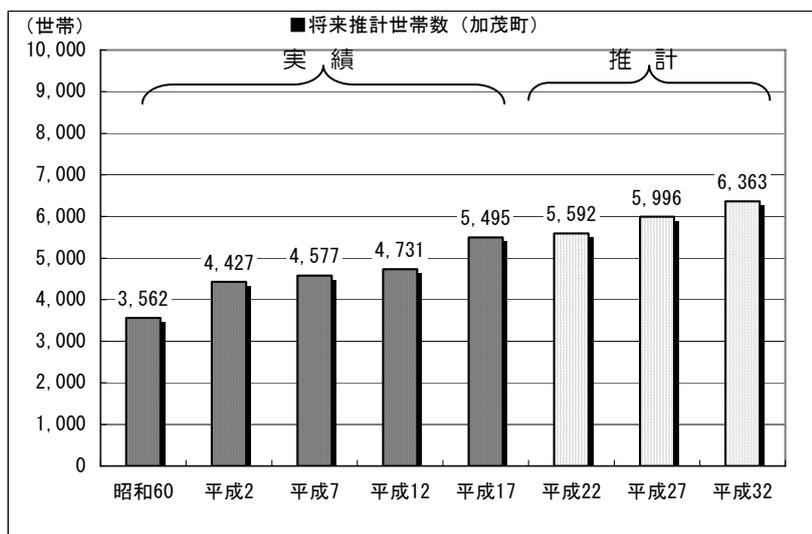
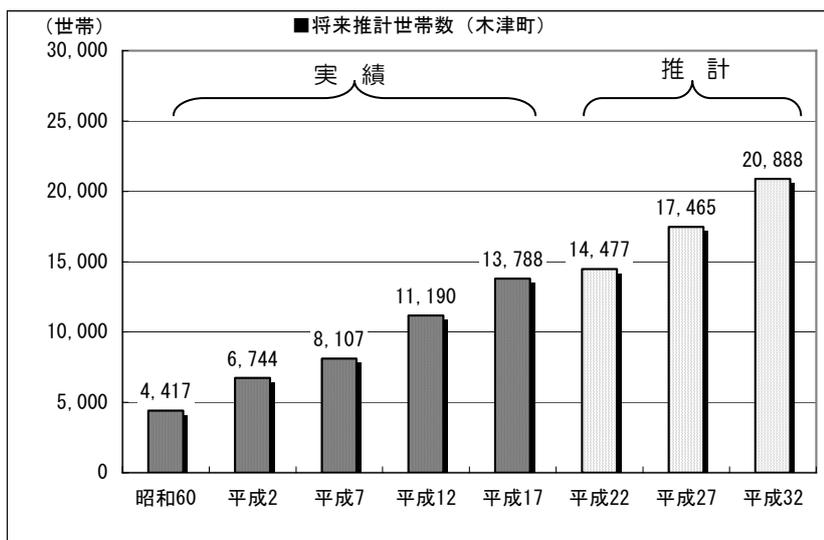
	実績				
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
人口	39,761	49,532	52,436	58,809	64,519
平均世帯人員	3.83	3.65	3.46	3.17	2.93
世帯数	10,386	13,575	15,160	18,570	22,053

	推計		
	平成22年	平成27年	平成32年
人口	68,184	72,897	77,249
平均世帯人員	2.98	2.76	2.56
世帯数	22,916	26,379	30,215



※各年国勢調査（平成17年は10月末の住民基本台帳及び外国人登録による）及び社会移動趨勢型人口推計結果による

※世帯数、世帯当たり人員は、過去の推移をもとに近似曲線により推計



IV 新市の将来像

1. まちづくりの基本理念・将来像

(1) まちづくりの基本理念と将来像

新市は豊かな歴史・自然環境に恵まれているとともに、関西文化学術研究都市の中核として最先端の文化・科学を世界に発信する拠点です。これらの多様な個性を大切に、連携・交流を進めることで、さらに魅力ある“キラリ”と耀く新しいまちの実現を目指します。また、生活・雇用環境を充実し、市民が互いに助けあい、安心して生涯を過ごせる定住性の高い、いきいきとしたまちづくりが求められています。これらを踏まえ、新市のまちづくりの基本理念及び将来像を次のように定め、市民の幸せを追求するまちづくりを進めます。

歴史・文化や自然・環境を活かした美しいまちづくり

～愛着と誇りの持てるまちづくり～

- ・地域固有の特色ある地域資源を活かし、市民が誇りの持てる魅力あるまちづくり
- ・古代以来、都と関連性の深い地域として発展してきた歴史と文化を活かしたまちづくり
- ・木津川とその流域に形成された豊かな水と緑の自然・環境を活かしたまちづくり

知の集積を活かした新しいまちづくり

～新時代を創造するまちづくり～

- ・わが国の新時代の文化・学術・研究を創造する拠点である関西文化学術研究都市機能と連携し、それを活かしたまちづくり
- ・新たな技術・発想を取り入れたまちづくり
- ・世界に発信する学術・産業を創出するまちづくり

新市の将来像

水・緑・歴史が薫る文化創造都市

～ひとが耀き ともに創る 豊かな未来～

豊かな市民生活を実現するまちづくり

～安心して生涯を託せる
心豊かなまちづくり～

- ・安心・安全なまちづくり
- ・少子高齢化への対応をはじめとする保健・医療・福祉施策が充実したまちづくり
- ・安定的な生活基盤・雇用の確保を目指すまちづくり

市民が主人公のまちづくり

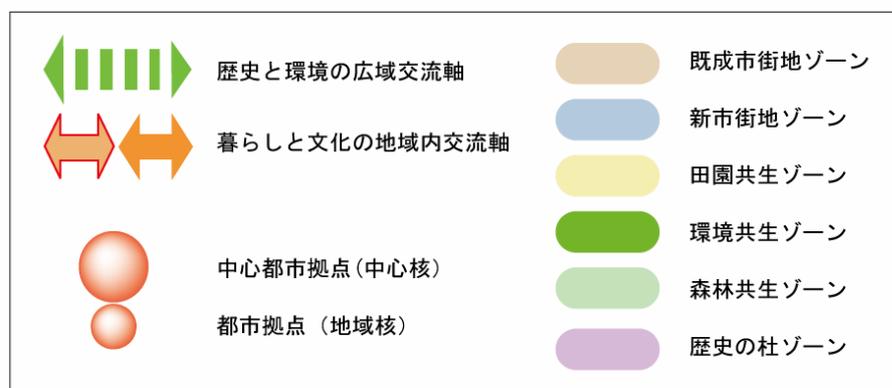
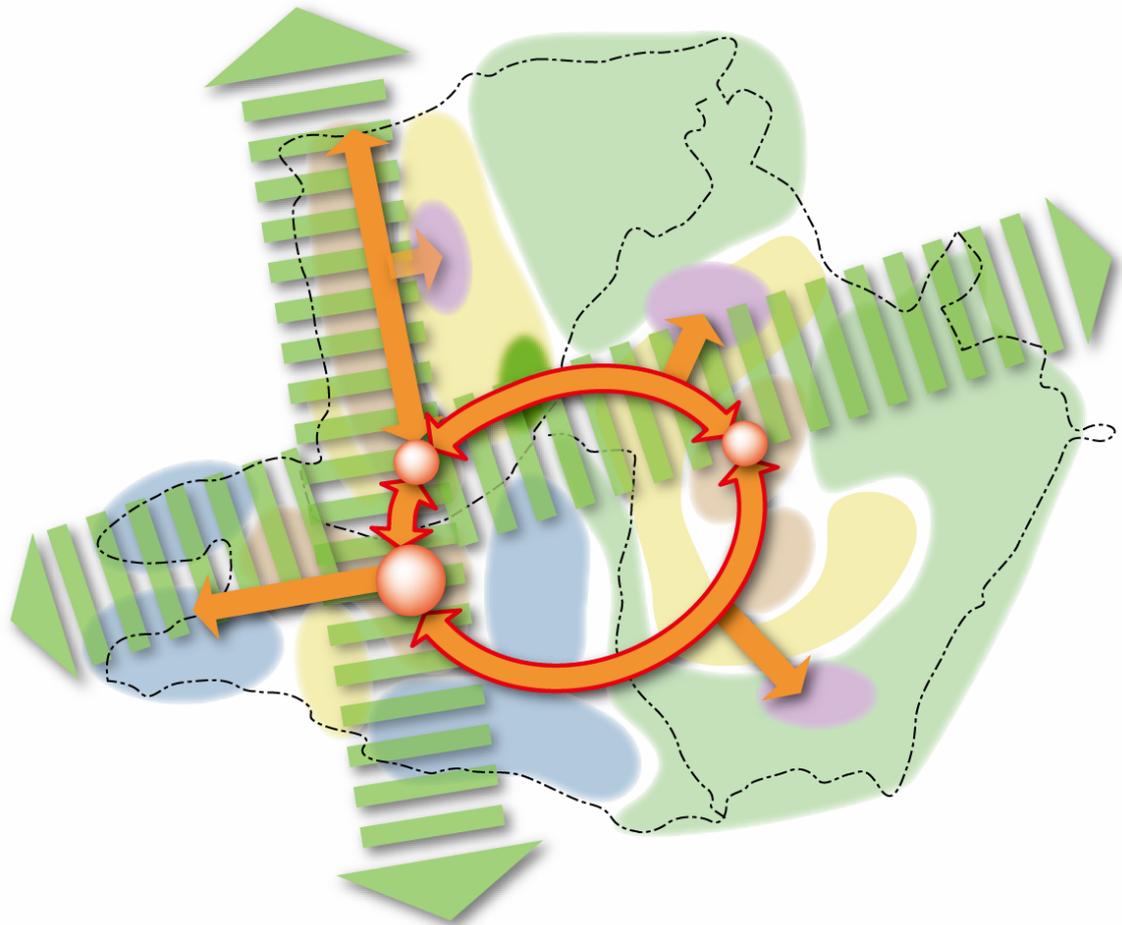
～みんなで創るまちづくり～

- ・多彩で多様な“人と地域文化”が交流するまちづくり
- ・市民の参画と協働によるまちづくり

(2)将来都市構造

将来像の実現に向け、新市の将来の姿を示す都市構造を設定します。都市構造は、様々な都市的機能の中心的役割を果たす「拠点」、その地域にふさわしい土地利用の方向を示す「ゾーン」、並びにそれらを結びつける「軸」で構成されます。

新市の都市構造図



都市構造図における軸、ゾーン、拠点の考え方

軸	歴史と環境の広域 交 流 軸	3町を流れる木津川や道路、鉄道による東西・南北を結び連携・交流軸。水環境の保全と活用をテーマに潤いある環境を創造するとともに、新市と周辺市町、京都、大阪、奈良方面などを相互に結ぶ交通軸の強化により地域の個性を活かした多彩な歴史・文化や人、物等の交流を育む。
	暮らしと文化の 地 域 内 交 流 軸	各拠点や歴史・文化資源等を結ぶ道路による連携・交流軸。地域の生活や歴史・文化に密着した交流を促進し、各拠点との結びつきを深めつつ、新市の一体性を高める。
ゾーン	既成市街地ゾーン	行政、商業、居住等様々な機能を有する市街地として位置づけるゾーン。都市拠点を中心に、利便性と質の高い市街地の形成を図る。
	新市街地ゾーン	居住、文化学術研究、商業、新たな産業などの機能を有する市街地として整備するゾーン。関西文化学術研究都市建設計画で位置づけられている各ゾーンの性格を明確にしつつ、特色ある市街地の形成を図る。
	田園共生ゾーン	緑豊かな田園風景を大切にするゾーン。立地条件を活かした新たな技術による近郊農業の展開を図るとともに、快適な生活環境づくりにより、田園環境と定住環境の充実を図る。
	環境共生ゾーン	豊かな自然環境を活かし、資源循環型の生活サイクルや地域資源の有効活用による環境共生モデルとなる新たなまちづくりの実現を図るゾーン。
	森林共生ゾーン	山林や丘陵地の緑のゾーン。自然環境を地域固有の貴重な緑の財産と捉え保全を図るほか、人と自然のふれあいの場としての活用を図る。
	歴史の杜ゾーン	山林や農地の中に社寺や遺跡等の歴史的資源が点在するゾーン。周囲の豊かな自然環境と調和した歴史的資源の保全を図るとともに、野外学習や環境学習、観光・レクリエーション等の場としての活用を図る。
拠点	中心都市拠点 (中心核)	行政、商業、医療・福祉等多様な都市機能が集積する拠点。新市のみならず南山城地域も含めた地域の中心核として位置づけ、質の高い都市的サービスを提供する拠点の形成を図る。
	都市拠点 (地域核)	住民の生活に密着した都市機能が集積するゾーン。住民のニーズにきめ細かく対応した都市機能の集積を図る。

2. まちづくりの基本方針

新市の将来像「水・緑・歴史が薫る文化創造都市 ～ひとが輝き ともに創る豊かな未来～」を実現するため、一体となって取り組むまちづくりの基本方針を以下のとおり定めます。なお、この6つの基本方針は、第5章で展開する新市の主要施策の柱に位置づけられるものです。

(1)個性を活かした魅力ある地域文化の創造

当地域は、豊かな自然に恵まれ、古代より奈良・京都の都と関わりの深い地域として発展してきました。

当地域の発展の原点である豊かな自然と歴史・文化は、新市の貴重な共有財産であるという共通認識を持ち、これらを保全・活用・継承するとともに、これらの歴史的な文化を背景とした新たな地域文化の創造活動を促進します。

また、関西文化学術研究都市における研究活動などを活かした新しい地域文化の創造を支援します。

(2)地域力を活かした産業・事業の創造

新市には、新時代の文化・学術・研究の拠点である関西文化学術研究都市が立地しています。この関西文化学術研究都市が生み出す様々な効果を活用した新たな産業・事業の創出を図ります。

また、近年の地産地消・スローフードへの関心の高まりや3町の一体化による歴史・文化・自然等の観光資源を活用するとともに、京都府が進める「宇治茶の郷づくり」と連携するなど、地域産業の創出を図ります。

(3)誰もが安心して暮らせる安全・健康・福祉都市の創造

安心・安全のまちづくりを実現するため、大規模地震等に対する防災対策の充実や地域の防犯体制の整備をはじめ快適な生活環境を提供するまちづくりを促進します。

また、全ての市民が健康で安心して暮らせることのできる地域社会を実現する

ため、保健・医療・福祉の連携を強化し、ケアシステム体制を充実します。

さらに、新市の市民が互いに支えあい健康でともに生きることができるよう、地域福祉体制の充実・確立と高齢者、障害者等の就労や生きがい対策の充実を図ります。

(4)豊かな心を育む教育・文化の創造

豊かな心を育む教育・文化を創造するためには、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが欠かせません。総合的な少子化対策・子育て支援を進めるとともに子どもの安心・安全を確保するための防犯体制を強化します。

また、関西文化学術研究都市の立地する都市としての特徴や地域の豊富な歴史・文化・自然を活かし、科学やものづくりに対する興味を広げ、郷土を大切にすることを育むための個性豊かな教育・文化活動を推進します。

地域づくりの中心は「人づくり」にあるという認識を新たにするとともに、市民の自己実現意識の高まりなどに対応した質の高い生涯学習の推進、文化芸術、スポーツ、レクリエーション活動を支援します。

(5)連携を強め地域を支えるネットワークの創造

新市としての一体感を高め、連携を強化するとともに、新市全体の均衡ある発展を確立するため、道路・交通ネットワークの整備・充実をはじめ、地域文化を再認識し、保全・活用するため水と緑・歴史のネットワークの整備を検討します。

I T時代に対応するため、電子自治体の構築を進め、地域間格差のない情報化を進め、住民の利便性の向上に努めます。

また、本庁舎周辺の中心都市拠点と各支所周辺の都市拠点を役割分担に基づき、都市基盤・施設整備を進め、市民サービスの向上に努めるとともに、関西文化学術研究都市のまちづくりを引き続き推進します。

(6)まちづくりへの参画と協働の創造

様々な地域課題を解決するため、地方分権及び住民自治の理念に基づき、従来の枠を越えた市民と行政の協働によるまちづくりが必要です。

このため、市民と行政との協働体制を確立し、市民が主体となって進める地域

づくりを推進します。

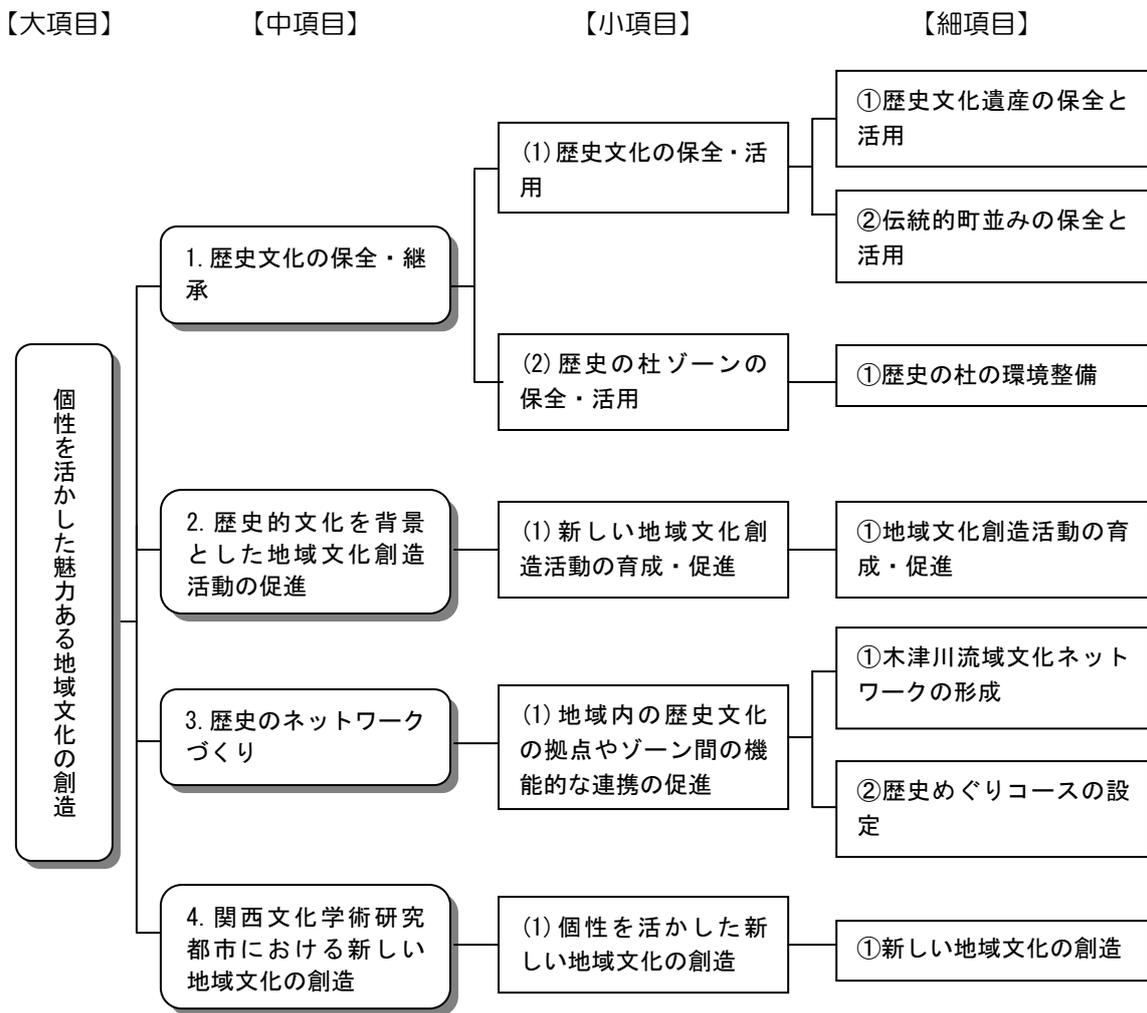
また、近年の厳しい財政状況のもと、効率的な行政運営を図るため、行財政改革をより一層進める必要があります。3町合併によるスケールメリットを活かし、市民ニーズの多様化・高度化に的確に対応できるよう組織・機構等の強化を図ります。

さらに、全ての市民が等しく社会参加できるまちづくりの実現を推進するとともに、行財政改革と情報公開の徹底と市民参画型行政の拡充などを図り、市民とともに進める行財政運営システムの確立に努めます。

V 新市の主要施策

1. 個性を活かした魅力ある地域文化の創造

1-1 施策の体系



1-2 主要な施策・事業等

1. 歴史文化の保全・継承

(1) 歴史文化の保全・活用

① 歴史文化遺産の保全と活用

- ・ 史跡高麗寺・椿井大塚山古墳等の歴史文化遺産の保全を図るとともに、それらを活かした周辺環境の整備を進めます。
- ・ 各町の伝統芸能等の文化の継承と文化財の保存を進めます。

② 伝統的町並みの保全と活用

- ・ 上粕環濠集落、山城茶問屋街、旧奈良街道、船屋通り等の資源を活かした伝統的な町並み環境の保全を図ります。
- ・ 町家の用途転換や空家活用等により、伝統的な町並みがいきいきと息づくまちづくりを進めます。

(2) 歴史の杜ゾーンの保全・活用

① 歴史の杜の環境整備

- ・ 恭仁宮跡の公有地化を推進し、地域住民の憩いの場・観光スポットとしての環境整備を進めます。
- ・ 当尾地域の豊かな自然、浄瑠璃寺、岩船寺、数多く残る石仏等の歴史遺産を活用し、環境学習やレクリエーション空間としての整備や散策コースとしての快適な歩行環境の整備を進めます。

2. 歴史的文化を背景とした地域文化創造活動の促進

(1) 新しい地域文化創造活動の育成・促進

① 地域文化創造活動の育成・促進

- ・ 地域の豊かな歴史文化を背景として、公民館等における文化活動を発展させながら、新しい文化の創造活動を支援します。

3. 歴史のネットワークづくり

(1) 地域内の歴史文化の拠点やゾーン間の機能的な連携の促進

① 木津川流域文化ネットワークの形成

- ・ 古代より木津川の水運を介して連携してきた歴史を踏まえて、木津川流域の文化交流ネットワークを創出します。

② 歴史めぐりコースの設定

- ・ 観光協会、観光案内ボランティアグループ、府立山城郷土資料館等と連携し、地域内に数多く点在する豊かな歴史・文化財等を中心とした「歴史めぐりコースマップ」づくり、観光案内板・観光案内所の設置等を進めます。

4. 関西文化学術研究都市における新しい地域文化の創造

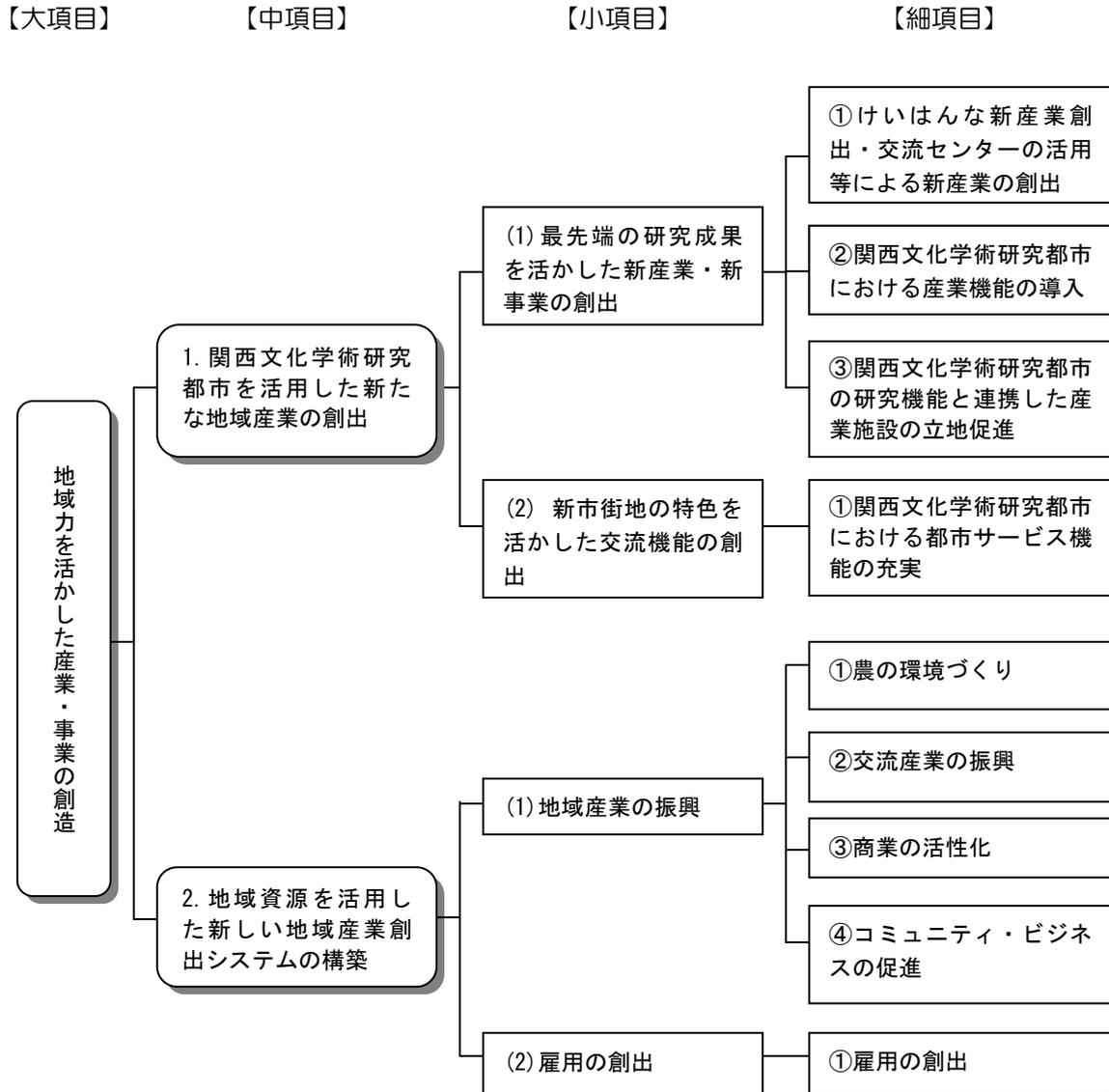
(1) 個性を活かした地域文化の創造

① 新しい地域文化の創造

- ・ 関西文化学術研究都市の先進的な研究活動や新しいまちづくりを活かした新しい地域文化の創造活動を支援します。

2. 地域力を活かした産業・事業の創造

2-1 施策の体系



2-2 主要な施策・事業等

1. 関西文化学術研究都市を活用した新たな地域産業の創出

(1) 最先端の研究成果を活かした新産業・新事業の創出

- ① けいはんな新産業創出・交流センターの活用等による新産業の創出
 - ・ 科学技術・産業基盤・文化資産等の多様な集積や、「知的クラスター創成事業」等の研究成果を活かし、関西文化学術研究都市に設置されている「けいはんな新産業創出・交流センター」を核とした産学公の連携による新産業・新事業の創出を促進します。
- ② 関西文化学術研究都市における産業機能の導入
 - ・ 関西文化学術研究都市の土地利用計画について、学研施設の機能に加え研究開発型産業の機能の導入など幅の広い土地利用を図り、研究開発型産業施設の誘致、大学や研究施設と連携した企業支援施設等の立地を促進します。
- ③ 関西文化学術研究都市の研究機能と連携した産業施設の立地促進
 - ・ 関西文化学術研究都市の周辺部においても、研究機関を支援する産業施設や研究成果を活かした産業施設の立地を推進します。

(2) 新市街地の特色を活かした交流機能の創出

- ① 関西文化学術研究都市における都市サービス機能の充実
 - ・ 関西文化学術研究都市のセンターゾーンにおいて、商業核の形成等都市サービス機能の充実を図ります。

2. 地域資源を活用した新しい地域産業創出システムの構築

(1) 地域産業の振興

- ① 農の環境づくり
 - ア. 農の基盤整備
 - ・ 農業生産基盤整備として、ほ場整備、かんがい排水施設整備等を進め、田園地帯の営農基盤づくりを計画的に進めていきます。
 - イ. ブランド農産物の担い手育成
 - ・ ブランド農産物が注目される中、地域特性を活かした農産物・農産加工品の新たなブランド開発・高付加価値農業を推進し、多様な農業の担い手の育成を図ります。
 - ウ. 地産地消・スローフードの推進
 - ・ 青空市・朝市等の整備や学校給食との連携、商工観光団体との協力等により、地元で採れた食物を地元で消費する「地産地消」を推進します。
 - ・ 市民ニーズに対応して、市民農園や体験農園等の普及を図り、「農」のある

生活の普及に努めます。

- ・スローフード運動を促進し、地域における豊かな食文化の創造と発展を図ります。

エ. 「宇治茶の郷づくり」事業との連携・協働

- ・京都府山城広域振興局を中心に進められている「宇治茶の郷づくり」に関連して、生産と体験・交流の場となる「モデル茶園」を中心とする農業公園の整備を検討します。

②交流産業の振興

- ・地域の優れた歴史的資源、豊かな自然環境や農林業等を活用した観光交流活動を促進するとともに、新市と関連性の強い奈良・京都地域内の歴史・文化財との連携・相乗効果を考慮するなど、新しい観光交流産業の育成・発展を図ります。
- ・京都府山城広域振興局を中心に進められている「やましろ観光」と連携・協働し、歴史探訪や自然体験などの広域的な事業への参画を図ります。
- ・地域内の農林産物等を活用した付加価値を高める加工特産品や郷土食等を企画・開発し、新しい地域の新しい売り物づくり・ブランド化を推進します。
- ・森林・里山が持っている公益的機能の維持・増進を図るとともに観光・レクリエーションや体験学習活動の場としての活用を森林組合、NPO、ボランティア等と連携・協働し、進めます。

③商業の活性化

- ・快適で利便性の高い商業環境の整備や商業の経営基盤の強化を促進するとともに、気軽に親しみやすく活力のある地元商店街づくりを図ります。
- ・交流活動の展開・発展に対応して、中心都市拠点や都市拠点、観光交流地域等における観光商業化を図ります。
- ・歴史的な街区を活用したユニークで特色ある商店街づくりと連動した地域特産品や郷土食の販売等を企画し、段階的・戦略的な観光商業の展開を図ります。

④コミュニティ・ビジネスの促進

- ・地域内の多様なニーズに対応した新しい事業手法として、近年注目されているコミュニティ・ビジネスの促進を図ります。

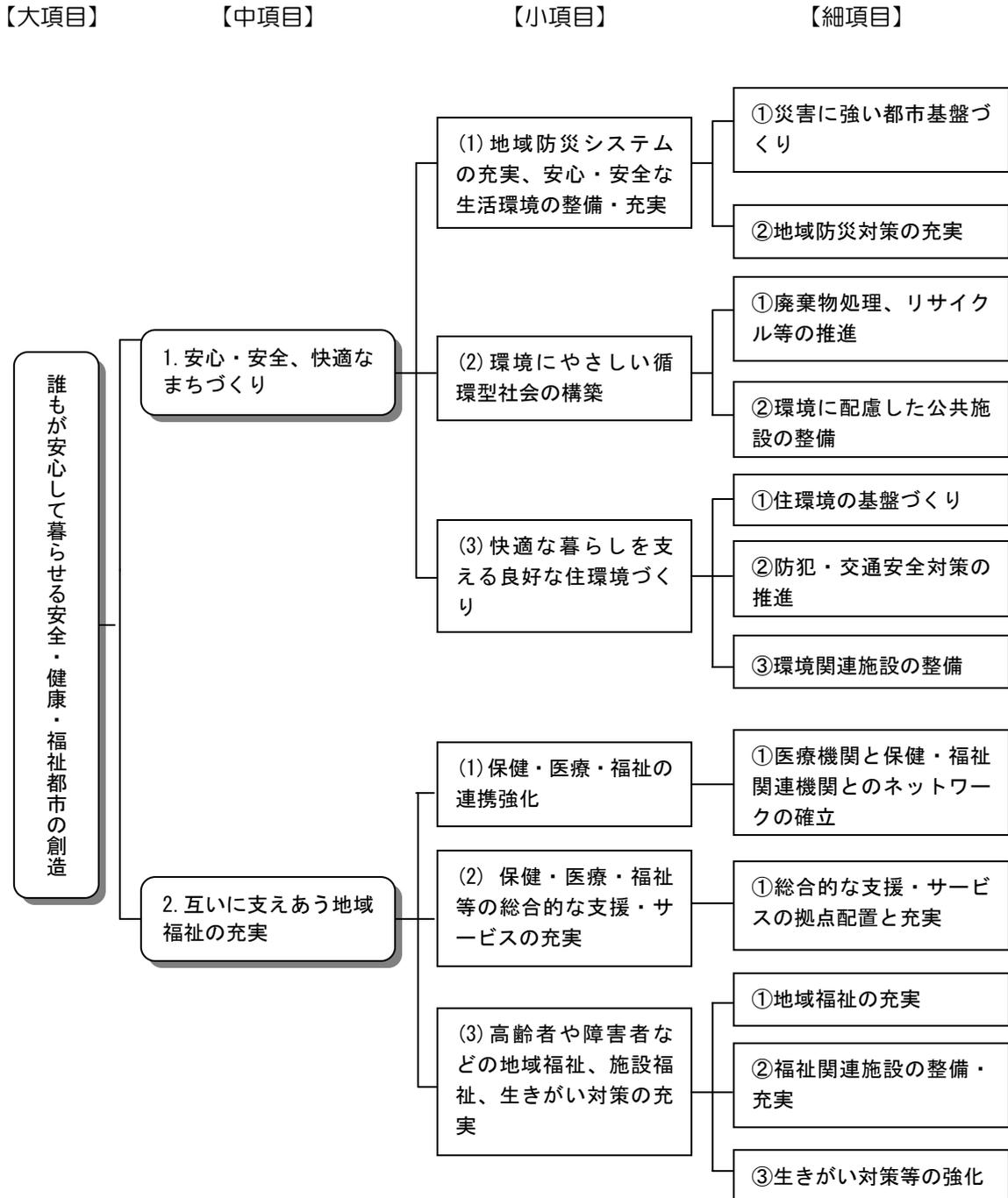
(2)雇用の創出

①雇用の創出

- ・産業の育成、生産・加工・販売・交流産業・消費者の連携による第1次産業・第2次産業・第3次産業が一体となった第6次産業化による新産業の創出等により、多様な産業展開を促進するとともに、関西文化学術研究都市地域やその周辺部の土地の有効利用等を図りながら企業誘致を推進するなど、地域における雇用の創出・拡大に努めます。

3. 誰もが安心して暮らせる安全・健康・福祉都市の創造

3-1 施策の体系



3-2 主要な施策・事業等

1. 安心・安全、快適なまちづくり

(1) 地域防災システムの充実、安心・安全な生活環境の整備・充実

① 災害に強い都市基盤づくり

ア. 治水対策の強化

- ・地域における治水・内水排除対策を強化するため、整備が遅れている河川、雨水排水施設、老朽ため池、樋門等の改修・整備を計画的に進めます。

イ. 耐震対策等の強化

- ・地震災害の防止を図るため、橋梁、防火水槽をはじめとする公共施設の耐震性の強化や急傾斜地・地すべり対策を行います。
- ・また、公共施設のほか住宅等についての耐震性能の向上を図るため、既存住宅等の耐震診断・耐震改修を促進するための施策に努めます。

ウ. 災害用備蓄倉庫及び避難所の整備

- ・市内の主要な各地に、災害用備品等を備蓄しておく倉庫や避難所を計画的に整備します。

② 地域防災対策の充実

ア. 広域防災システムの整備

- ・京都府が進めている衛星通信系の広域防災情報システム整備事業の促進を図るとともに、市役所をキー局とする防災無線ネットワーク網等の構築について、検討します。

イ. 自主防災組織の育成

- ・地域の実情に応じて、災害発生時はもちろん、日頃から地域に暮らす一人ひとりが互いに力を合わせて助け合える自主防災組織の育成と活動支援の充実に努めます。

ウ. 要配慮者対策等の充実

- ・災害時に被害を受けやすい状態に置かれている障害者や寝たきり高齢者などの要配慮者についての台帳等の整備を図り、災害時の要配慮者支援を充実します。

(2) 環境にやさしい循環型社会の構築

① 廃棄物処理、リサイクル等の推進

ア. 清掃センターの整備

- ・廃棄物の適切な収集・処理と高度な公害防止策や環境にやさしい循環型社会を実現するための拠点となる新たな清掃センターの建設を進めます。

イ. リサイクルセンターの整備

- ・清掃センターの整備とともに、リサイクルの拠点となるリサイクルセンタ

一の整備を図ります。

②環境に配慮した公共施設の整備

- ・環境にやさしいまちづくりの実践として、公共施設等にソーラー発電・風力発電装置などの設置を検討します。

(3)快適な暮らしを支える良好な住環境づくり

①住環境の基盤づくり

ア. 上水道の安定供給

- ・市内の老朽化した水道関連施設（簡易水道を含む）の更新を順次進めるとともに、府営水道の受水地域について、検討を進めます。

イ. 下水道の整備

- ・公共下水道整備について、木津地域は木津川上流流域関連公共下水道整備事業、加茂地域は公共下水道事業、山城地域は木津川流域関連公共下水道事業をそれぞれ計画的に推進します。
- ・また、上記の各公共下水道処理計画区域外の地域においては、合併処理浄化槽の普及を図り、全市域の水洗化を促進します。

ウ. 良好な市街地づくり

- ・既成住宅地域において、生活道路や広場などを整備し、ゆとりと潤いのある良好な居住環境の形成を図ります。
- ・また、近年は無秩序な都市開発は減少していますが、今後ともバランスのとれた市街地形成を目指すため、都市計画マスタープランの策定等を通じて、計画的な市街地の整備、土地利用の誘導、良好な宅地供給等を図ります。

②防犯・交通安全対策の推進

ア. 防犯に配慮した公共施設等の整備

- ・市民が安心して暮らせるまちづくりを目指して、防犯性の高い道路、公園、駐車場等の公共施設の整備を進めるほか、新市のまちづくりの進展等にあわせ、交番・駐在所の適正配置を関係機関に要請します。

イ. 防犯意識の向上と自主的な防犯組織の育成

- ・市民の防犯意識の向上と各地域における自主的な防犯組織の育成を促進するとともに、市民、行政、警察とが連携し、防犯体制を強化します。

ウ. 交通安全対策の推進

- ・交通安全対策について、市民、関係機関などが協力し、交通安全教育・運動を展開していくとともに、危険道路箇所の改修と交通安全施設の整備に努めます。

③環境関連施設の整備

ア. 公園緑地の整備

- ・全市域を対象とした「緑の基本計画」を新たに作成し、計画的に公園緑地の整備を進めます。

イ. 墓地の整備

- ・関西文化学術研究都市建設等に伴う人口増加に対応するため、適地の検討を行い、墓地の整備を進めます。

2. 互いに支えあう地域福祉の充実

(1) 保健・医療・福祉の連携強化

① 医療機関と保健・福祉関連機関とのネットワークの確立

- ・多様化・高度化する保健・医療・福祉ニーズに対応するため、公立山城病院を中心とする医療施設、保健所や各種福祉施設、公的機関等のネットワーク化を図り、総合的なケアシステムを構築します。

(2) 保健・医療・福祉等の総合的な支援・サービスの充実

① 総合的な支援・サービスの拠点配置と充実

- ・全ての住民が健康で安心して暮らせることができる地域社会を実現するため、各地域に拠点を配置し、保健・医療・福祉等の総合的な支援・サービス活動の充実を図ります。
- ・特に、高齢社会に対応した介護予防、地域医療の充実を図ります。

(3) 高齢者や障害者などの地域福祉、施設福祉、生きがい対策の充実

① 地域福祉の充実

- ・新たに福祉事務所を設置するとともに、住み慣れた地域社会の中で子供からお年寄りまで、ともに安心して暮らせるよう、地域における高齢者や障害者等の多様な福祉ニーズに対応できるよう行政と市民、社会福祉協議会、ボランティア、NPO等の連携による総合的な地域ケア組織を整備し、地域に根ざした福祉の充実を図ります。

② 福祉関連施設の整備・充実

- ・在宅福祉が困難となった高齢者、障害者、その家族等が安心できる生活を送れるよう、介護の必要性に応じた各種施設の整備・充実を図ります。
- ・また、高齢者、障害者の世帯が地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活が営めるよう、緊急通報設備や介護が必要となった場合に介護サービスの提供を受けられるように配慮した住宅（ケア付住宅）の整備について、検討を進めます。

③ 生きがい対策等の強化

ア. 生きがい対策の充実

- ・増大する高齢者の生きがい対策として、各老人クラブの連携を強めるとともに、各種の交流活動や文化・スポーツ・レクリエーション活動、学習活

動等を積極的に促進します。

イ. 高齢者活動の促進・支援

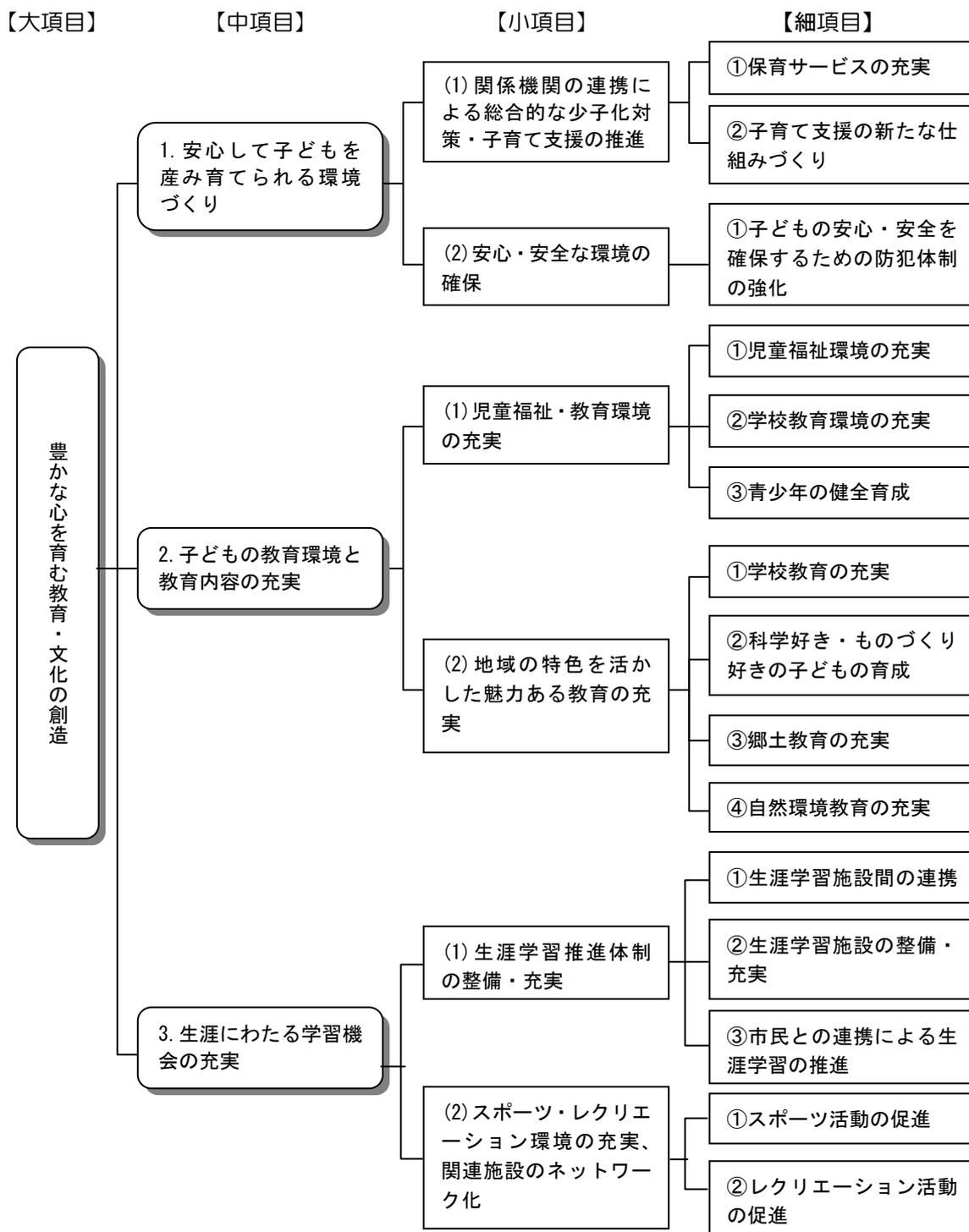
- ・高齢者が専門的な知識や技能等を発揮して生きいきと活動できるよう、高齢者によるNPO等の活動に対し、積極的な支援を行います。

ウ. 障害者等の自立体制

- ・障害者等、社会的に弱者とされる住民が、日常生活を自然に営み、就業の機会や地域社会への参加する機会を作り出していきます。
- ・また、全ての人々が利用しやすい、いわゆるユニバーサルデザインの視点に基づき安全な公共施設整備等を促進します。

4. 豊かな心を育む教育・文化の創造

4-1 施策の体系



4-2 主要な施策・事業等

1. 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

(1) 関係機関の連携による総合的な少子化対策・子育て支援の推進

① 保育サービスの充実

- ・ 保育ニーズの多様化に対応して、乳児保育、一時保育、延長保育、障害児保育等の多様で良質な保育サービスの充実を図ります。

② 子育て支援の新たな仕組みづくり

ア. 次世代育成支援事業の推進

- ・ 子どもが健やかに育ち、安心して子どもを生み育てることができる環境を築くため、保育サービスの充実などとあわせ、子どもの虐待防止対策や子育て期の保護者を中心とした子育てサークルの育成と活動の支援体制を充実するとともに、子育てサークルのネットワークの確立とそれを推進するコーディネーターの育成を図ります。

イ. 保育ママ（家庭福祉員）制度の導入

- ・ 保育ニーズの増大に対応するため、保育士や教員の有資格者を対象とした保育ママ登録制度の導入を検討します。

(2) 安心・安全な環境の確保

① 子どもの安心・安全を確保するための防犯体制の強化

ア. 地域における防犯体制の整備

- ・ 子どもに対する防犯意識を高め、自治会やPTA、ボランティア等が連携し、地域における防犯体制の整備を促進します。

イ. 学校における防犯体制の強化

- ・ 学校内における防犯体制をより強化するとともに、PTAやボランティア等の協力を得て、通学路等における防犯活動の強化を図ります。

2. 子どもの教育環境と教育内容の充実

(1) 児童福祉・教育環境の充実

① 児童福祉環境の充実

ア. 保育施設・設備の充実

- ・ 各地域の実情に対応して保育所等の保育施設の充実を図ります。

イ. 児童クラブの充実

- ・ 児童クラブについて、昨今の子どもを取り巻く状況や各地域の実情を考慮し、充実を図ります。

② 学校教育環境の充実

ア. 教育施設の整備

- ・ 関西文化学術研究都市等の新規開発地域において、幼稚園、小・中学校の

教育施設の計画的な整備を図ります。

- ・老朽校舎等については順次改築・改修を推進します。特に耐震改修については重点的に行います。

イ. 教育設備の整備

- ・高度情報化の進展に対応できる校内LAN整備をはじめ、幼稚園、小・中学校の教育設備の充実を図ります。
- ・安心・安全な学校給食を効率的かつ安定的に提供するため、給食センターの統廃合を計画的に進めるなど、給食環境の整備を行い、食の教育の充実を図ります。

③青少年の健全育成

- ・次世代を担う青少年の健全育成は、地域社会の重要課題のひとつです。青少年が、地域に親しみと愛着を持ち、豊かな人間性や社会性を育み、創造力と自主性を持った、たくましい人間として成長するよう、地域社会が一体となって、体制づくりを進めるとともに、国際交流や地域交流などの多様な活動の機会と場を提供し、青少年活動の活性化と社会参加を促進します。
- ・また、地域の青少年の確かな心身の成長を地域で責任を持つという意識の向上に努め、青少年の健全育成のための家庭・学校・地域での情報交換・連携を活発にし、青少年をめぐる社会環境の健全化を図ります。

(2)地域の特色を活かした魅力ある教育の充実

①学校教育の充実

- ・幼児、児童生徒の教育に地域の特色を活かすとともに、情報化やグローバル化などの社会情勢の変化に対応できる人材の育成を目指します。また、次代を担う子どもたちが心豊かにたくましく生きる力を身に付けられるよう教育の充実に努めます。

②科学好き・ものづくり好きの子どもの育成

- ・関西文化学術研究都市の研究施設や大学等の協力を得て、科学やものづくりに対する興味が広がるユニークな体験学習や研究者等の出前授業、教員への研修等を推進します。

③郷土教育の充実

- ・豊かな歴史文化の地域であることを活かして、郷土教育副読本を編集・作成し、郷土教育の充実を図ります。
また、地域の郷土史家や府立山城郷土資料館等の協力を得て、フィールド型の郷土教育の実施に努めます。

④自然環境教育の充実

- ・地域における環境NPO等の協力を得て、良好な自然環境を活用したフィールド型の環境教育の実施に努めます。

3. 生涯にわたる学習機会の充実

(1)生涯学習推進体制の整備・充実

①生涯学習施設間の連携強化

- ・市民の生涯学習に対するニーズの多様化・高度化に対応して、公民館を中心とする生涯学習施設間の相互連携を強め、利用者にとって便利で水準の高いサービスの提供に努めます。

②生涯学習施設の整備・充実

- ・地域の実情を踏まえて、公民館や図書館等の生涯学習施設の整備・充実を図ります。

③市民との連携による生涯学習の推進

- ・団塊の世代の定年期を想定し、市民の知識や技術を活用したコミュニティスクール事業等を市民と連携し、推進します。

(2)スポーツ・レクリエーション環境の充実、関連施設のネットワーク化

①スポーツ活動の促進

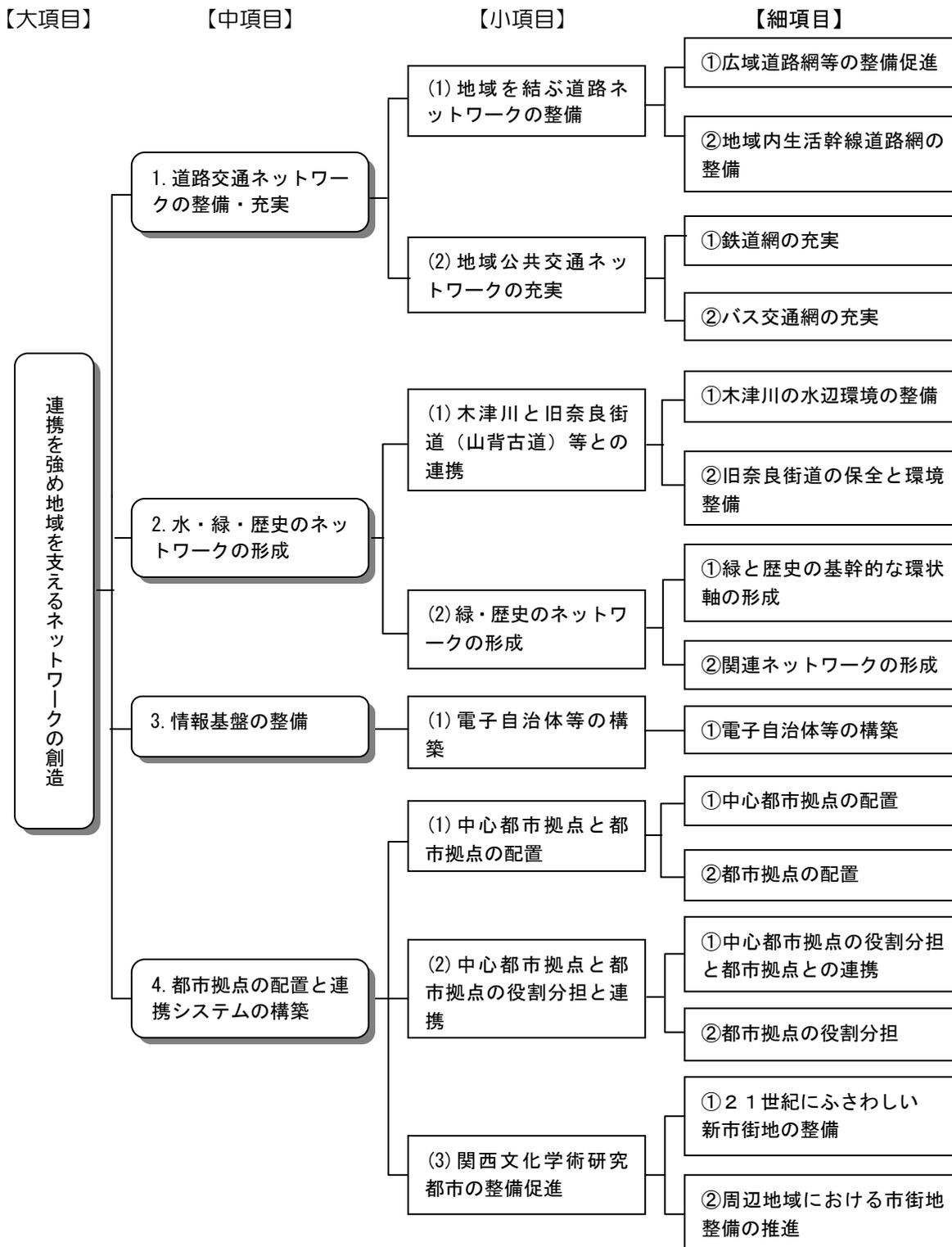
- ・スポーツ振興の充実を図り、スポーツを通じて地域の一体感の醸成や市民の健康と体力の向上を促進します。

②レクリエーション活動の促進

- ・地域内の交流活動促進の一環として、市民によるレクリエーション活動を重視し、活動支援を強化します。

5. 連携を強め地域を支えるネットワークの創造

5-1 施策の体系



5-2 主要な施策・事業等

1. 道路交通ネットワークの整備・充実

(1) 地域を結ぶ道路ネットワークの整備

① 広域道路網等の整備促進

ア. 広域道路の整備

- ・新市の一体性を確立するため、市域内の国道や主要地方道、一般府道等の広域幹線道路について、関係機関と協議し、計画的な改良・整備を促進します。

イ. 地域間循環道路の整備

- ・広域幹線道路の整備とともに、木津地域、加茂地域及び山城地域の地域間を循環する道路網の確立を図ります。

② 地域内生活幹線道路網の整備

ア. 地域内生活幹線道路の整備

- ・木津地域、加茂地域及び山城地域の各地域内において、骨格となる主要な道路の整備・充実を計画的に進めます。

(2) 地域公共交通ネットワークの充実

① 鉄道網の充実

ア. 駅舎の整備・充実

- ・新市の重要な交通結節点となるJR木津駅舎・駅前広場等の早期完成を目指します。
- ・地域内の老朽駅舎の改築、鉄道施設のバリアフリー化、及び駅の利便性の向上等について、関係機関に働きかけるなど、促進します。

イ. 輸送力等の向上

- ・JR奈良線・片町線・関西本線の安全対策の強化、高速化・複線化や輸送力・輸送スピードの向上をより積極的に推進します。また、京阪奈新線の市域内への延伸について、関係機関に積極的に働きかけるなど、促進します。

② バス交通網の充実

ア. 基幹バスルートの創出

- ・現在3町がそれぞれ独自に取り組んでいるバス事業に加え、公共施設間の連携強化等を考慮したバス対策の充実を図ります。

イ. 公共交通空白地域の解消

- ・公共交通空白地域の住民の身近な交通手段としての利便性を確保するため、市民との協働し、コミュニティバス等による地域内公共交通対策の充実を目指します。

2. 水・緑・歴史のネットワークの形成

(1) 木津川と旧奈良街道(山背古道)等との連携

① 木津川の水辺環境の整備

- ・ 木津川の水運を利用してきた歴史を再認識し、川を活かした水辺利用と各地に残る歴史的な町並みや常夜灯などをはじめとする地域観光資源との連携を考慮して、木津港、木津川潜没橋（泉橋）、及び加茂港について、親水公園としての再整備を関係機関と協議しながら検討を進めます。

② 旧奈良街道の保全と環境整備

- ・ 木津地域から山城地域を経て北上する旧奈良街道を地域における主要な歴史文化軸として位置づけ、その保全を図るとともに、道路環境の整備等を進めます。

(2) 緑・歴史のネットワークの形成

① 緑と歴史の基幹的な環状軸の形成

- ・ 新市は、緑豊かな森林や里山、田園風景などの豊かな自然環境に加え、歴史的遺産や文化財など多くの地域資源が点在しています。これらの地域資源を市民共有の財産として活かすため、木津・加茂・山城地域を環状ルートで結ぶ緑と歴史の探訪ルートを設定し、自然環境を活かした散策路の整備を計画的に進めます。

② 関連ネットワークの形成

- ・ 基幹的な環状軸から主要な歴史文化拠点や主要施設、緑の拠点的なエリア等に向けて分岐するルートに関連ネットワークとして設定します。
- ・ 地域内に残存する旧大仏線ルートについては、橋梁跡等の遺跡の保全を図り、観光資源としても活用するよう努めます。

3. 情報基盤の整備

(1) 電子自治体等の構築

① 電子自治体等の構築

- ・ ITの便益を最大限に活用するとともに、新市の行政運営の簡素・効率化と市民サービスの質的な向上を実現するため、情報セキュリティ、個人情報保護、及び情報格差に配慮し、新市における電子自治体構築のビジョン・戦略を策定します。また、行政手続きのオンライン化をはじめ、統合型地理情報システム（GIS）、ホームページ、電子自治体の玄関口となるポータルサイトの整備など情報化を促進します。
- ・ 戸籍や行政事務の電算化をはじめ、支所や図書館などの公共的施設のネットワーク化を進め、地域間格差のない迅速で質の高い市民サービスを提供します。

4. 都市拠点の配置と連携システムの構築

(1) 中心都市拠点と都市拠点の配置

① 中心都市拠点の配置

- ・ 中心都市拠点は、新市の本庁舎として位置づけている木津町役場周辺の町道335号線沿線地域からJR木津駅前地域にかけての地区とします。

② 都市拠点の配置

- ・ 都市拠点は、新市の支所として位置づけている加茂地域と山城地域の各町役場の周辺地域からJR駅周辺地域にかけての地区とします。

(2) 中心都市拠点と都市拠点の役割分担と連携

① 中心都市拠点の役割分担と都市拠点との連携

- ・ 新市の市役所をはじめとする行政その他の管理サービス機能の中心都市拠点として、木津駅前土地区画整理事業や町道335号拡幅整備等による都市基盤整備の早期完了を目指すとともに、商業・業務機能等の集積を促進し、加茂地域・山城地域の都市拠点とも連携しながら、市民サービスの向上を図ります。

② 都市拠点の役割分担

- ・ 加茂地域と山城地域の都市拠点は、中心都市拠点を補完する拠点として位置づけ、各地域における日常生活の拠点としての役割を担います。

(3) 関西文化学術研究都市の整備促進

① 21世紀にふさわしい新市街地の整備

- ・ 関西文化学術研究都市について、計画的な整備開発により、21世紀の新都市にふさわしい優れた環境を持つ都市の形成を促進します。
- ・ 本都市の成熟化に対応する適切なゾーニングを行い、計画的な整備を進めます。
- ・ 木津南地区及び木津中央地区において、研究開発、先端産業の拠点の形成を図るため、文化学術研究ゾーンを配置し、文化学術研究施設や研究開発型産業施設の立地を推進します。
- ・ 平城・相楽地区、木津南地区及び木津中央地区において、新市に住み、働く人々の生活や業務等の利便性を向上するため、センターゾーンを配置し、商業・業務施設等の都市的サービス施設の立地を推進します。
- ・ また、木津北地区及び木津東地区については、関係機関と連携を図りながら、今後の関西文化学術研究都市としてふさわしい土地利用のあり方やそれを具体化するための方策の検討を進めます。

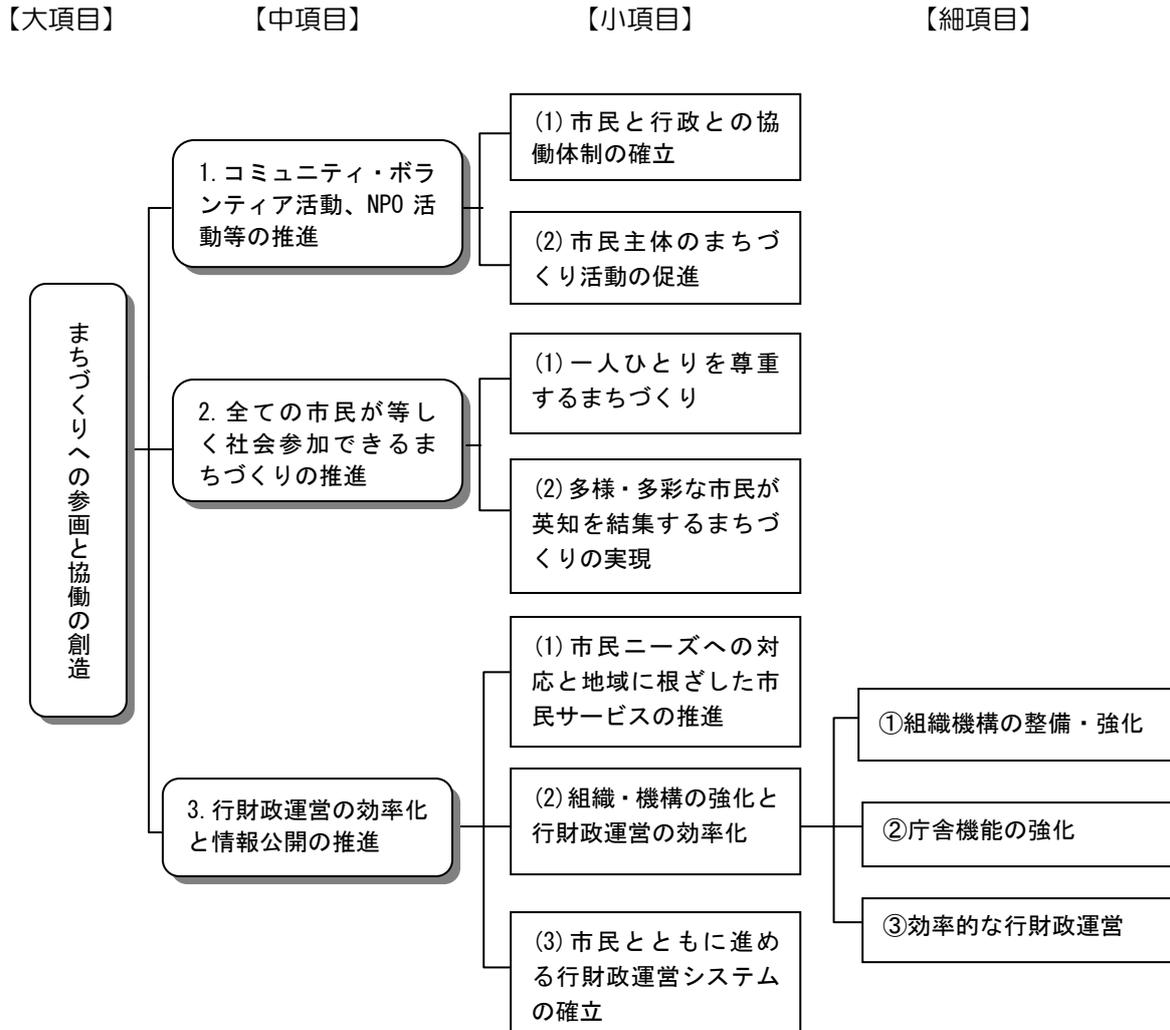
② 周辺地域における市街地整備の推進

- ・ 関西文化学術研究都市の整備に関連し必要な公共施設整備や土地利用計画等の変更を適切に行い、周辺地域の整備の促進を図ります。

- ・特に、現在整備を進めている木津中央地区と中心都市拠点の相互の都市機能やコミュニティの有機的な連携を図り、一体的なまちづくりを推進するため、両市街地の結節点となる市街地の計画的な開発整備を進めます。

6. まちづくりへの参画と協働の創造

6-1 施策の体系



6-2 主要な施策・事業等

1. コミュニティ・ボランティア活動、NPO 活動等の推進

(1) 市民と行政との協働体制の確立

- ・ 行政に対する市民ニーズの多様化・高度化が進む中、さらに効率的で満足度の高い公共サービスを維持し、全ての市民が誇りを持てる地域社会を実現するためには、行政運営のパートナーとしての「市民参加」のあり方を行政と市民の双方が見直し、市民と行政との協働体制を確立する必要があります。このため、地方分権の推進と市民と行政の協働による新たな行政システムのあり方の指針となるまちづくり基本条例・市民参加条例の策定について、検討します。
- ・ 市民と行政がともに行動する「協働」による地域づくりを推進するため、行政区・自治会等とNPO・ボランティア・企業等が補完・協調できる仕組みづくりを検討するとともに、環境美化活動、福祉活動、地域おこし活動など市民主体の地域づくり活動を支援します。

(2) 市民主体のまちづくり活動の促進

- ・ まちづくりに取り組む地域コミュニティやNPO・ボランティア・企業等の活動を支援し、市民主体のまちづくり活動の促進と充実を図ります。

2. 全ての市民が等しく社会参加できるまちづくりの推進

(1) 一人ひとりを尊重するまちづくり

- ・ 一人ひとりの人権が尊重され、誰もが誇りを持って生きることができる平和で明るい社会の実現を推進します。
- ・ 男女共同参画をいっそう推進し、男女がその個性と能力を十分に発揮でき、等しく社会参加できる環境づくりを進めます。

(2) 多様・多彩な市民が英知を結集するまちづくりの実現

- ・ 合併して誕生する新市をより魅力的なまちにしていくため、多様・多彩な市民が交流し、英知を結集できる機会を創設・拡充します。
- ・ インターネットなど情報通信技術の急速な発展や経済活動の世界的規模化が進む中、広い視野を持った国際性豊かな人材の育成を推進し、地域の活性化や独自性・個性の確立に努めます。

3. 行財政運営の効率化と情報公開の推進

(1) 市民ニーズへの対応と地域に根ざした市民サービスの推進

- ・ 地域によって市民サービス水準に格差が生じないように、支所等において市民窓口を設けることを基本に、本庁舎と支所等を結ぶネットワーク整備などを進め、各種の行政相談に的確に対応できる機能を充実します。

- ・各地域の実情や特性に根ざしたきめ細かな市民サービスを行っていくため、必要に応じて地域別まちづくり懇談会等を実施するよう努めます。

(2)組織・機構の強化と行財政運営の効率化

①組織・機構の整備・強化

- ・地方分権への対応と市民満足度の高い市民サービスの提供を目指した組織・機構を構築するとともに、職員の資質・専門知識の向上を図るなど、行政体制の充実・強化を図ります。

②庁舎機能の強化

- ・庁舎については、木津町役場を本庁舎、加茂町役場・山城町役場をそれぞれ支所とする本庁舎方式とし、新市の行政体制に合わせた本庁舎の建設、支所の改造・空調整備等を行い、庁舎機能を強化します。
- ・また、市民の声が届きやすく、高度化・多様化する市民ニーズにも対応できる行政システムづくりに努めます。

③効率的な行財政運営と自主財源の確保

- ・合併によるスケールメリットを活かした、計画的な職員の定員管理と市民ニーズ・地域ニーズに応じた職員の適正配置、行財政改革を積極的に推進するなど、事務事業の効率化と行財政のスリム化に努めます。
- ・新市基本計画や合併後策定される新市総合計画等に基づき、合併に伴う市民生活への急激な影響やサービスと負担の公平化に配慮した効率的な行政運営に努めます。
- ・国・地方財政の悪化と三位一体改革の推進に伴う地方交付税の削減や補助金の見直し等により、新市の財政運営は、引続き厳しい状況が予想されます。将来にわたり、安定した行政運営と健全な財政基盤を確立するため、事業の重点化と効率化、経費の節減、合併効果を活かした長期的・総合的な財政運営に努めるとともに、産業振興による税収増や市税の収納率の向上など自主財源の確保と国・府の補助制度、将来負担を考慮したうえで、地方債の効果的な活用に努めます。

(3)市民とともに進める行財政運営システムの確立

- ・広報誌やインターネットなどの媒体を利用し、行政情報を積極的に市民に広報・公開するとともに、重要なまちづくり計画に関してパブリックコメントを行うなど、広報広聴機能を充実します。
- ・事務事業評価システム等の導入により、アカウンタビリティ(説明責任)性の高い行財政運営を推進します。

VI 新市における京都府事業等の推進

1. 基本方針

- ・京都府では、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を支援するため、新市の施策と緊密な連携を図りながら、新市の一体性の確立や安心・安全のまちづくりの整備に資する事業等を積極的に推進します。

2. 京都府の支援

(1)新市の一体性の確立の支援

- ・地域間の交流・連携を促進するため、国道163号や府道木津信楽線、天理加茂木津線、上狛城陽線、都市計画道路加茂駅前線、農道（山城地区）等の整備を推進し、地域内ネットワークの整備を進め、新市の一体性の確立を支援します。

(2)防災のまちづくりの支援

- ・井関川等の河川改修や防災情報システムの整備を推進し、災害から地域を守り、安心・安全のまちづくりを支援します。

(3)新市の拠点整備の支援

- ・産業振興等の拠点となる地域の整備を推進し、新市の活性化を支援します。
関西文化学術研究都市においては国際研究開発拠点としての整備を図るため、「けいはんな新産業創出・交流センター」による産学公連携事業の推進や産業創出に向けた支援を行うとともに、関係機関と連携し研究機関等の誘致を促進します。
恭仁宮跡においては、関係機関と連携し、保存活用を支援します。

(4)新市移行に伴う支援

- ・市制移行に伴い、福祉関係事務など京都府から新たに移譲される事務が新市において円滑かつ適切に処理されるよう必要な助言、調整、職員研修等を行うとともに、新市との人事交流を行うなど新市における事務の執行を支援します。

※ なお、上記京都府事業のほか、都市計画道路（天神山線、東中央線）については、計画の具体化に向け、国をはじめとする関係機関との調整等を進めます。

JR奈良線、片町線、関西本線の高速化・複線化については、関係機関との調整等を進めます。

また、関西文化学術研究都市「木津北・東地区」における土地利用のあり方については、関係機関との調整等に努めます。

VII 公共的施設の統合整備

- ・公共的施設の整備にあたっては、効率的な公共施設の活用や整備を進める必要があることから、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域の特性や地域間のバランス、一体的かつ効率的なまちづくりの観点、さらには財政状況等を十分考慮しながら、計画的かつ適正に配置します。
なお、その配置を検討する際には、特に、既存施設の有効利用や相互利用、施設の複合化や統合、広域的な利用の促進などを総合的に勘案するとともに、合併に伴う行政区域の拡大によって市民サービスが低下しないよう、市民が利用しやすい配置となることを基本とします。
- ・また、各町の施設で機能的に重複・類似しているものについては、統合、機能分担、民間委託による管理運営方法等を検討し、有効に活用します。
新たな公共施設の整備については、財政運営に及ぼす影響が大きいことから、行政運営の効率化はもちろん、事業の効果・効率性、施設の管理方法、維持管理経費、及び後年度の財政負担等について、十分検討したうえで進めます。
なお、有効活用ができない公共施設等については、集約化・複合化、転用又は除却を進め、効率的な整備に努めます。
- ・新市の本庁舎については、現在の木津町役場に置くものとします。また、現在の加茂町役場・山城町役場の庁舎については、それぞれ支所として、地域住民に最も身近な市民サービスを提供するための拠点機能に加えて、地域の活性化や市民活動に資するよう有効に活用します。

VIII 新市の財政計画

【前提条件】

- ・ 財政計画は、健全な財政運営を行うことを基本として、合併後の16年間（平成19年度から令和4年度まで）について、歳入・歳出の項目ごとに現行の財政制度等を参考に、普通会計をベースに将来の歳入・歳出について推計したもので
 - ・ 策定にあたっては、合併協議会において決定された事務事業の調整方針や新市基本計画の主要施策等を反映させ、合併に対する国の財政支援措置や合併による歳出の削減効果等を考慮し作成しています。
- なお、費目ごとの前提条件は次のとおりです。

1. 歳入

(1) 地方税

- ・ 現行の税制度を基本として、今後の税制改正や人口増加等の影響を考慮するとともに、合併協議における調整結果を反映させて算定しています。

(2) 地方譲与税

- ・ 現行制度を基本として、過去の実績を基に推計し算定しています。

(3) 各種交付金

- ・ 現行制度を基本として、過去の実績を基に推計し算定しています。

(4) 地方交付税

- ・ 現行の地方交付税制度を基本として、今後想定される段階補正の見直し等による減少分を見込んだうえで、普通交付税の算定の特例（合併算定替）等の合併に係る財政支援措置を見込むとともに、「合併推進債」の償還金に対する交付税措置を見込んでいます。

(5) 分担金・負担金

- ・ 過去の実績を基に推計し算定しています。

(6)国庫支出金・府支出金

- ・現行制度を基本として、一般行政経費分については、今後の税源委譲による影響を考慮し算定しています。
- ・普通建設事業に充当する分については、新市基本計画の主要施策等により算定しています。

(7)繰入金

- ・新市基本計画の主要施策等の実施に伴う財源として各種特定目的基金から繰り入れることとし、各種基金の効率的な活用を図ることとしています。

(8)地方債

- ・現行の地方債制度を基本に、新市基本計画の主要施策等に伴う合併推進債、通常債を見込んでいます。

(9)その他

- ・過去の実績を踏まえ算定しています。

2. 歳 出

(1)人件費

- ・合併後の一般職員数の抑制のほか、特別職、議会議員数等の減少を見込んで算定しています。

(2)物件費

- ・合併による事務経費の削減効果や合併直後に要する臨時的経費を見込むとともに、類似団体の数値を参考に算定しています。

(3)扶助費

- ・合併後の生活保護の経費を見込むほか、人口増加の影響等を考慮し算定しています。また、合併協議会における調整結果を反映させて算定しています。

(4)補助費等

- ・合併に伴う増加分や事務経費の削減効果を見込むとともに、清掃センター建設に係る負担金を加算し算定しています。

(5)公債費

- ・合併前に借り入れた地方債に係る償還予定額と、新市基本計画の主要施策等の実施に伴って借り入れる地方債に係る償還予定額を見込んで算定しています。

(6)積立金

- ・剰余金が生じる年度について、その剰余金を基金に積み立てることとしています。

(7)繰出金

- ・各特別会計の今後の推移を考慮し算定しています。介護保険及び老人保健特別会計への繰出金については、今後の高齢者人口の影響を考慮するとともに、下水道事業については、今後の事業計画を基に算定しています。

(8)投資的経費

- ・新市基本計画における主要な事業、その他の普通建設事業を見込んでいます。

(9)その他

- ・過去の実績を踏まえ算定しています。

※財政計画は、歳入歳出の各項目別に、過去の決算・直近の決算見込みの状況や現行の財政制度等を勘案し、合併後16年度間の歳入・歳出について普通会計ベースで推計したものであり、個別の事業を積み上げて算出する単年度の予算とは、算出方法が異なるものです。また、事業費は概算であり、将来の社会経済情勢の変化等に伴い変動する場合があります。

財 政 計 画 (普通会計)

(単位：百万円)

項 目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
歳 入	地 方 税	8,599	8,945	8,760	8,732	8,792	8,676	8,757	9,055	9,234	9,525	9,704	9,830	10,028	10,261	10,014	10,031
	地 方 譲 与 税	233	224	212	206	203	204	194	190	203	211	215	219	222	225	226	228
	各 種 交 付 金	967	942	904	914	911	852	943	1,066	1,616	1,460	1,536	1,539	1,686	1,798	1,902	1,836
	地 方 交 付 税	4,771	4,625	4,704	5,286	5,738	5,943	5,796	5,763	5,798	5,600	5,557	5,558	5,641	5,918	6,077	5,990
	分担金・負担金	70	273	197	322	261	207	204	228	714	959	1,295	116	70	85	84	100
	国・府支出金	2,298	3,128	4,899	4,639	4,613	5,182	5,580	4,843	6,506	6,431	7,005	5,650	6,090	15,980	8,596	7,329
	繰 入 金	506	970	879	11	41	54	86	1,413	614	1,329	571	1,159	773	344	776	1,276
	地 方 債	2,858	2,782	4,779	2,456	1,714	3,754	3,503	1,824	3,715	3,254	3,654	3,141	2,606	2,238	3,330	3,452
	そ の 他	1,157	1,315	1,827	2,086	2,179	2,003	2,133	1,578	2,176	1,646	2,066	1,775	1,353	1,801	1,529	1,047
	合 計	21,459	23,204	27,161	24,652	24,452	26,875	27,196	25,960	30,576	30,415	31,603	28,987	28,469	38,650	32,534	31,289

項 目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
歳 出	人 件 費	4,191	4,071	4,103	4,102	4,204	4,116	3,982	4,119	4,197	4,157	4,220	4,079	4,012	4,725	4,902	4,630
	物 件 費	2,951	2,977	2,994	3,169	3,496	3,354	3,378	3,672	3,854	3,898	4,027	3,647	3,894	3,814	4,133	3,628
	扶 助 費	2,312	2,673	2,895	4,030	4,412	4,694	4,824	5,181	5,200	5,558	5,658	5,723	6,135	6,543	6,348	6,126
	補 助 費 等	2,595	2,727	3,859	2,993	3,383	3,247	3,315	3,387	3,757	3,659	4,420	4,663	4,698	13,362	6,434	5,823
	公 債 費	2,420	2,532	2,503	2,719	2,780	2,937	2,820	2,911	2,820	2,978	2,716	3,266	2,842	2,949	3,258	3,280
	積 立 金	450	269	259	669	439	543	1,129	1,082	1,019	482	753	559	320	1,091	108	240
	繰 出 金	2,140	2,258	2,339	2,656	2,461	2,465	2,407	2,588	2,773	3,024	2,106	2,093	2,162	2,207	2,249	2,317
	投 資 的 経 費	3,886	5,116	7,344	3,396	2,468	4,717	4,663	2,144	6,078	5,889	6,921	4,117	3,385	2,834	4,287	4,420
	そ の 他	182	172	156	177	188	172	195	220	276	308	432	376	373	381	548	536
	合 計	21,127	22,795	26,452	23,911	23,831	26,245	26,713	25,304	29,974	29,953	31,253	28,523	27,821	37,906	32,267	31,000

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
基金残高	10,331	9,723	9,144	9,812	10,248	10,762	11,824	11,523	11,975	11,159	11,391	10,865	10,457	11,263	10,653	9,670

※端数整理のため、基金残高と繰入金・積立金との差引が一致しない場合があります。

IX 新市基本計画の推進

1. 市民との協働関係の強化

- ・新市の将来像「水・緑・歴史が薫る文化創造都市～ひとが耀き ともに創る豊かな未来～」を実現するにあたっては、市民と行政がそれぞれの役割を積極的に担うとともに、互いに協働関係を築きながら、市民一人ひとりが身近な地域のことを考え、まちづくりの主体となって個性が耀く地域を創造することが重要です。
このため、市民の意見などを積極的に受け入れ、地域における市民の主体的な活動に対して地域特性や実情に応じた支援とその取組が有機的に連動するよう、新市全体に広がるネットワークづくり・情報提供に努め、市民の安心・安全な暮らしを支える体制づくりを推進します。
- ・また、市民への説明や理解に努め、市民と行政の信頼関係や協力関係を高めるため、情報公開・広報公聴活動の充実等を図り、開かれた市政の推進を図ります。

2. 広域行政との連携

- ・新市においても、これまで各町が国、府、近隣自治体や関係団体などと相互に協力しながら取り組んできた広域的な課題への対応を継続します。特に、消防、病院、ごみ処理、し尿処理などの広域行政をはじめ、広域幹線道路整備や公共交通の利用促進、環境対策や災害時対応など相互に協力・連携し、各種施策の推進に努めます。

3. 主要施策の具体化

- ・地方分権の推進に伴い、地方自治体の自主性・自立性が強く求められています。
新市基本計画で示された主要施策については、新市において策定する新市総合計画や各分野の関連計画の策定過程において、十分な検討を行い各種計画の重要度・緊急度等に基づき、優先順位を的確に判断しながら実現に向けて努力します。
- ・また、新市基本計画を実現し、多様化・高度化する行政需要に対応するためには、行財政の合理化・効率化を進め新市のさらなる発展を目指すため、健全かつ安定した財政基盤の確立に努めます。